

平成30年五條市議会第2回6月定例会（第3号）

日 時 平成30年6月12日（火） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	養 田 全 康	1 小・中学校の現状と学校適正化について (1) 授業について (2) 不登校・いじめについて (3) 部活動について (4) 今後の取組について 2 人口増加対策と交流人口増加対策について (1) 住宅取得補助制度の検証について (2) あんしん福祉部の人口増加対策の検証について (3) 交流人口増加対策について (4) 今後の取組について 3 太陽光を含む開発事業の管理について (1) 現状について (2) 今後の取組について	教育長・部長 市長・教育長・ 政策企画監・ 部長 部長
2	藤 富 美 恵 子	1 地域公共交通について 2 五條市学校適正化（案）について 3 五條市を活性化させるための施策について	部長 部長 市長・部長
3	牧 野 雅 一	1 大塔地域の振興について (1) 振興に向けた進捗と展望について 2 空家対策について (1) 市の取組について	市長・部長 市長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
3	牧 野 雅 一	<p>3 将来を展望した市債の活用について (1) 適正な借入額と返済額のバランスについて (2) 主要な財源である過疎債の見通しについて</p> <p>4 新庁舎建設事業の進め方について (1) 新庁舎建設事業について (2) 新庁舎建設に伴う周辺道路整備について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>
4	大 谷 龍 雄	<p>1 災害の救援・復旧と災害の原因をなくす取組について (1) 災害の規模と災害予算規模及び完了予定について (2) 台風21号災害の原因と考えるダムの緊急放流と地球温暖化防止及びダムの耐震照査について</p> <p>2 水道の安定供給を目指した取組について (1) 石綿管の計画的交換と効率的交換について (2) 県の計画している水道広域化での五條市・吉野郡3町のメリットの追求と五條市の古い浄水場の廃止の検討について (3) 県の水道の将来構想に対する慎重な対応について</p> <p>3 新庁舎の耐震・利便・節約等を目指した建設について (1) 障害者・老人等が全ての用事ができる設計について (2) 職員の食事内容の自由と休憩時間内で食事のできる食事部屋の確保及び新庁舎外へ食堂を作る問題点について (3) 空調設備の効率的な設置と維持費を考えた設置について (4) 耐震性を考えた天井づくりと窓づくりについて</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
4	大 谷 龍 雄	<p>(5) 火災や地震時の緊急避難対策について</p> <p>4 精神障害者の交通運賃割引実現の取組について</p> <p>5 住宅開発や工業団地開発に伴うごみ処理及び汚水処理に関する開発業者の負担金総額と残金について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

- 第二 報第 四号 平成二十九年五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について
- 第三 報第 五号 平成二十九年一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業報告について
- 第四 報第 六号 専決処分報告、承認を求めることについて（平成二十九年五條市一般会計補正予算（第九号））
- 第五 報第 七号 平成二十九年五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第六 報第 八号 平成二十九年五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第七 報第 九号 平成二十九年五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第八 報第 十号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市税条例等の一部改正）
- 第九 報第 十一号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）
- 第十 議第三十四号 五條市不当要求行為等防止条例の制定について
- 第十一 議第三十五号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について
- 第十二 議第三十六号 五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第十三 議第三十七号 五條市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部改正について
- 第十四 議第三十八号 五條市介護保険条例の一部改正について
- 第十五 議第三十九号 五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第十六 議第 四十号 工事請負契約の締結について
- 第十七 議第四十一号 工事請負契約の締結について
- 第十八 議第四十二号 財産の取得について
- 第十九 議第四十三号 平成三十年五條市一般会計補正予算（第一号）議定について
- 第二十 議第四十四号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大谷	藤富	吉田	山口	福塚	岩本	窪田	吉野	牧岡	平田	養田	伊谷
龍	美	雅	耕			佳		雅	清	全	賢
雄	子	範	司	実	孝	秀	正	一	司	康	司

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太
副市長	檜
教育長	堀
理事（総務部長）	吉
	田
	内
	内
	田
	好
	成
	伸
	曉
	史
	起
	吉
	紀

事務局職員出席者

事務局係長	事務局次長	事務局長	土地開発公社事務局長	技監	政策企画監	市長公室長	危機管理監	すこやか市民部長	あんしん福祉部長	産業環境部長	都市整備部長	教育部長	西吉野支所長	大塔支所長	水道局長	会計管理者	秘書課長	企画政策課長	財政課長	藤原克哉
車井坂	谷筒口	憲昭慎	松西	細川	和	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
			松本	西本	西本	西本	西本	西本	西本	西本	西本	西本	西本	西本	西本	西本	西本	西本	西本	西本
			成久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久
隆則一			人雄	美	美	美	美	美	美	美	美	美	美	美	美	美	美	美	美	美

午前十時零分再開

事務局主任	芳
事務局係員	窪
速記者	柳
	ケ
	瀬
	五
	美
	田
	佳
	名
	子
	人

○議長（平岡清司）ただいまから昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりまして、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりでありまして、

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（平岡清司）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確をお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、二番養田全康議員の質問を許します。二番養田全康議員。

〔二番 養田全康質問席へ〕

○二番（養田全康）皆さんおはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、二番養田全康の一般質問を通告のとおりさせていただきます。まず大きな一番、小・中学校の現状と学校適正化についてであります。

その中でまず(一)平成二十八年五月一日現在なんですけれども、小学校では生徒数が前年度より一千百七十人減少したと、また中学校では前年度より六百四十八人の減少を見ていると、そんな中、小学校は昭和五十七年が生徒数のピークであったと、また中学校では昭和六十二年がピークで減少が続いていると、現在そんな状況であるんですけれども、例えば五條市において小・中学校の教員の配置の現状、まずここがどのようになっているのか、中学校では免許外の教科指導があると聞きするのですけれども、その辺の現状はどうなっているのか、まず教えていただけますか。

○議長(平岡清司) 松井教育部長。

○教育部長(松井和永) おはようございます。

二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

現在、各学校とも生徒数が減少してきており、それに伴い教員の定数が少なくなっています。

中学校においては教科担任制であることから、県全体でも、技術、家庭、美術といった科目の専科教員が不足していますが、本市においては県教育委員会において、専科教員の非常勤加配や一部教員の兼務発令等で対応していただいております。これに加え本市では、県教育委員会において認められている臨時免許を保有している講師を配置しております。

本市の現状といたしましては、技術科で二校、家庭科で四校、美術科で二校において専科教員が不足していることから、今後も引き続き、県教育委員会へ教員配置の要望を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(平岡清司) 二番養田全康議員。

○二番(養田全康) ということは、通常の授業の中で技術、家庭、美術、これにおいて先生の数が足りていない、現状そのように認識するのですけれども、これらに臨時免許を交付しているというような話でありましたけれども、臨時免許というのはどのような状態になったときに誰が交付するのか、その辺どうですか。

○議長(平岡清司) 松井教育部長。

○教育部長(松井和永) 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

臨時免許につきましては、県教育委員会が認めておるところでございます。どういふ場合と言いますと、先ほど申しましたように専科教員

が不足している場合などでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）県が交付すると、学校で配置された中でその科目が足りないというときに、その中で選ばれる先生がおられると思うのですが、その先生がその科目を指導するときの一定のレベルがあるかどうかという、この辺のチェックというのは、この辺どうなっていますか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

その資質というのですか、教員の資質というのですか、そこにつきましては校長の方で判断をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）先生の資質は校長先生がチェックして、この科目やったらいけるかなという中でやっているということですが、授業のレベルを一定レベルにしないといけないと思うのですけれども、その辺のチェックという体制は誰がどのようになされておるのか、分かったら教えてください。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

最終的なチェックは校長が行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）校長先生が行っているということですよ。はい。

しつかりと、どんな科目の中でも一定のそういう教育内容が行われているかどうかというのは大変重要な問題でありますので、加配の先生であったりとか、例えば教科外であったりとか、その辺のチェックという体制はしつかりと教育委員会の方でも考えていただきたいと、まず

そのように思います。

そんな中で、中学校の英語の専門の先生が小学校に今派遣があり、小学校での英語の授業が少しずつ始まったと、今後小学校における英語の授業が本格化していくという、国の中でもそういうような状況であると聞くのですけれども、今現在五條市の取組どのようになっておるか教えてください。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

学習指導要領の改訂により平成三十二年度から小学校において外国語活動が本格実施されます。

本市では、昨年度から小・中一貫教育の先駆けとして中学校の英語教員を一名、市内の小学校における英語教育・国際理解教育を目的として小学校へ派遣しております。これに加え、今年度、働き方改革の一環として国の事業により小学校担任の授業軽減を行うことを目的として創設された事業で、更に一名の英語教員を派遣しておるところでございます。このことが実際に中学校で行っている英語の教科指導に触れる機会となり、小学生への生きた英語教育の展開が期待できるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 市内全校に対してされておるのか、また一定の小学校に対してされているのか、その辺りですか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

小学校につきましては、七校、二名の教員が行っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 七校というのは全校という、五條市内にある小学校全てにおいてという認識でいいですか。……ではないですか、違いますか。では何校行っていないのか、その辺りですか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えをいたします。
一校でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） その一校に行っていない理由を教えてください。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。
学校長の判断でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 学校長の判断で、例えば教育委員会がその英語を必要ということで指導に回っていると思うのですけれども、そこは学校長の判断でうちは必要ないと、そういう状態で考えてもいいものなのかどうか、その辺どうですか。

○議長（平岡清司） 堀内教育長。

○教育長（堀内伸起） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今御質問の件ですけれども、今回の調査のところは小学校に英語教員を配置していくということで各学校の調査を行いました。小学校ではもちろん中学校から行かなくても、ほかの市町村はほとんどなんですけれども、小学校の先生が英語の指導をしている、国際英語の指導をしているとなっております。だから今回の場合はそれに加えて、特別にそういう配置をしたところなんです。学校の意向を聞いて、学校の方で英語の、いわゆる英語教育や国際理解教育がとれる場合、これは学校長の意見によって今回一校が派遣をしていないという状況です。来年度になりまして、更に深まってまいりますから、先行事例ではなくて、実際的にはもつと有効な施策になっていくというように解釈しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 小学校の先生が英語を教えているというのは、これはもちろん存じ上げておるのですけれども、中学校の専門の先生が小学

校に向いて行く、例えば体力測定であったりとかそういうのも体育の先生が小学校に向いて指導する中で測定をすると、かなり運動能力というのが上昇するというような傾向があると思うのです。今これ、僕の子供が阪合部小学校に行っていましたので、中学校の先生が来てくれて、例えば走り方であったり投げ方であったりとか、飛び方であったりとかを教えてもらう中で、成長したということがありますのでね、その辺のことをしっかりと加味していただいて、例えば英語だけではなくて体育だったり、美術だったり、技術であったりというところを今後小中一貫の中になるのかも分かりませんが、指導をしっかりと中学校の専門の先生が小学生に指導するという機会を与えていただきたいと思いますけれども、その辺どうですか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員おっしゃるとおり専門の教科で教えてもらった能力が上がるといふようなことも私も同じようなことを考えておりますので、今年度から英語はそれぞれの学校へ行くようになったのですけれども、小・中一貫教育を行っている学校につきましては、理科とか体育とかの授業も小学校へ行って教えられるような準備をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） しっかりと整備を進めていただきたいと、そのようにお願い申し上げます。

続きまして、（二）不登校・いじめについてでありますけれども、まず不登校についてなんですけれども、全国的に不登校の数というのは減少傾向にあるのかなと、また奈良県下でも下がっておるといふようなデータがあるようなんですけれども、現在不登校の児童・生徒は五條市ではどのような数字にあるのか、その辺どうですか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、不登校についてですが、児童生徒の心や生活背景など様々な問題を抱え、学校に足が向かないといった不登校問題は、学校教育における大きな課題となっております。

本市においては、平成二十九年「度」三十日以上」欠席した児童・生徒は、八小学校中、三小学校で四名、五中学校中、四中学校で十名とな

っております。

この数字の背景には、心理的・情緒的・身体的要因によるもの、また社会的要因や家庭的な背景に起因するものがございます。

教育委員会といたしましては、児童・生徒の実態の共有化を図るための学校訪問、スクールカウンセラーによるカウンセリング、学校・保護者・関係機関によるケース会議など、学校・保護者・教育委員会が共に連携を図りながら取組を進めているところでございます。

また、子どもサポートセンターでは、学校や保護者と協議をして適応指導教室への入室を進めたり、学校や関係課と連携した登校支援を行っておりますのでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）平成二十九年度で三十日以上欠席した生徒は、八小学校のうち三つの小学校で四名おったということですね。中学校は多いんですよね。五つの中学校のうち四中学校で十名おると、これってね、人数的な例えは学校の規模的なところのデータって取っておられますか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

データは収集しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そんな中、大規模な学校が多いのか、それとも小規模な学校で起り得るのが多いのか、この辺りですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

少人数の学校と大人数の学校の中で認知件数を比較した場合、一概に大人数の学校の方が多いというのは言い切れないというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そういうことやと思いますわ。一クラス例えば十名でね、一人不登校になってしまったというのと、三十人二クラスあって、そこで一人、二人出たというのと比較するとどうしても少人数の方が多くなると思うのですけれども。

これ今五條市で不登校、増加傾向にあるのか、それとも減少傾向にあるのか、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

増加はしておりません。横ばい状態でゼロにもならないというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）不登校になった場合の先生の対処法、この辺はしっかりといただいておりますとは思いますが、実際悪化してしまつて長期に不登校になつておられる、そういう生徒というのは今現在五條におられるかどうか、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

長期というのは、三十日以上でカウントをしています。先ほど申し上げました人数が三十日以上休んでいる、長期ということです。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）年間三十日ですよね、年間三十日というとな、例えば月に三日休めば三十日を軽く超えるような状態になると思うのですけれども、そうではなくてほぼ学校に行けていないというような子供さん、不登校になつた子供さんはおられるかどうか、この辺どうですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

そういう児童・生徒もおります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）それを踏まえて、次、いじめの部分にいきたいのですけれども、全国の学力学習調査状況で子供の規範意識というところがあるんですね。その中で、「いじめはどんな理由があってもいけない。」というような質問があると思うのですけれども、小学校は規範意識が高くて全国平均を上回っているんですね、奈良県。中学校に対しては全国平均を下回るような結果が出ているようなんですけれども、いじめ、五條市においていじめと認定されるような現状を確認されておるかどうか、この辺まず教えてください。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

昨年度いじめアンケートを実施した結果、「いじめられたことがある。」としたのは小学校で二百九件、中学校で二十八件ございました。このうち学校での聞き取り等によっていじめと認知されたのが小学校で八十二件、中学校で六件となっております、その後指導を行った結果、年度末には小学校で十一件、中学校で一件が指導継続中となっております。

いじめ問題は、ささいな案件でも時には重大な事態に陥ることにもなることから、近年いじめの概念は国や県の指導により児童・生徒が少しでも嫌な思いや辛く感じたことなど、心に不安を感じたものを全てを対象としておるところでございます。

このように、いじめの早期発見や未然防止につなげるためにアンケート調査等を通して常に子供たちの実態の把握に努め、各種委員会の開催を通して情報の共有化を図っているとございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）小学校で十一件、中学校で一件が指導継続されておるということであると思うのですけれども、この辺、例えば御家庭の中で保護者に対しての周知や指導、この辺ってどのようになされているのか、分かれれば教えてください。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

いじめに関しては、保護者にも周知をしておるところでございます。

先ほど私申しました十一件、一件が継続中ということでございますが、これは五月末現在で小学校が一件の継続をしております、中学校

では一件継続ということになっておるんですけども、三箇月の経過観察中ということでございます。それぞれ一件ということでございます。以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）これね、最初アンケートをしたときに小学校二百九件と中学校二十八件、そのうち生徒に聞き取り調査を行う、だんだんだんだんいじめじゃなかったんだという解釈の違いから、いじめというのが減っていったって、生徒間で話をした結果、なくなっていくと思うのですね、そのときに最後に継続になっていた十一件と一件があると思うのですけれども、ここに行き着く過程で、どのあたりで御家庭に周知されるのか、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）二番養田議員の質問にお答え申し上げます。

今部長の方からお話し申し上げましたように、以前はいじめについては学校が家庭と連絡を取っていじめだと認定した件数だけを調査の中で上げておりました。ところが三年ほど前からその形が変わりまして、子供たちが少しでも嫌な思いや辛く感じたことなども全部いじめとしてカウントするという形になりました。それは初めのところははっきりしていなくても子供たちにとっては大変沈痛な部分にもつながっていくものでありますので、より広いところから捉えながら、その中身を学校が家庭と連携して考えていくと、そういう形になったところであります。

最初にこのアンケートの中に出てきましたら、学校すぐに保護者との連携を一旦取ります。取って、子供からの意見や保護者の意見を聞いて次に進めていくという形ですので、早期から学校の方は接触しているはずだというように捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）教育長おっしゃるとおり平成二十四年でしたかね、国か県の方針で全体的に調査したアンケートを全部上げれということで一気にいじめの件数が増えたというようなデータがあるようなんですけれども、このいじめ、大規模校・小規模校、この辺の数ですね、その辺大規模が多いのか、小規模が多いのか、この辺のデータチェックされておるのでしょうか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

いじめの認知件数につきましては、データは取っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）その中でね、小規模と大規模があると思うのですけれども、どちらが多いのか、また増加傾向にあるのかどうか、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほどの不登校と同様、大人数でも少ないところもありますし、少人数で多いところもございますので、一概には言えないところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）はい。ここで、不登校といじめ、いじめがあった中で不登校になってしまわざるを得なかった、そういう事例が五條市の中であるかないか、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

いじめが原因となる不登校児童・生徒というのは過去六年間のデータの中ではございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）ないということ、一つ安心させてもらうのですけれども。今後不登校児童って大変難しい問題かもしれませぬ。生徒の心の部分であったりとか学校の先生との間の部分であったりとか、いろいろあるという話は聞いていますけれども、しっかりとその子供に対してサポートをよろしくお願いしたいと、まず思っています。

続いて(三)の部活動の在り方についてに移るのですけれども、今現在、合同チームを組みながら県の中学校体育連盟ですか、中体連の試合とかに出ているチームが五條市内であると、中学校の部活動であると聞くのですけれども、この辺どれぐらいの数が今現在合同チームを組まざるを得ないのか、この辺のデータ的なことをお願いします。

○議長(平岡清司) 松井教育部長。

○教育部長(松井和永) 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

現在、中学生を対象に県内で行われている各種運動競技は、奈良県中学校体育連盟及び奈良県教育委員会の主催のもとで大会が開催されており。

現在、生徒数の減少に伴い、各校における部活動に参加する生徒数も減りつつあります。そのため、自校単独でのチームが成り立たず、市内、又は近隣の市町村とで合同チームを編成する部活動がございます。

例えば、野球部につきましては、市内三中学校による合同チームが編成されていたり、サッカー部においては、他市町村の中学校とによる合同チームも存在しております。

合同チームによる平日の合同練習は、放課後の時間が限られていることなどから十分に行えていない現状でございます。

また、休日の合同練習や試合参加には、保護者等による送り迎えなどの負担が生じている場合もありますが、市といたしましては、公式戦への参加や練習試合会場への移動に対して、市マイクロバスの活用を通して支援しているところでございます。

なお、本年度の参加について確認をいたしましたところ、昨年度まで合同チームの参加校数によつては近畿大会・全国大会への出場が制限されていましたが、本年度より校数の制限は規約から削除されているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(平岡清司) 二番養田全康議員。

○二番(養田全康) サッカー部において、他市町村と合同を組んでいるというお話あったと思うのですけれども、例えば五條市内で一チームにして制限から外れたらですよ、五條の中で一チームにしてチームを組んで編成してやるとかって、この辺は無理ですか。

○議長(平岡清司) 松井教育部長。

○教育部長(松井和永) 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

サッカーチームにつきましては、今他市町村と合同チームを組んでおるわけですが、その理由といたしましては、その市町村にある中学校が五條市の学校と合同チームを組まなければ出場できないというような理由がございまして、合同チームを他市町村と組んでおるというような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）今のお話しいただいた中で、例えば野球であったら市内四つの中学校に野球をやられている子供がおると思うのですけれども、三チームが合同で、一チームは単独だと、一チームの単独のその学校ってね、校名はもう言いませんけれども、九名しか子供がいなくて、野球選手が九名しかいない、これ何か中学校体育連盟の中では八名でも出れるよというふうなお話らしいのですけれども、これもし例えばけがをして八名を割ってしまったときにこの子供たち、三年生最後の夏を迎えると思うのですけれども、これに出場できるのかどうか。八を割ったときにどういった結果が待っているのか、この辺分かりますか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

私の方では詳しい中学校体育連盟の規約までは持っておりませんので、そのあたりについては今のところ把握できておらないという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）分からない、分からないんですよ。ここでは分からないんですか。

例えばね、それでもし出場できなくなったときに、今までは春までですね、新生が入るまでは五條で四チームの合同で一つのチームを形成してやっていたんです。それが新生が入りまして三と一に分かれてしまった、四チームで、五條で一チームを組んでいたときは大変チームも強く、もしかすると奈良をとれるかもしれないというふうな勢いの中で、子供たちせったくまでやとったのですけれども、別れてしまつて、かなり戦力がダウンしてしまつて、まず野球をやる環境かどうか、その辺くらいからのスタートになってくるのですけれども。これ例えば教育委員会として、中学校に対して何らかの指導とか、そういった部分でなされているのかどうか、またこういう状態になり

ますよという学校側から部活をしている子供たち、そして御父兄さんに対してどういった経緯をもってお話をされているのか、この辺りですか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

部活動につきましては、人数がどうのこうのというのは教育委員会の方までは聞こえてきていないところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 把握されてなかったということですね。そういうことでよろしいですか。はい。

そんな中でね、学校適正化、（四）にもかぶるんですけども、学校適正化をしていく中で、御父兄さん、また地域の方々に対して、例えば教育の部分もそうであると思うし、部活動の部分もそうやと思うんですけども、いい話をしていると思うんですよ。できるんちがうかと、子供が寄ってきたら部活動が形成できてこうできるのではないかという話をしていると思うんですけどもね、今現状、それができていない、どのような状態であるか分からない中で、今後学校適正化をした中で見えない部分が大きくあると思うんですよ。今の現状がこうであるがためにこうしますよと、せめて今の現状くらいの把握は必要やと思いますけれども、その辺りどうですか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

現状といいますか、今の人数は把握しております。例えば七月になりますと三年生は部活動を引退します。そのときにどのような状況になるかというのは私どもでは把握できるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 人数の把握はできているんですか、いないんですか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

現在の人数は把握できております。

以上、答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(平岡清司) 二番養田全康議員。

○二番(養田全康) 現在の人数は把握できている。把握できている中で今三チーム合同と一チームになっているわけですね、野球に関しては。またサッカーに関してはよそと組まざるを得ないと。このよそと組むというのは、例えば中学校体育連盟からこのこと組みなさいという指導があるのか、それともその学校間で先生同士仲がいいから、じゃあこのうち組みますわって、そういう状態であるのか、この辺どうですか。

○議長(平岡清司) 松井教育部長。

○教育部長(松井和永) 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

中体連の方からこのこと合同チームを組みなさいというような指導はございません。学校同士で決めておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(平岡清司) 二番養田全康議員。

○二番(養田全康) それでね、学校同士が組むとして、このこと合同になりますよというような説明っていうのは親御さんに対して学校側からきちんと説明をなさっているのかどうか、分かれは教えてください。

○議長(平岡清司) 松井教育部長。

○教育部長(松井和永) 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

教育委員会ではそこまでは把握しておりませんが、学校の中ではそのような保護者への説明はなされているものと認識はしております。

以上、答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(平岡清司) 二番養田全康議員。

○二番(養田全康) 教育委員会としてはしっかりと説明しているという認識でおるということでよろしいですか。大丈夫ですね。はい、分かりました。

それを踏まえまして、(四)今後についてであります。これらの一般質問を総括した中で、今後教育委員会として学校適正化であったりとか統廃合、どのような形で進めていくつもりでおられるのか、まずその辺を教えてください。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

五條市では児童・生徒数の減少を踏まえ、子供たちの望ましい成長のため、一定規模の集団の中で、学び合い、認め合い、磨き合う教育環境を目指して学校適正化事業を推進しているところでございます。

学校適正化によって、一校当たりの生徒数が増加することから学級数が増えることとなり、教職員の配置定数が増え、他校との兼務教員や臨時免許教員の解消へもつながり、また、中学校において一定規模の生徒数が確保されることにより、生徒の部活動の選択肢も広がっていくと考えられます。

また、いじめ・不登校につきましては、人数の大小に関わらず起こり得る問題として捉えています。子供たちの人間関係に配慮しながら、教員の加配、スクールカウンセラーの配置等の措置を講じるとともに、今後も学校・保護者・地域・教育委員会が連携を図りながら適切に進めてまいりたいと考えております。

また、これまで別々の学校に通学していた子供たちが、同じ教室で机を並べて学習することは、子供たちにとって大きな変化であり、環境の変化への配慮は当然必要であると考えております。

児童・生徒の不安や動揺を軽減するため、適正化に向け統合校同士で十分な交流の機会がもてるよう取り組んでまいります。

また、統合される学校間で学校・保護者・地域住民により組織される学校統合協議会においても、統合に係る様々な事柄を協議していただくこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）いじめや不登校、また部活動に関しても様々な問題、今現時点でも抱えているとそのように思います。それを解消するがための学校適正化なのかなという部分も分かり得るのですけれども、今後教育委員会において例えば次の案、今基本計画ですか、出されていますけれども、次の案をどれぐらいの期間に出されるおつもりでおられるのか、この辺言えるのであればお願いします。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

昨日の答弁の中でも述べさせていただきましたとおり、現在学校適正化推進実施委員会では協議を終えていただいておりますので、今後六月中に総合教育会議、また教育委員会で承認が得られましたら、七月中には市議会、また関係機関への説明をさせていただきます。市民の方へは七月中には公表させていただきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）七月中ということで、最初基本計画をお話いただいたときに、五月中には結論を出したいというお話の中で、今回もう七月までずれ込むということでありますので、その辺の例えば周知もすっかりと五月つて一旦お示したのであれば、七月になりますというお話もしていかねければならないと考えますが、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員おっしゃるとおり、五月というより、五月以降にさせていただきましたという説明は、各地の説明会の中でもずっととさせてもらっておったのです。ずっと五月以降で公表をさせていただきましたとありますが、させてもらっておったところでございます。

また、ホームページなどで周知はさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）僕らの周りですね、五月に言うって言ってたけれども出てこないのか、出てこないのかって聞かれるのです。それは五月中とやっておったのか、五月以降にとやってたのか分かりませんが、しっかりと、七月中には市民の皆さんに周知されるということで、間違いないですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

現在その予定で進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

大きな二番です。人口増加対策と交流人口増加対策についてお尋ねしたいと思います。

先の議会でもちよつとお話をさせていただいたのですけれども、まず（一）住宅取得補助制度、五條市にあると思うのですけれども、その辺の検証をどのようにされておられるのか、また人口増加には思い切った施策が必要ではないのかなと僕自身感じるのですけれども、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

住宅取得補助制度につきましては、平成二十七年年度から新婚世帯及びUIJターンに係る住宅取得補助を実施してございまして、平成二十九年年度末までの三年間で累計六十二世帯が本制度を御利用されまして、百二十七名が五條市に移住をされてございます。

検証でございます。これは一つの試算でございますけれども、一般的な世帯が五條市に移住した場合、五年間で一世帯当たり約百万円程度の税収が見込まれるとございます。本制度では申請時に五年以上本市に定住をしていただくことを誓約いただいております。あくまで税収面からでございますけれども、これによって補助費用が回収されるといった制度設計としております。

また、今後の課題でございますけれども、昨年度に実施をいたしております制度利用者への追跡アンケートの結果などから、制度を広域的に周知することが移住者の増加につながると、このように分析してございます。

市民課窓口における制度周知散らし配布のほか、市内の不動産仲介業者や金融機関、あるいは奈良県南部東部振興課奥大和移住・交流推進室等とも連携を図ってまいりまして、広域的かつ効果的な周知に今後とも努めてまいりたい、このように考えてございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）これ二つですよね、新婚世帯の住宅、他市町村から来なくても補助を出せる部分とUIJという他市町村から来ていただいたときに補助を出せると、この二本立ての中で、六十二世帯で百二十七人が増えたというような状態でよろしいですか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）二番養田議員の御質問にお答えいたします。

議員、お見込みのとおりでございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そんな中、六十二世帯に対して交付した金額、総額これ分かりますでしょうか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

三年間の補助額の合計でございますが、五千百十九万円となっております。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）五千百十九万円を使って、人口百二十七名が増えたというような状態ですね。はい。これらに対しての費用対効果ということを検証したことはありますか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げました税収面での、あくまでもこれは試算でございますけれども、税収面ではそれなりにプラスの面が出ているというような御答弁を申し上げました。ただ、そういった検証につきましては、当然税収面だけではございません、例えば定住をいただいた場合の年間の消費額であるとか、もう少し大きな観点から申しますと、地方交付税の範囲であるとかそういった側面もございます。

まだ実際、その辺のところまでは検証をさせていただきますけれども、まだまだ複合的な要因がございますので、更に検証を進めなければいけないというふうに考えてございます。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）この施策って、約三年前から施行されていると思うのですが、部内ですね、こういった検証といたいのをしっかりと例え今年度何世帯何人が増えて幾らのお金が必要だと、費用対効果はどれぐらい出たかというその辺のしつかりとした部内協議というのをされておるのかどうか、この辺どうですか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたようなところでございまして、まだ十分に踏み込んだ検証はできていないものというふうに考えてございまして。以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）三年間で五千万円以上投入して、人口増加、一番大事な五條市の課題やと思いますのでね、その辺の検証をしつかり、費用対効果を出していったら、どの施策にどういったお金を打つのがいいのかというのを見極めないと、ただお金を充てているだけでは意味がないと思うのですね。五千百十九割る百二十七名ですか、これを割るとね、金額が出ると思うんです。その辺の費用対効果を今後どこでどういうふうな人口増加対策に使うのか、これをしつかり検証していただきたい、そのようにお願いしたいと思います。

（二）に進みます。あんしん福祉部の人口増加対策について、この辺まず御説明いただけますか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

児童福祉課の人口増加対策事業といたしまして、結婚新生活支援事業と結婚相談事業を実施しております。

事業の内容といたしましては、まず、結婚新生活支援事業でございますが、少子化対策の一つとして、三十四歳以下の若い世帯への結婚を応援するためアパートやマンション等の賃貸住宅の家賃や引越し費用の一部を助成するものでございます。

結婚相談事業につきましては、結婚相談員として四名の方を委嘱し、毎月第二土曜日・第四木曜日の月二回、五條市福祉センターにおいて結婚相談所を開設しております。

また、平成三十年度は結婚への機運を高めるため、登録者同士を一堂に会しての顔見せ会を予定しております。事業の実績といたしまして、平成二十九年度は、結婚新生活支援事業においては一件、結婚相談事業につきましては、結婚に至った事例は

ございませんでした。

事業の一層の周知を図るため、広報、散らし等の配布、ホームページに加え、本年度はFM五條等を活用し、周知を行っているところですが、
また、今後は会員勧誘のため関係機関と協力し、企業や事業所等への個別訪問を実施するなど制度の普及に努めるとともに、少子化に対する制度の検証を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）人口増加対策ということですね、前回質問させていただきました、このようなことをやっていますよというのが出てきました。それで継続的に質問させていただいているのですけれども、二つあると思うのです。結婚新生活支援事業、これに対して平成二十九年実績一件、結婚相談所に至っては何年やられておるのか分かりませんが、結婚された方、これを通じて結婚なされた方はいないというような状態で考えますが、よろしいですか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

平成二十九年より実施しております結婚新生活事業の平成三十年予算としましては、二十万円で十組二百万円を計上しておりますところでございます。

実績につきましては、平成二十九年度では一組、二名の方が五條市民とられたというところですが。

また、平成二十六年より実施しております結婚相談事業につきましては、結婚相談員四名を委嘱し、毎月二回福祉センターで相談所を開設しておるところでございます。

実績といたしましては、平成二十七年度で十七回を開催いたしましたして、延べ人数三十三人の相談員の方で十六万五千円、平成二十八年度では二十五回開催し、延べ人数五十人で二十五万円、平成二十九年度につきましては、二十一回開催し、延べ人数四十二人で二十一万円の謝礼をお支払しているところです。

事業の実施をいたしました平成二十九年度は結婚に至った事例はございませんが、平成二十七年度においては三件、平成二十八年度においては一件の引き合わせを実施しておりますところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）平成二十七年度に三件、平成二十八年度に一件の引き合わせということですが、これは結婚に至っていないという考え方でいいですか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

議員お述べのとおり、結婚に至った事例はございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）新生活の方を聞きますけれども、二百万円で十組を予定しておって、一組あって二十万円使ったと、これは二人とも他市から五條市に来ていただけたということでしょうか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

二名の方は他市から来られた住民の方です。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）これは五條市が単独でやっているのではなくて、国がやられている事業という認識でいいですか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

国の施策にのっとったものだと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番(養田全康) 実際、この三年間ですか、結婚相談をやられておって一組もないのかな、一組もないのですかね。三年間の相談のうち、引き合わせ等があったけれども一件も結婚なされたカップルはなかったという認識でいいですか。

○議長(平岡清司) 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(平田耕一) 二番養田議員の御質問にお答えします。

議員お述べのとおり、結婚に至った事例はございません。

以上、答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(平岡清司) 二番養田全康議員。

○二番(養田全康) 十六万五千円、二十五万円、二十一万円を使って一件もないと。はい。いうようなことですね、これ三年間ね、この事業に対して検証、どのようにされておったのか、これを教えていただけますか。

○議長(平岡清司) 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(平田耕一) 二番養田議員の御質問にお答えします。

この結婚新生活支援事業につきましては、国の支援事業でございます。

要件といたしましては、ア、平成三十年四月一日以降に婚姻届が受理され五條市内に住民登録をし、新生活を始める方。

イとしまして、世帯の所得が、合計で三百四十万円未満であること。

ウとしまして、市民税の滞納がないこと。

エとしまして、他に同等の公的制度の家賃補助を受けていないこと。

オとしまして、申請者又はその配偶者のいずれか一方が五條市に住民登録があることなど、このことから利用者が少ない要因としましては、世帯の所得条件等が考えられます。

また、結婚相談事業につきましては、登録者の減少があり、先ほど述べましたとおり、今後は会員の勧誘や企業や事業所等を訪問し制度の普及に努めるとともに、会員を増やしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。(「二番」の声あり)

○議長(平岡清司) 二番養田全康議員。

○二番（養田全康）登録者が減少している、結婚相談についてはね。これはどれぐらいからどれぐらいに減少しているのが分かりますか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

平成二十九年度の登録者数は男女合わせて八名、平成三十年度の登録の方は男女合わせて四名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）国の施策はどこもやられておることやから、あれなんですけれども、今五條市がやっている結婚相談事業、やられているんですよ。これの三年間そういった結婚なされる場所がない中で、予算をずっと使っていく、これの検証をどのようにやっているのか、この辺詳しく教えてもらえますか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

検証といたしましては、いろいろなアプローチをしながら進めているところなんですけれども、その結果というのが出てこない状況の中で今年度先ほど申しましたとおり登録者数が減っているということが大きな原因と考えております。そのことにつきまして、普及に努めるということと今年度集中的に考えていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）三年間、部内でしっかり話し合ったのかなって疑問を持っているのです、僕今。多分そういうことがなかったのではないかなど、何と言ったらいいますかね、やっていることは素晴らしいと思うんです。結婚相談所を五條市でやってくさんの人が登録してくれてマッチングさせていって五條市にまた新しい家庭が増える、世代が増えるというのは大変素晴らしいことだと思うのですけどもね。現状減少傾向の一途をたどって、ただ予算だけをしっかりと取っていくというような状態になっているのではないのかなと、そのように危惧するのですけれども、その辺、今年度でしつかりやっていただけるといふことなので、御期待申し上げたいんですけれども、ただそれ以上に、やっぱり事業でお金を使っていくのであればその費用対効果であるとか、実際の利用、また稼働率、どういふような状態になっているのかというの

証していく必要があるのですけれども、それをしっかりとやっていただきたいと思いますけれども、どうですか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

その点につきましても、今後しっかりと検証してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）毎回毎回この質問をさせていただくのですけれども、子供の保育料の無償化、今現在この近隣では守口市がやっているのかな、と思うのですけれども、国は消費税増税とともにその辺のところにお金を使いたいという中で、今五條市で単独でやると一億二千八百万円ですか、一億三千万円から四千万円のお金が掛かるというような状態であると思うのですけれども、国がやってしまうと多分今おっしゃっていた取組と一緒に、多分人口が動かないんですよ。どこ行っても一緒やから。

橋本市が医療費、医療補助で医療費をタダにしたら、僕らの世代ってちょうどそこにマッチングして家を建てる世代、橋本市で家を買って、多分五條市の人口、かなり子育て世代は流れたのではないかなと考えるんですけれどもね。

思い切った施策の中で子供の保育料の無償化、再度お願い申し上げますけれども、考えていただける気、検討いただける可能性ないですか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

保育所の保育料は、国が定める水準を限度として市町村が定めることとされています。

本市の保育料は国が定める水準の概ね八〇パーセントを保育料の額としており、一番利用されている人口が多い市町村民税の所得割課税額が十六万九千円の場合の本市の保育料は二万五千七百円としており、他市と比べても高いものではございません。

本市の保育料は市外の保育所に入所している児童に対しても適用されているところでございます。

参考としまして、平成三十年度の保育料を無償とした場合、議員お述べのとおり約一億二千八百万円の負担増となります。

現在、国が進めている幼児教育の段階的無償化の取組により、平成二十九年四月より市町村民税非課税世帯の第二子以降の保育料の無償化と、平成二十八年四月より市町村民税所得割額七万七千円未満のひとり親世帯等の第一子の保育料の負担が軽減され、また第二子以降の児

童の保育料は無料となっております。

今後、国の動向を注視しながら幼児教育無償化の早期実現に向け働き掛けてまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そうなんです、毎回同じ答弁いただくのですけれども、実際安いですよね、五條市の保育料。近隣他市と比べて安いですよ、でも五條市民の方、勘違いされてお高いと思ってるんですね、五條市保育料高いし、固定資産税高いしとか減茶言われて、この前もちよつと調べさせてもらったら高くないんですよ五條市、高くないんですけれども。思い切った施策の中で人口増加対策の目玉になるようなことではないのかなと思って御提言させていただいてる経緯であります。できたら御検討課題に入れていただきたいとお願い申し上げます、次にいきます。

（三）の交流人口増加対策についてでありますけれども、奈良県で平成二十八年度の観光客の数というのが四千四百七万人、奈良県には観光客が来たと、これは県のデータなんですけれども、前年度より二百六十一万人増加していると、今奈良県が大変注目されてまして、増加傾向にあると、また平成二十四年をピークに外国人訪問客は増加していると、また平成二十八年で百六十五万人が外国から奈良県に来ていただけ。その中の三十一万人が奈良県内で宿泊しているというような状態であるみたいなんですけれども、五條市で把握しておられる交流人口はどのような推移になっておるのか、この辺どうですか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）二番養田議員の質問にお答え申し上げます。

五條市への訪問客は、特に観光客の人数については正確に把握しておりませんが、市内の観光地、イベント、来場者、宿泊等の調査を行った結果、平成二十七年度は約三十八万八千人、平成二十八年度は三十八万二千人、平成二十九年度は三十四万五千人となっております。そのうち五條市に訪れる外国人訪問客の実態については各施設を訪れている人数を詳細には把握しておりませんが、平成二十九年度にJR五條駅前観光案内所を訪れた外国人訪問客は五十五人、平成二十九年中一月から十二月内に市内で宿泊した外国人訪問客は把握している数字として八千七百六十七人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）年間トータルで三十万人後半、四十万人届かないくらいの方が五條市に来ていただいているというようなお話であったと思うんですけども、教育委員会の中でね、スポーツとか文化の振興、この辺のところでは例えば上野公園を使ってくれたら一泊一千円ですよとか、いろいろな施策を打っていると思うんですけども、こういった交流人口増加に向けての何か施策、今現在あるのかどうか、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

教育委員会はスポーツ及び文化の振興と交流人口増加対策による地域の活性化を図るために、各種団体が行う合宿等に対し、予算の範囲内で一人一泊当たり一千円を上限とする補助金を交付しております。

また、市内中学校では国際交流も行っております。本年一月に、中国からの中学校訪問団を五條東中学校で受け入れ、五條東中学校の生徒との交流を持ったところでございます。

今後も、中国など諸外国との国際交流を目的とした教育旅行の受入れが市内中学校で行われる予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）五條東中学校に中国の教育旅行が来てくれたということで、これは県からどうですかということを取っていただいたと思うんですけども、このときの生徒のそういう反応、どのような状態であったかというその辺、教育委員会として把握しておられるかどうかお願いたします。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

中学生としては初めての体験だったので戸惑いもあったと思いますけれども、大変楽しんでおったようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）今後こういった教育旅行と呼ばれるアジア圏内から来る修学旅行生、教育旅行生ですね、それらを五條市に誘致していく、そういう可能性がありますでしょうか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

今年度は七月に五條中学校に中国から六十六名の生徒が来ていただく予定をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）六十六名来ていただけると、これ僕五條中学校にお願いして取っていただけたというような経緯やと思うんですけども、少なくとも五件から六件、五月、六月、七月あたりで東アジアからの教育旅行生を取っていただけないかなというなお話がありました、五條中学校と教育委員会に行かせていただきましたして、お話をさせていただきましたら取っていただけるということになったんですけどもね、市をあげてそういった交流人口増加に向けて対策をとれば、もっと多くの海外からの交流人口増加に向けての施策を取れるのと、あとは宿泊、現在は宿泊を伴わないような状態になっていきますけれども、宿泊していただいて五條市にお金を落とさせていただくというような状態になったら五條市の経済も活性化するのではないかと考えますけれども、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

平成二十八年年度奈良県観光局の統計でございますが、一人当たりの観光消費額というのは日帰り客が四千五百五十八円に對しまして、宿泊をされますと二万五千二百五十五円と、五倍以上の差があることから、おっしゃるよういかに本市への宿泊客を誘致して経済効果を生み出すかというのが課題であるというのは、私どもも認識はしておるところでございます。ただ中学校にも年間の行事予定というものがございまして、その中での交流ということになります。全てを受け入れるということは難しいかもわかりませんが、できる範囲で対応はしていきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康） そうなんですよね、五倍あるんですよ、これね。日帰りと宿泊でその地域に落ちるお金が五倍の差があるということが分かっていてありますけれども、年間の行事予定がある中で、五條中学校にも御無理を申し上げまして、またちようどよかったのが新町の重要伝統的建造物群保存地区を使った浴衣を着て新町通りを散策するという鶴岡先生に浴衣を着せていただきまして新町通りを散策するちようどその日にあたりまして、組み合わせさせていただきました、中国からの教育旅行生を受け入れていただくのですけれども、来年度に向けてちようという行事予定の中で例えばある程度の空を見付けて、今後ちようという交流人口増加に向けての施策を取り組んでいくちよう、呼び込んでいくちよう、その辺ちようですか。

○議長（平岡清司） 堀内教育長。

○教育長（堀内伸起） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど部長の方から答弁をしましたように、昨年度は五條東中学校におきまして中国からの中学校訪問団を受け入れました。ちよういった事業ですけれども、新しい学習指導要領では、より多くの人との交流、またちろんな体験や経験をすることとはこれから生き抜くちよう上で非常に大切になるちようことが指摘をされています。ちようした中で、今年も先ほどお話しましたように、五條中学校でその受入れがありますけれども、ちよういった部分、学校の受入れが可能な範囲の中において、今後ちよう進めてまいりたいちようように思っているところとす。とりわけ五條の子供たちにちようぱり豊かな経験・体験をさせてやるべきだちようようにちよう考えますので、大切にしながら十分考慮、検討もしながら進めてまいりたいちよう思います。

また、シダーアリーナの関係で、いわゆる体育・スポーツの関係で訪れる子供たちや若者たちも非常に増えているちようように思っております。ちよういった点も含めまして、五條市がスルーのまちちようですか、通り過ぎるちようまちではなくて、ステイに変わるちようような、ちよういう方策ちよういうのを検討するちようことは非常に有効だと考えております。ちようろんな御意見もいただきながら今後検討を進めてまいりたいちようと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 御検討お願いしたいちよう思うのですけれども、例えば僕、高校や中学校、また小学校のPTAや育友会をさせていただきます、例えば五條高校のサッカー部、ちようもちう奈良県でも強豪校で、また智辯学園の野球、ちようしてまた例えば五條高校でしたら男子バスケット

の監督がものすごく御高名な方であったりとか、今後例えば県は大淀高校の野球部に対してすごく力を入れてというのをやっていこうというようなお話も聞いています。これだって宿泊を伴う合宿がかなりあると思うのです。今後例えば上野公園の近隣に合宿場であったりとか、また五條中学校でしたら修学旅行は民泊で五島列島ですか、民泊で村民の御家庭にお世話になっているような状態もありますけれども、五條市において宿泊を伴うような交流を進めていただきたいと思いますけれども、その辺どうですか。

○議長（平岡清司）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、そういった交流を進めていくということは非常に大切だということに認識をして考えてまいりたいと思えます。しかしこれは教育委員会だけのものではなくて、市全体で市の活性化というのですか、その観点に立ちながら検討するということが必要になってくるだろうというように思います。関係課にも通しながら有効な施策になるように努めてまいりたいというように思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）市長、市長にお尋ね申し上げたいのですけれども、この学生のスポーツ、また社会人スポーツもそうですけれども、こういった宿泊を伴う簡易型の宿泊施設、考えていただけるかどうか、御答弁いただきたいと思えます。

○議長（平岡清司）太田市長。

○市長（太田好紀）二番養田議員の質問にお答え申し上げます。

簡易型の宿泊施設というよりも、これからはいろんな形の中で先ほど国際交流ということで中国から今年も受入れ態勢ができるということですが、いろいろな交流が大変大事であろうかなと、その準備として当然宿泊施設が必要であろうかなと、そういう形の中で民泊とかいような施設という形で、どのようにしたらいいのかというのは一つの課題であろうかなと。

昨年度、柔道の大会において東日本大震災の東北から柔道選手が来るときに、どうか五條市で受入れ態勢をしてほしいということで、御山地区でしたか、の中で、どうか受入れ態勢をしてということと、お願いして約二十組の形の中で受入れ態勢ができるということになりました。最終的には、東日本の方が調整がつかず来なかったということと、そういう受入れ態勢をこれからいかにしていくかということも大変大事であろうかなと。当然五條市には多くホテルはございませんので、そういう形の中で民泊やいろんな形の中のこれからはそういう態

勢を作らなくてはやっていけないのではないかなと思います。是非ともそういうところには力を注いでいきたいし、また国際交流というのは大変大事であろうかなど。来ていただくというのも大事であろうかなど。またこちらからもその国際的に交流も深めていくのも大事であろうかな。そういう面では今後いろんな形の中で行政として多く広くそういう体制を構築していくべく、これからも進めてまいりたい。先ほど教育長が言ったように、教育委員会だけではなくて五條市全体の位置付けとしてこれからも進めてまいりたい、そういうように考えております。以上です。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）よろしくお願い申し上げます。

（四）今後の取組についてなんですが、政策企画監に答弁いただきましたけれども、人口増加対策って、五條市の最重要課題と僕は認識するのですけれども、その辺どう思われますか。

○議長（平岡清司）細川政策企画監。

○政策企画監（細川敬太）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

人口増加対策、交流人口増加対策につきましては、何か一つの解決策があるものではなくて、これまで教育委員会を含む各部長から答弁がありました対策を含む、様々な対策を複合的に実施する必要があるものと認識しております。

今後は、全庁横断的な総合戦略を策定いたしまして、その戦略に基づきまして、各部局による点の取組を有機的に結び付け、シナジー効果を創出することが重要だと考えております。

こうした取組の有機的連携の観点につきましては、平成三十二年を初年度とする次期総合計画において盛り込みたいと考えております。

また、特に交流人口増加対策につきましては、市内全域の各種資源や事業を有機的に組み合わせ、農産物等の市内のモノ、また観光サービス等を包括的に地域の外に売り込むことが、大きな効果を発揮すると考えております。

この点につきましては、一般財団法人大塔ふるさとセンターの枠組みを活用しまして、地域を丸ごと売り込む司令塔の役割を担う「地域商社」を平成三十二年度までに設立し、五條市を「稼げる地域」とすることで、交流人口の増加を図っていききたいと考えております。

以上、答弁いたします。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）お話しただきまして、交流人口を上げていかないと五條市の発展はないと思うのです。人口増加、大変難しい問題で、今減少傾向が全国的に続く中、増加というのは大変難しい問題やと思うのですけれども、この交流人口を上げるといのは、五條市にはいろんな資源、例えばさつきおっしやられたような観光資源もありますし、いいもの、農業もそうですし、あると思うので、交流人口増加というのは見込めるのではないのかなと。ただ、今現在五條市では市民の買物というのは、やっぱり橋本市であったり橿原市であったりとか、そういったところで買物される方が多いのかなと認識しているのでありますけれども、政策企画監の若い英知を絞っていただきまして、交流人口増加にしっかりと取り組んでいただきたいと、そのようにお願い申し上げたいと思います。

次の質問に移ります。

最後になります。三番、太陽光を含む開発事業の管理についてなんですけれども、現状、市民からちょっと相談が寄せられまして、担当課の方にも行かせていただきました。太陽光発電の開発なんですけれども、牧野地区、また山王町、二見地区におきまして、傾斜地での太陽光発電施設が今現在建設されておるのですけれども、現在されている傾斜地というのは、急傾斜の崩壊危険地域に指定されているのかどうか、この辺りですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在ここについてはそういうふうな規制の対象にはなっておりません。

また、事業者の方に対しては、都市計画法でございますとか、五條市の宅地開発事業の指導要綱に基づきながら規制についてのそういうふうな各担当窓口への御案内等々をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）急傾斜地崩壊危険地域、要件がありまして、斜面の高さが五メートル以上で、勾配が三〇度以上、原則として被害想定区域に五戸以上家がある。これでいくとね、その地域のり裾には市営住宅もありますし、適用されるのではないかなと考えるのですけれども、その辺りですか。

（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）今現在これは指定されていないのですよね。今現在指定されていないのですけれども、見た限りされるのではないのかなと感じるんです。

また制限される行為として盛土とか切土とか、制限される地域にあると思うのですけれども、今現在ののり面に切った木を切り株に対して木を並べておるといような状態になっておるんですけども、その木がのり裾まで、住宅付近にまでに転がってきて地域住民が不安になっているという状態であると、それは担当課としても把握していただけていると思うのですけれども、業者に対しての指導、どのように現在なされておるか教えてください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今議員お述べの事案につきましては、既に関係部署の職員による事業者並びに周辺住民との現地立会いを実施しておるところでございます。県開発指導担当者への相談も行っているところでございます。

太陽光発電施設の急速な普及によりまして、自然景観の障害のみならず、住環境の悪化を招くおそれのある開発が全国的にも問題となっておるところでございます。当市におきましても、良好な住環境を確保すべく、必要な事項を定めた条例の制定について検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）この際、申し上げます。養田議員の一般質問の残り時間は約十五分でございます。

二番養田議員の発言を許します。

○二番（養田全康）もう終わりますので……。

条例を考えていただけているということでしたので、あれなんですけれども、太陽光の条例、奈良県では宇陀市ですか、宇陀市やったり橿原市やったりとかされている中で、今現在奈良県ではないんですよね。県の条例というのは今現在ないという状態ですけれども、例えば木竹の伐採届であったりとか、そういった部分も検討していただけたら有り難いと思いますので、この件に関しましては市でしっかりと対応していた

だけると思っていますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（平岡清司）二番養田全康議員の質問を終わります。

次に、十一番藤富美恵子議員の質問を許します。十一番藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子質問席へ〕

○十一番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、通告いたしましたとおり一般質問をさせていただきます。

まず、一つ目、地域公共交通についてお尋ねします。

十二月議会で一般質問をいたしました、一、南奈良総合医療センター、病院からの帰りのバスの増便について。二、病院行きの日・日のバスの運行について。三、バスの停留所の設置について。以上三点、お尋ねします。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、コミュニティバス、南奈良総合医療センター通院ラインの増便でございます。

去る、平成三十年五月三十日に開催をいたしております五條市地域公共交通会議におきまして、これは御承認をいただいたところでございます。

増便する運行時刻でございますが、十六時三分に五條バスセンターを出発いたしまして、十六時二十三分に南奈良総合医療センターを経由いたしました、十六時二十七分に福神駅に到着する往路の便と十六時四十一分に福神駅を出発いたしまして、十六時四十五分に南奈良総合医療センターを経由し、十七時五分に五條バスセンターに到着する復路の便、この一往復を予定しております、結果、病院からは十六時四十五分発の便が増となるものでございます。

なお、増便後の南奈良総合医療センター通院ラインの運行の継続、これにつきましてはゴーちゃん交通計画に規定する目標値により実績に基づき判断をしていくことといたしております。

今後、運行に関し必要な手続といたしましては、路線の一部が大淀町内に乗り入れることから、大淀町の地域公共交通会議でも御協議をいただく予定となっております、これが御承認をいただきましたら市民の皆様には周知をさせていただきます、本年、平成三十年の十月一

日からの運行開始を予定しているところでございます。

続きまして、土日・祝日の運行でございます。

現行の本市コミュニティバス等は通学、それから通院の利用に主眼を置いてございまして、平日のみの運行となっております。お見舞い等で利用をしたいなど、土日・祝日の運行を希望される声があることは承知をいたしてございます。ゴーちゃん交通計画でも土日・祝日の運行は検討課題というふうにさせていただいておりますけれども、実現に向けてはどのくらいの利用が見込まれるのか、どこにどれぐらいの本数を確保する必要があるのか、あるいはまた厳しい財政事情でございますので、財政面での問題、ドライバーの確保等々、様々な検討が必要であると考えてございます。

今後は、五條市地域公共交通ワーキング会議等におきましても、この五條市全体の交通網を見直す中で土日・祝日の運行についても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから三点目、バスの停留所の設置についてでございます。

平成三十年五月三十日の地域公共交通会議におきまして、コミュニティバスC系統の改正の中で、新町地区に停留所を設置することについて具体的な設置場所はまだ調整中でございますけれども、設置する方向性については御承認をいただいたところでございます。

現在、具体的な設置場所等について利便性、安全性の両立を念頭におきながら道路管理者・運行事業者・警察等と調整を進めておりまして早期に設置ができるように鋭意取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）南奈良総合医療センターからの帰りのバスのが、十月一日から十六時四十五分のバスが一便増便される予定であると、そして、病院行きの土・日のバスの運行については、ハードルが高いとのことでございますけれども、高齢者の皆さん大変困っておられますので、様々な検討を行いますピーディーに進めていただきたいと思います。

また、バスの停留所の設置については、地域公共交通会議で承認されたということでございますので、これも早期に設置していただきたいと思っております。

部長も御存じのように、今後更なる高齢化、高齢者社会がやってまいります。高齢者のドライバーによる車の事故も大変多発しております。

免許証を返納してもバスがあるから困らないという状況、そういう環境を作ることが安心して五條市で暮らしていくために必要なことだと思います。

次に二つ目に移ります。

五條市学校適正化（案）についてお尋ねいたします。

これも三月議会で質問いたしました五條市学校適正化（案）の各地域への説明会についてであります。まず、説明会の状況についてお尋ねいたします。

各地域へ説明に行かれましたか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番藤富美恵子議員の御質問にお答えを申し上げます。

三月上旬から五月上旬に掛けて、要望書が出ておりました地域及び早い時期に学校適正化の対象となる地域において五條市学校適正化基本（案）及び五條市立認定こども園整備基本計画（案）地域説明会を計七回開催し終了をいたしましたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 要望書が出ていた地域及び早い時期に学校適正化の対象となる地域の説明会は終了したと、だけれども素案の説明会を行った地域全てに出向いて説明会を行ったということではありませんね。いかがですか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番藤富美恵子議員の御質問にお答えを申し上げます。

ただいま申し上げましたように要望書が出ておりました地域と早い時期に学校適正化の対象になる地域だけでございます。素案で回らせていただいた全ての地域ではございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 説明会に来てほしいと要望があるところにだけ出向くのではなく、要望がなくても素案の説明会を行ったところには全

て出向いて丁寧な説明をして理解を得る必要があると、私はこのように考えております。

それでは素案の説明会に行った、残っている学校、地区に対して今後の説明会の予定はいかがでしょうか。ありますか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

七月に市民への計画の公表を予定しておりますが、それ以降、順次全ての校区に対しまして説明会を開催する予定をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） はい、分かりました。

説明会ではいろんな御意見があったようでございますけれども、その意見を踏まえた上で、今後五條市学校適正化（案）に変更はありますか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

基本計画（案）の修正につきましては地域説明会の場でも述べてきましたが、教育委員会としましては、統合校同士の児童・生徒の交流を一年以上確保したい考えから計画策定を五月以降に延期したことに伴い、第一段階の統合の時期を一年間延ばし、早くとも平成三十二年度とする方向で考えております。

また説明会等で、「統合が二度、その都度校舎も移動することになる。」「子供たちの環境を変えることはできるだけ少なくしてほしい。」「との意見が多数ありました。段階的に何度も環境が変わることでは不安が生じることはできるだけ避けるべきであるとの考えを踏まえながら、スケジュールの検討行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） スケジュールに変更があると、変更はスケジュールのみであると、そういうふうに解釈してよろしいですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

基本計画（案）の骨格は変更せずにスケジュールを若干変更していくというような考えでおります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）学校の適正化、統廃合問題については、教育委員会の意見、市の意見、いろいろあると思うのですが、やはりこれは子供の立場に立って、保護者の立場に立って、地域の皆さんの立場に立って、皆さんの意見をよく聞かせていただきながら進めていっていただきたいと思っております。

先ほど養田議員より学校の現状の把握がなされていないのではないか等々いろいろ質問しておられました。教育委員会はその辺のところをしっかりと認識しながら学校の統廃合を進めていっていただきたいと思っております。

次に三つ目、五條市を活性化させるための施策について、各部長にお尋ねいたします。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十一番藤富議員の御質問に担当各部よりお答え申し上げます。

初めに市長公室でございます。

先ほど政策企画監より答弁をいたしておりますけれども、地方創生関連事業といたしまして、「地域商社」の立ち上げに向けた取組がございます。これは地域内に点在する各種資源や事業などを効果的に組み合わせ、地域の力を最大限に引き出すための仕組みづくりとも言えるものでございます。この取組により、これまで個別であった地域の魅力を包括的に地域外へ売り込み、そして五條市を「稼げる地域」へと広く認知いただけるよう進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（平岡清司）稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

すこやか市民部における五條市を活性化させる施策といたしまして、今年度第一回五條市健康と福祉のフェスティバルの開催を予定してお

ります。

目的といたしましては、「自分の健康は自分で守る」を基本理念として健康の必要性を多くの市民に伝え、生き生きと健康で安心して暮らすことができるまちづくりの場となることを目的としております。

本年九月二日、日曜日の開催を予定しております。

開催場所は、南和広域医療企業団五條病院、五條市保健福祉センター及びその周辺としております。

内容といたしましては、健康づくり、介護予防に関するミニ健康講座や認知症予防、介護、看護、服薬、柔道整復等の各専門家による相談等のコーナーや各種計測コーナー。また歯と口腔の健康づくり、食育に関する健康づくり、キッズのコーナーや救命講習、各種展示コーナーなどを設け、乳幼児から高齢者まで市民全体を対象としたフェスティバルを予定しております。

開催に当たりましては、五條病院、五條市医師会、歯科医師会、薬剤師会、奈良県柔道整復師会、五條市介護保険事業所協議会、帝塚山大学など多くの関係機関の御協力を得て開催する予定です。

地域の関係機関の協力、連携を図ることにより市の活性化につなげてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）十一番藤富議員の御質問にお答えします。

あんしん福祉部といたしましては、児童福祉課におきましては、子供の健やかなる育ちと保護者の子育て支援をするために、各種子ども子育て支援事業を実施しております。

その中でも乳幼児を持つ親とその子供たちが気楽に集い、和やかな雰囲気の中で語り合い、交流を図り、育児相談などを行う場として、また子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図ることを目的として、イオン五條店二階に子育て支援センター「はっぴい」をオープンし、子育ての支援を行っております。

伊谷議員の一般質問の答弁でもありましたとおり、平成三十年より土曜日に限り保育所・幼稚園に通っているお子様も一時預かりの対象とさせていただきます。

また、本年七月三日より九月三十日までわくわくルーム、親子の交流・遊び場の終了時間を一時間延長し、十七時までとし、地域の皆様に

御利用していただく予定でございます。

市の活性化及び若者の定住化を進めるためにも「子供を産みたい」、「子供を育てやすい」など、環境づくりに取り組んでまいります。
以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

産業環境部では、まずジビエを生かした取組として、奈良テレビ、ならコープなどでジビエ肉を販売し、道の駅かつらぎ、ふるさと納税、東京の奈良まほろば館などではジビエカレーなどを販売しており、獣肉を地域資源として有効活用することで地域の活性化を図っております。
また、みどり園解体後の跡地整備については、みどり園周辺自治会の了解のもと、ドッグランをコアとした施設整備を計画する方向性を定めたところであります。

方向性を定めるに当たっては、専門家の御意見も伺いましたが、立地条件など実現すれば、相乗効果として周辺での商店の立地など、地域活性化にもつながり、方向性としては大変良いとの御意見をいただいております。

また、ペットを家族同様に思っておられる方も多く、災害時の避難場所として活用することも検討していくこととしており、ペットと共存できるまちづくりを行うことで、五條に移住していただける可能性も考えられます。

さらに、財政面や整備に当たっての市民参加の機会なども検討課題として、関係者や有識者等の御意見をいただく場を設けて、より具体的な計画を作り上げていきたいと考えております。

今後、事業が進捗していく中で、報道発表も行い、五万人の森公園や博物館など周辺施設も含め、北の玄関口として一体的に取り組むことで、近隣からのアクセスも良いため、市内を始め県内外からも多くの方がお越しいただけることが期待でき、地域の活性化につながるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十一番藤富議員の御質問にお答え申し上げます。

都市整備部でございますが、まず、公園緑地課が担当しております中央公園におきましては、ふわふわドームが整備されておまして、市

内外から小さな子供連れの家族が多く利用されております。

今年度は、更に水に親しめる空間として噴水を利用した親水広場の整備を、利用者の少なくなる秋頃から今年度三月末完成に向けて計画しており、完成すれば更に多くの家族連れの利用者の増加が見込まれます。

まずは五條市に訪れていただき、住んでみたくなるような親しみのある公園整備に努め、結果、移住・定住につながる施策となるよう進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、まちづくり推進課担当であります五條市観光交流センターにつきましては、国道一六八号沿いに近接しておりますが、この道は西熊野街道あるいは十津川街道と呼ばれる古道であります。作家・司馬遼太郎の著作『街道をゆく 十津川街道』でも取り上げられ、沿道には御霊神社本宮、賀名生皇居跡と、多くの歴史遺産が残されております。現在でも生活道路として、日本最長の運行距離を誇る八木新宮特急バスが走っておりますが、かつては五新線が沿うように建設が進められ、カンヌ国際映画祭の受賞作『萌の朱雀』は、この五新線を題材としております。

観光交流センターは、五新線の築堤の跡地に建っていることから、この魅力ある街道を紹介するほか、五新線跡を通るウォーキングイベントのための拠点とするなど、来訪者にとって五條へ訪れることがライフスタイルとなるほどの魅力を感じ取っていただけるよう考えてまいります。

国道一六八号は、五條市から南に向かって十津川村・田辺市・新宮市に通じ、野迫川村など紀伊山地の自治体にとって主要な幹線道路であることから、沿線自治体の紹介のほか、関連イベントを行うことで、観光交流センターは広域的な連携と交流を促進するネットワーク拠点を目指してまいりたいというふうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

教育委員会が取り組んでおります活性化事業といたしましては、先ほどの御質問にもございました学校適正化推進事業に加え、賀名生分校魅力化推進事業、五條文化博物館のリニューアルなどがございます。

そのうち魅力化事業につきましては、市内の中学校卒業生の減少、市内農業従事者の減少や高齢化が進む中、賀名生分校開校当初からの

「農業の担い手の育成」という設立目的に立ち返り、数多く存在する本市の農業ブランドを継承するため都市部など他府県からも高校生を本市に呼び寄せ、農業の担い手として育てることを目的としております。

教育課程では学年が進むに従って専門色を強くし、さらに仕事と密につながるよう就労活動も取り入れるものとなっております。

また、実習や専門的な学習を進めるためには農業機関との連携が大変重要であると認識しており、実習指導のため市内農業法人、農業団体や一般農家の方々に協力をいただいているほか、なら食と農の魅力創造国際大学校や果樹薬草研究センターへの協力依頼も行っております。

本年度は県外十七名、県内九名、合計二十六名の入学があり、新しく整備した寄宿舎「桜花寮」には、うち二十二名が入寮いたしました。今後も各関係機関との連絡、調整を密にしながら、充実した学習及び実習体制が構築できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）今部長の答弁にありましたように、四月二十六日にリニューアルオープンした五條文化博物館について質問いたします。御存じのように博物館は平成七年に開館いたしました。

開館以来、入館者数が最も多かった年度と、その人数をお尋ねします。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

平成七年度に開館いたしました市立五條文化博物館の入館者数が最も多かった年度は、開館をいたしました平成七年における一万九千七百二十三人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）五條文化博物館は平成二十一年度、平成二十二年度、そして昨年の平成二十九年度の約三年間休館いたしました。そして、平成二十三年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの六年間はNPO法人うちの館が指定管理者として博物館を運営しております。

休館する前、つまり指定管理者制度を導入する前の、平成二十年度の入館者数、及び指定管理者が運営をしていた平成二十三年度、平成二

十八年度の入館者数をお尋ねします。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

市立五條文化博物館は、平成二十三年から平成二十八年度にわたる二期六年間が指定管理者による運営でした。指定管理者が運営する以前の入館者数は、平成二十年度が四千九百三十八人でした。その後、平成二十一年度と平成二十二年度を休館し、平成二十三年より指定管理者による運営が始まり、平成二十三年度は六千九十一人、平成二十四年度には六千四百四人と増加しましたが、その後減少し、平成二十八年度は三千八百八十九人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） 博物館は今年の四月二十六日にリニューアルオープンをし、連休中にいろんなイベントが催されておりましたが、各イベントの参加者数をお尋ねします。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

四月二十八日にリニューアルオープンをいたしました市立五條文化博物館の入館者数は、五月末日までの入館者数が一千百三十二人でございます。

ゴールデンウィークの期間に実施いたしました催しの参加者数は、四月二十九日、日曜日に開催をいたしました講師玉田玉秀齋氏によります「四十五分で楽しくわかる 講談五條の歴史六千年」が四十二名でした。四月三十日、月曜日に開催をいたしました横浜美術大学杉本洋先生によります「宇智川磨崖碑」の講演が二十五名の参加者でした。五月六日、日曜日に開催をいたしました藤岡家住館長川村優理氏によります「父、川村たかし」の講演が六十五名の参加者でした。また、五月十三日に開催いたしました「ごじょうばうむ歴史ウォーク」は六名の参加者でした。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）開館当時と比べて入館者の減少が顕著でございますけれども、以上のことを踏まえて博物館の今後の運営についてお答えください。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

今年度の予定ですが、リニューアルオープン後六月十七日までの期間に企画展「わたしたちのふるさと五條」と題した展示を行っております。

夏には、初回発掘から六十周年を迎えることを記念いたしまして「猫塚古墳」の特別展を開催する予定でございます。

また、秋には、秋季企画展「森田節齋没後百五十年」を開催し、冬には、冬季企画展「五條の冬の民俗行事」を開催する予定です。

また、夏休み期間中の催しとしては、子供たちを対象に昔の本の作り方体験教室や、竹を使った昔のおもちや工作教室ほか、五條市に伝わる昔話「笠之辻地蔵」の絵巻物を分かりやすく紹介するデジタル紙芝居や、夜に博物館を開館して、晴れていれば円形広場で星空の観察も楽しんでいただけるナイトミュージアムなどを計画しております。

また、五條の歴史を分かりやすく紹介した「五條学」をテキストとして使いながら、博物館のマイクロバスで五條市内の歴史に関する地域や名所を巡る「ふるさと学びのバス」を複数回計画しているところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）平成二十年度の博物館の入館者数は四千九百三十八人、平成二十三年度は六千九十一人、平成二十四年度は六千四百四人、平成二十八年度は三千八百八十九人です。一箇月に直しますと入館者は三百人から五百人余りとなりますけれども、一日の入館者がゼロの日もございます。

開館当時の入館者数、一万九千七百二十三人に戻すことは、これは大変難しいことでございますけれども、ただ、先ほど部長から今年度の予定として、特別展、秋季企画展、冬季企画展、夏休み期間中の催し等々、答弁いただきました。今年度はいろいろな企画をされているようですので、今年度の入館者数の増加が期待できるのではないかと思っております。

とにもかくにも、多くの方に来てもらうことができる博物館にしていきたいと思っております。

以前、無駄な箱物と言われていた博物館でございます。このままの入館者数、こんな博物館では市民の皆さんの理解を得ることはできません。そして市立五條文化博物館は、世界的に有名な安藤忠雄氏設計の博物館でございます。その安藤忠雄氏設計の博物館がこの五條市にあるわけですから、そのことをもっともっと宣伝していただきたいと思うのですけれども、部長、いかがですか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十一番藤富議員の御質問にお答えを申し上げます。

PR等のことですけれども、企画展を催すたびにポスターを製作いたしましてそれぞれ近隣市町村なり、かなり遠方の博物館にもお届けをしているところでございます。またホームページなどでも周知をしているところでございます。そのような媒体を使いましてできるだけ多くの方に来館いただけるような取組を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） しっかりと宣伝していただきたいと思うのですね。せっかく安藤忠雄さんに建ていただいた博物館でございますので。

近つ飛鳥博物館なんかは大変たくさんの方が来られていると聞いております。

先ほど、井上部長の答弁にありましたように、みどり園の跡地にドッグランをつくり、五條市の北の玄関口として、博物館、五万人の森公園と一体的に取り組み、県内外からも多くの方々に来ていただきたいということになりました。

博物館に来てもらえるようにするには、どうすればいいか、これは職員の目線だけではなく、来館者の目線で、来館者はどのようなことを望んでいるかということをよく考えていただきまして、職員は、いろんなサービスを提供して入館者を増やすことに心掛けていただきたい、そして取り組んで、しっかりと結果を出していただきたいと思っております。

それでは、次に市長にも、五條市を活性化させるための施策についてお尋ねします。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十一番藤富議員の質問にお答えを申し上げたいと思っております。

るる担当部長の方からも説明がありました。私からは、昨日のお話の中と重複するかもわかりませんが、まず現在、特に決まっていることは、一つは来年度シダーアリーナにおいて地方巡業をするように確定をしております。日時についてはまだ確定はしてございません。

ども、半年前ということですから十月に相撲協会の方と調印をして日程が決まるという状態になっております。

そして次に、これも最新版ではありませんけれども、アフリカ、これはアンゴラ王国、アフリカの南西部に位置しますけれども、ハンドボールということでオリンピック・パラリンピック二〇二〇年の誘致に向けて県と連携をしておりますけれども、この間からシダーアリーナを視察に来ていただきました。結果としてはいい方向に進むのではないかなと思っておりますけれども、来年度、世界大会が熊本であると、是非とも五條市を使いたいというお話もありますので、積極的にこれも進めてまいりたいというふうに考えております。

そして先ほども藤富議員からも、また教育委員会からお話ありましたけれども、博物館、リニューアルオープンしました。二十三年ぶりということでもリニューアルして、多くの皆さんが来場してもらおうということも、いろんな目線ですということも藤富議員からも言われましたけれども、大変大事なことであろうかなと。

それと、昨日の一般質問の答弁でもお話しましたように、三点セットということで、五万人の森、そして現在ドッグランというように進めておりますけれども、みどり園、これを三点セットとしていかに多くの人に来場していただいて、多くの皆さんがいろんなところで見てもらえるような一つの核をつくっていききたいなというふうに考えております。

そして、昨日もお話がありましたけれども、サイクリングコースということで、五新鉄道を使ってということでも現在進んでおります。野原にできた観光交流センターを軸とした形の中で今後、国の予算、国からのいろんな地方創生の予算を使いながらできるだけ五新鉄道の道路整備もトンネル、特に橋りょうも整備をしつつ、あそこを遊歩道にもしながら、またサイクリングコースにしながら、またゆくゆくは今NPO法人が立ち上げている列車を走らせるという、そういう計画のもとで進めていく、そしてリンクするには一つは賀名生、そして一つは城戸のきすみ館という、その連携にもつていきたい。そしてこれは賀名生地区でありますけれども、一つの拠点として賀名生地区の中の県との連携で景観事業として桜を植えていこうという計画も現在進めております。

いろんな角度からそういう形の中で進めることによって多くの人が来場してもらえます。そしてサイクリングに関しては来年度、三市協、五條市・河内長野市・橋本市の連携を取っておりますけれども、来年度大きなイベントをやつていこうと、サイクリングというのですか、いろんな形の中で三市協の一つの目玉として、今年協議をして来年度に進めていくということ、この間から会議があらまして進めていく方向で協議に入っていくというような形にも相成りました。いろんな形の中でいろんな施策というのは大事でありますけれども、それに伴うのはお金でもございます。財政状況が苦しい中において限らない無駄のないような形の中で、いかに有効に使いながら多くの皆さんが訪れてもらえ

る、それともう一つは多くの人が訪れていただくというよりも、それも大事ですけれども、地元の皆さんがいかにそれを理解しながら共有しながら、共生をしながら進めていくということが大変大事であろうかなと。多くの皆さんが来たからといってやっぱり地元の皆さんが共に連携が取れる、これが大変大事であろうかなと思います。

是非とも、これは一つの目玉としての流れをお話しましたけれども、まだまだたくさん、当然小さいことからいろいろありますけれども、そういう一つの活性化に向けて各担当課、また全体を挙げて、それと一つの施策の中でお互いが端的にやるのではなくて、いろんなところと絡み合ってやっていく、それによって多くの皆さんが訪れやすい環境を作っていくと、これは五條市だけではなく近隣の市町村、また県との連携をしながら、イベントというのは多く重なることによって人が集まってくるということもあろうかなと思いますので、そこは県、近隣の市町村、先ほど言った三市協という連携をしながらこれからも進めて、多くの皆さん、また地域の皆さんが喜んでもらえるような活性化に向けた取組をこれからも進めていきたい、そのように考えております。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）地方巡業、大相撲の地方巡業ですよ。五條市に来ていただけるとのことです。

過日、国立社会保障・人口問題研究所が発表した地域別将来推計人口では、五條市は、二〇一五年に三万九百九十七人だった人口が、二〇四五年には一万三千四百七十五人に減少し、何と減少率は実に五六・五パーセントになると推定されています。このことは、読売新聞にも掲載されておりましたし、市長もよく御存じのことだと思います。この国立社会保障・人口問題研究所が発表した二〇四五年、今から二十七年後ですね、この五條市の人口の減少率五六・五パーセントについて、市長、どう思われますか。

○議長（平岡清司）太田市長。

○市長（太田好紀）藤富議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

ちょうど二か月前の奈良新聞にも載っていたと思います。大変驚いたわけでありませうけれども、確かに自然現象という一つの流れとして転出するということが、大変今までも協議をしました。一番転出が多いのが二十代ということ、要するにもう大学を卒業するとほとんど帰ってこないというのが今の現状ではないかなと。これは実際のところ私たちにおいても大変大事なことであります。

教育長がよくこういいます。若い子供たちが五十人減ると老人が五十人減るのは全く違うという、正にそうだな、そういう形

の中で、いかに若い人が残ってもらえるような、また五條市に残っていただいて、そして働く場所も提供しながら、ここから通えるような体制が作ればいいかなと、いろんな補助制度、国の制度もありますけれども、お金に面をはってやるのも私はいかがかなというように思っていますけれども、ただいろんな施策の中で有効に税金を無駄に使わないような形の中で進めていくことも大事であろうかなと。そういう形の中では一つひとつ人口減少を、これは五條だけではありません、全国的に、奈良県もそうです。特に過疎地域は特に減少率が高いと言われるので、できるだけだけの施策を講じながら、そして各部署が一体となってこれには取り組んでいきたい。その中においてはいろんな協議を進めながら今後進めて、いろんな施策はあろうかなと思えますけれども、一つひとつ着実な形の中でできる方策を毎年協議しながら進めてまいりたい、そういうふうを考えております。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司）十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子）はい。今新庁舎、平成三十三年に百年もつ立派な新庁舎が建設されようとしておりますけれども、今後どんどん人口が減ってしまつて住む人が少なくなつてしまつてはこの立派な新庁舎は何にもなりませんので、このまま何の策も講じなければということでございますけれども、二十七年後の二〇四五年の人口減少率が五六・五パーセント、それでは五十年先はどうなるんだろうかと考えたとき、大変恐ろしいものがあります。

先ほど来、五條市を活性化させるための取組を各部長、市長からもいろいろ答弁いただきました。しかしながら、ゆっくりと取り組んでいたのでは、また成果を上げなければ、二〇四五年には、人口減少率五六・五パーセントが現実になるということをお肝に銘じて、どうすれば、少しでも人口減少を食い止めることができるのか、どうすれば少しでも、先ほど市長が言われましたように特に若い方々に移住、定住していただくということができるのか、どうすれば多くの方々に観光で五條市に来ていただけるのかということをお常に考えながら、計画的に五條市の活性化に取り組んでいただきたいと思えます。

P D C A サイクル、P D だけではなく、チェック・アクションが非常に大切だと思います。

先ほど来、質問を聞かせていただいておりますと、チェックはちゃんとなされているのだろうか。P D C A、チェック・アクション、実際どんなふうなチェックをし、次に生かしていくかということが大切だと思いますので、ちゃんとなされていないかという、先ほど養田議員の質問にも、もうちょっと教育委員会しっかりしてねという話もございましたけれども、このことについて、市長、P D C A につい

て。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十一番藤富議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

常々私は各部署におきましてチェックをしろと、そして検証せよということとは絶えず言っております。でもそのチェックの仕方がまた問題であるのかなということが最近特に感じる場所があります。チェックをしたからといってそれが一〇〇パーセントではないということが最近またいろんな問題ということで提起されております。チェックの仕方を再度検証しながら、そしてそのチェックをした後での検証というのは大変大事なことであろうかなと、いろんな予算を使って検証しなければ次のステップにはつながっていかない、当然のことであらうかなと。これはまさにPDCA、チェック、そして検証ということの中においては、これはこれからも率直に各部署と向き合いながら進めてまいりたい、そのように考えております。

以上です。（「十一番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十一番藤富美恵子議員。

○十一番（藤富美恵子） それでは最後に私から一つ提案でございますけれども、五條市の活性化について。五條市の名所旧跡等に、なるべく植替えしなくてもいいような、先ほど市長が言われておりました桜であるとか、アジサイであるとか、四季折々の花を植え、一年を通して五條市に来てもらえる「花の町五條市」のまちづくりを提案させていただきます。私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（平岡清司） 以上で十一番藤富美恵子議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩に入る

午後零時五十七分再開

○議長（平岡清司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

次に、四番牧野雅一議員の質問を許します。四番牧野雅一議員。

〔四番 牧野雅一質問席へ〕

○四番（牧野雅一）議長から発言の許可をいただきましたので、四番牧野雅一の一般質問を通告に従い始めさせていただきます。

まず一つ目、大塔町の復興・振興についてでございます。

（一）進捗について。大塔町の復興・振興の進捗についてでございますが、改めまして平成二十三年九月の紀伊半島大水害によって被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、尊い生命を失われた方々の御冥福と、いまだ安否確認ができていない三名の方々の一日も早い発見をお祈りするものでございます。

被災から六年九箇月の月日が流れており、大塔地域の将来の展望を私の各定例会一般質問で毎回お尋ねしているところでございます。

三月定例会に「地域振興」で「大塔町の復興状況」、「公共施設の有効活用」や「老朽化施設の整備」などに答弁いただきましたが、その後の取組や「誘客促進の仕掛けづくり」についてお尋ねいたします。

○議長（平岡清司）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十三年九月に大塔地区が甚大な被害を受けました紀伊半島大水害から、はや六年九箇月が経過いたしました。

現在も引続き国土交通省・林野庁・奈良県が丸となって復旧作業に取り組んでいただいております。復興が順次進んでいるところであります。次に、「老朽化施設の整備」の道の駅トイレ改修につきましては、平成三十年度において改修工事に着手し、年度内完了を予定しております。

改修工事が行われるまで、トイレ利用者の皆様には不愉快な思いをしないよう清掃業務に努めてまいります。

また、本年ゴールデンウィーク期間中、「星のくに」周辺におきまして、小イベントの開催や一時休業しておりました「大塔ふれあい交流館」のレストラン再開を行いましたところ、大変多くの方々に御利用いただいたところでございます。

次に、（仮称）五條市木材製品等生産施設整備事業につきましては、県の御指導をいただき国への補助申請を行いましたところ、四月に補助採択が決定し、現在実施設計に着手しているところでございます。

設計業務を九月末までに完了し、速やかに工事に着手して、年度内完成を目指してまいります。

本整備事業を実施することにより、新たな雇用の機会創出や将来の林業振興と森林保全につながればと期待しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）続きまして、今後の振興に向けた展望について答弁いただきたいと思っております。

復興が進んできている中、地域の今後を見据えた振興に向けた展望についてお尋ねいたします。

○議長（平岡清司）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

廃校となりました大塔小・中学校の旧校舎有効活用につきましては、高齢者及び障害者福祉的施設として地域おこし協力隊の制度を活用し、大塔地区再生事業の実施に向けて地域力の維持・強化を図るため準備を進めてまいります。

大塔町の地域振興につきましては、地域産業の振興を進め、今後も地域住民・関係機関とともに協議・検討を重ねながら、住民の皆様が安心して生活できるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）先の答弁にもありました（仮称）五條市木材製品等生産施設整備事業につきましては、大塔町の地域振興のみならず、本市の林業振興につながる大事な事業であります。

林業振興は、大塔町のみならず五條市全体の産業の振興に結び付けることが、地域を輝かせ五條のまち全体の光になると考えます。

大塔支所だけの問題でなく、五條市全体が一つとなって捉えることができれば新たな地域産業の掘り起こしにもつながるのではと考え、以前にも農林を所轄する産業環境部長に今後の五條市の林業に対する取組についての見解をお尋ねし、頼もしくも前向きな答弁をいただきました。

また、先ほど道の駅トイレ改修につきましても御答弁いただきましたが、星のくに周辺は五條市南部の重要な観光拠点でございます。この星のくにを利用いただいた方や一部旅行者の方から、高齢者が増加している昨今、施設の和式トイレを洋式トイレにしていたらという

お話もたびたび聞こえてまいります。

今後においてもますます施設の充実を図り、地域振興につなげられるよう、関係機関、団体との連携・協調を図り、地域の皆様の意見を取り入れながら、知恵を絞って部署の垣根を越えて協力し合い取り組まれ、全庁一丸となって取り組んでいただくことが、地域資源の発見と創出、そして振興につながり、地域を輝かせ、五條のまち全体の光になると考えます。

今後も大塔町に活力を取り戻すような仕掛けづくりを模索・研究していただきますようお願いしまして、次の質問に移ります。
二つ目、空き家対策についてでございます。

市の取組についてです。平成二十七年に施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成二十八年度に空き家の実態調査を実施されたと聞き及んでおりますが、その調査結果について答弁願います。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

空き家の実態については、実態調査を行った結果、市内の空き家数は一千百六十六件、うち小規模の修繕により利用可能物件が百三十七件、管理が行き届いておらず損傷も見られるが当面の危険性はない物件が五百三十一件、今すぐに倒壊や建築材の飛散等の危険性はないが管理が行き届いておらず損傷が激しい物件が四百五十七件、倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており緊急度が極めて高い物件が四十一件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今数字だけ調査結果をいただきましたが、答弁いただいた実態調査に基づいて空き家等の対策計画書を平成二十九年度に策定し、平成三十年より計画書の運用を開始されていると思われませんが、その運用状況について、改めてお尋ねいたします。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

生活環境課におきましては、平成二十九年度に五條市空き家等対策計画を策定し、平成三十年四月に市のホームページに、また五月には広報五條に掲載し啓発に努めております。

次に、計画の運用につきましては、管理不全の空き家等に対する措置といたしまして、空き家等の所有者や管理者に対して、適正な管理を促すため、文書や個別訪問による指導を二件実施し、また相談を九件受けております。

また、特定空家等の対策といたしましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第十四条に基づく助言又は指導、勧告、命令、代執行といった措置を進めてまいります。

最後に、本年四月に五條市老朽危険空家除却事業補助金交付要綱を制定し、老朽危険空家の除却に要した費用の二分の一、上限五十万円の補助制度を設け運用しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

都市整備部でございますが、空き家調査の結果、所有者が特定できた空き家物件に対しましては所有者の意向調査を行いました。老朽度の低い物件で所有者が賃貸や売上の希望がある物件等については空き家情報バンク等への登録促進を行い、空き家を探している人へのマッチング等につなげていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）それぞれの課が自分とところの持ち分なりに、その辺取り組んでいただいております。

ただ、平成二十七年度の特別措置法の施行を見込んで、平成二十六年に私が空き家対策について当時の市の執行部の職員さんにお尋ねしました。そのとき、平成二十七年度の特別措置法施行までに市としての担当部局を確定して、施行時には迅速に取り組みされると聞き及んでいました。今もなお、空き家対策に関し担当課が二つの課にまたがり、修理や利活用についてはまちづくり推進課、除却に関しては生活環境課と市民の皆様からしたら困惑されるのではと危惧するところです。

県内十市や、お隣の橋本市を見渡しても大半が行政の窓口は一つに集約して取り生まれ、住宅・建築に携わる課が受け持たれています。すなわち除却に関しても利活用に関しても建物のことですので、ある程度の建築的な知識を持つて効率化を図っておられるのではと考えます。今後、私たちのまち五條市においても少子高齢化が進み、人口の流出も拍車を掛け、空き家がどんどん増えてくるのではないのでしょうか。

去る、四月八日午後七時頃、松山刑務所大井造船作業場の脱走事件は記憶に新しいところですが、当初、受刑者は広島県尾道市の向島に潜伏しているとみて、警察は延べ八千人を投入し島内の空き家を検索するに当たり、持ち主が限定されにくく、捜索の足かせになったということもありました。

空き家の専門分野を設け、管理までとは言いませんが十分な把握は防犯対策上においても、今後、必要になると思われます。そこで、今後の空き家に対する施策の行政組織としての取組と展望についてお尋ねいたします。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）四番牧野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま議員がお述べいただきましたとおり、現在、本市における空き家対策につきましては、生活環境課及びまちづくり推進課の二課が所管をいたしております。

こうした中、同対策に係る窓口の今後の考え方につきまして、昨年度設置をいたしております五條市空家等対策協議会においても、市民の利便性向上などの観点から「一本化が望ましい」といった御意見をいただいております。

こうしたことから、同対策の今後の市の所管窓口につきましては、今後の機構改革の中で十分な検討を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）極力市民の方が困惑しないような窓口の設定というのは今後必要になってくると思います。

御近所にある空き家のことで、また自己で所有されている古家等の処分に困っている市民の皆様の利便性の向上を目指し、窓口の一本化並びに空き家対策の施策として除却に主観を置くのではなく、利活用に主観を置いて、まちの活性化、住民の流入の促進に努めることこそが行政の務めで、行政サービスの向上につながると考えます。

空き家が減るということは、除却しない限り、そこに人が住み、暮らすことができます。

他市においては過疎化対策の一環と位置付け、空き家取得等の補助制度などを設け、人口の流入につながる努力をされているまちもございます。

是非、当市においても、出来得る工夫をし、厳しい財政状況の中においても、まちの将来に向けて皆で知恵を絞り、効率のよい施策に取り

組まれますようお願いしまして、次に移ります。

三つ目です。将来を展望した市債の活用について。

(一) 適正な借入額と返済額のバランスについてでございます。

去る、三月定例会において、市の公債費についてお尋ねしたところでありましたが、新庁舎や花咲寮など、本市における今後の大型事業については市債が主な財源であることは、都度、理事者側から報告を受けており、本市の場合、過疎債や合併特例債など、交付税措置のある有利な制度が活用できることから、返済時の市の負担額は、他市に比べて低減されることについても、幾度となく説明がありました。

また、平成二十九年六月定例会において、健全な財政運営には、どのようなことに留意する必要があるのかお尋ねしたところ、「まず、平成二十八年度末における一般会計に属する市債残高でございますが、約二百六十四億三千三百万円となっております。次に、今後の推移でございますが、新庁舎や花咲寮、さらにごみ処理中継施設整備事業など、現状で見込める概算事業費を見込んだ場合、多額の借入れが必要と判断いたしております。このことから、市債の償還につきましても、一時的に増加が見込まれ、平成三十三年度には、本年度の約一・三倍に当たる約四十億円が必要となる見込みでございます。こうした状況に対処するため、経常収支比率や実質公債費比率などの財政指標に留意するとともに、経常経費の削減はもとより、国や県の補助金確保に加えて、遊休資産の売却などによる新たな財源の掘り起こしを積極的に推進するなど、必要となる一般財源の捻出につなげてまいりたいと考えてございます。」と答弁されております。

一方で、本年度の市債借入額は、一般会計当初予算に約三十二億三千万円が計上されており、平成二十九年年度と比較した場合、約七億三千六百万円が増加しております。

当然、毎年度の返済以上に借入れが増加すれば、公債費は更に増加し、一般会計への負担が大きくなり、他の事務事業への影響が懸念されるところであります。そこで、まず先に直近の市債の残高についてお尋ねいたします。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十九年年度末における一般会計に属する市債残高は約二百六十五億一千八百五十五万円となる見込みでございます。

このうち地方交付税において措置される約百八十億一千万円を差し引いた実質の市の負担額となります市債残高は約八十四億一千万円となる見込みでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）人口も減少傾向にある当市規模の地方公共団体の一般財源の標準的な規模は、様々な観点から一般的に百二十億円から多くとも百五十億円ぐらいが妥当ではないかと、行政に関わってこられた方々のお考えとして聞いておられることもあります。

実質公債費比率については、先般の三月定例会において、「平成三十年度の公債費予算額について、一般会計予算全体における構成比は一五・五パーセントである。」との説明がありました。

当然、市債の借入額が増加すれば、その元金及び利子の償還に要する予算、すなわち公債費の増加につながることになります。

財政健全化法により早期健全化基準値二五パーセント、財政再生基準値三五パーセント、二つの基準値が定められており、この基準値で収まっていれば健全財政であると言えますが、平成三十年度一般財源は今議会に提出された補正予算を含め総額約二百十億円となり、大型事業や災害復旧を盛り込んだものであると思われまます。

今後、新庁舎建設に向け平成三十二年までには多額の借入れのもと、一般財源は二百億円規模は必要になると思われますが、大型事業が終了すれば、一般会計の予算規模は縮小していき、予算全体に占める公債費の構成比も大きくなっていきます。

少し話がそれますがけれども、各々の家庭に例えば置き換えて考えてみてもらいたいと思うのですけれども、一般家庭でおうちや車や大きな買物されるときに、まず先にするのは頭金を貯める。頭金ができたらローンを組みます。そのときにまず考えるのは、どれだけ返しているかという家計の収入を考えると思うのですよ。もちろん誰しも大きな立派なおうちに住みたい、車もいい車に乗りたい、人よりいい車乗りたい、こんな誰しも思っても不思議ではないと思う。それであっても、将来の自らの収入をよく考えて、そのグレードを定め、返済可能なローンを組んでいく、皆さんそう違いますか。もちろん自治体の会計と一般家庭のそれを同列に考えるのは適当ではないかもしれませんが、それでも、また理事者側から、たびたび説明のある「実質公債費比率とは、こうした単純な考え方に基づかない。」ということは理解していません。しかし、原理はどちらも同じではないかと考えます。

話がそれましたので、戻します。

今後、公債費比率に対する一般財源の分母の水準を維持するには更なる借入れをし、事業展開をしなければ、先ほど申し上げました平成三十三年度には実質公債費の約四十億円が公債費比率を算出する上での分子として大きくのし掛かるのは火を見るより明らかであります。

すなわち、分母である一般財源の規模を維持するには更なる借入れを増やさねばならない、仮に分母を抑制すると実質公債費が分子として大きくのし掛かり、地方交付税の算定替が進む中、財政健全化法による早期健全化基準値や財政再生基準値を上回らないようにしなければならぬものと考えます。

本年度の予算額に占める公債費の構成比である一五・五パーセントが、果たして五條市のような規模の自治体において適正なのか否か、私はその判断をするだけの能力も材料も持っていません。少なくとも言えることは、将来、返済額が大きくなり、福祉や教育など、市の事業、いわゆる市民サービスに影響が及ぶことがあつてはならないと考えます。

そこでお伺いします。財政部局が考える適正な借入額と返済額のバランスとはどのようなものか、答弁をお願いいたします。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

本市におきましては、合併算定替の終了により地方交付税が削減されるなど、厳しい財政状況が見込まれる中、新庁舎建設や花咲寮建設、学校適正化といった大型事業が控えていることから、過疎債等の有利な市債は、事業を推進する上で大変重要な財源となっております。

しかしながら、市債の発行は世代間負担の公平性を図るという趣旨から、議員お述べのとおり後年度に公債費として負担が生じるため、持続可能な財政運営をとって公債費の抑制を図ることは大変重要であると認識しており、毎年度の新規借入額を元金償還額以下に抑制することにより、市債残高の低減を図ることが重要と考えております。

なお、今後数年間は大規模事業の実施が見込まれるため、一時的に借入額が元金償還額を上回ることが想定されますが、基本として、この原則は堅持してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今の答弁で、公債費や新規の借入額を減らさなければならぬことは分かっている。しかしながら今後数年間は大きな事業が目白押しで減らさなアカンものを増やさなアカンという答弁ですよね。ちよつと今の答弁の趣旨は矛盾しているように感じます。

いずれにしても、当市において、財政が健全であるという枠は超えていないとはいえ、決して今以上に健全な方向に進んでいないのが現状であると考えます。

大切なのは枠を超えなければいではなく、いかにして効率的に健全に向けた財政運営を皆で協議して取り組むことかということだと思います。

本市がこれから取り組む事業において、市債は貴重な財源であります。しかし、その制度を活用する前提として、市債残高を抑制し、市の財政を健全に維持することが求められることはあえて申すまでもありません。今の答弁にもあった、事業内容を十分に精査し、借入力を抑制するなど、バランスのとれた市債の運用に努めていただくようお願いしまして、次に移ります。

二つ目、主要な財源である過疎債の見直しについてでございます。

奈良県はもとより、全国的に過疎市町村が増加する中、過疎債の活用が可能となる、いわゆる過疎団体が増加していることは、既に御案内のとおりであります。

初めの質問の中で、市の財政健全化に向け、市債の活用については事業内容をよく精査し、極力借入力を抑制することが重要であると申し上げました。無論このことが前提とはなりますが、本市にとって、真に必要な過疎債を確保することは、花咲寮建設事業、学校適正化事業など、これまでこのまちを支えてくださり、御高齢になられた方々への福祉事業、このまちの将来を担う、このまちで育まれる子供たちのための教育事業等の大切な事業展開を大きく左右する重要な課題と考えます。

そこで、過疎債に関わる現在の国の予算状況、また今後の見直し、さらに要望額が確保できない場合は、その代替財源をどのように考えるのか答弁を求めます。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、過疎債が確保されなかった場合の代替財源でございますが、御案内のとおり過疎債は幅広い充当が可能です。現行の地方債制度や国の予算規模においても、合併特例債を除いて同条件の地方債はないものと判断しております。

なお、将来的に過疎債の確保が見込めない状況となった場合につきましては、事業ごとに充当可能な市債の中で、より有利な市債を充当してまいりたいと考えてございます。

続きまして、過疎債の今後の見直しでございます。

過疎対策事業債につきましては、例年、国の地方財政計画及び地方債計画に基づき予算化が図られ、本年度は総額で四千六百億円が計上さ

れております。

これは、平成二十九年度と比較いたしましても百億円、二・二パーセントの増となっており、過疎対策事業については、国におきましても年々充実強化が図られているものと理解しております。

今後の見通しにつきましては、平成三十年度の国の地方債計画及び本市へのこれまでの分配実績等から、現時点では過疎債要望額の確保は見込めるものと判断しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 過疎債ね、見込めるものと、これは見込まないことには五條市のみならず地方の自治体皆崩壊してしまいますよね。

過疎債の法案継続に向けた活動について次にお尋ねしたいと思いますのですけれども、平成三十二年度をもって過疎債の根拠となる法律、過疎地域自立促進特別措置法が期限切れを迎えることとなります。この法案については、過去から幾度の延長措置が図られております。

平成三十三年以降、この法律は継続されるのか。またそうした国の情報は現在あるのか。また法案継続に向け、本市を含めた関係市町村の要望活動はどのようになっているのか、現状と今後について答弁願えますか。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

過疎債の根拠法令となっており、過疎地域自立促進特別措置法につきましては、平成十二年に十年間の時限立法として制定され、平成二十二年、平成二十四年度に失効期限の延長が図られており、現在は平成三十二年度が失効期限となっております。

今後の見通しでございますが、これまでのように国において法期限の再延長が図られるか否かの見通しにつきましては、全く不透明でございますので、明確な答弁を申し上げることはできかねますが、本市のような過疎団体にとりましては、非常に重要な財源でございますので、

更に延長が図られますよう関係市町村、全国過疎地域自立促進連盟と連携し、国等への要望活動に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 今、答弁もありましたように、過疎債の根拠となる法案の継続実現に向けては、今後とも国や県など、関係機関が発する情

報を機敏に整理し、また関係市町村との連携を強化するなど、精力的な要望活動に尽力されることをお願いいたします。

改めて申し上げます。決して当市の財政状況は、今以上に健全な方向に進んでいないのが現状であり、答弁にもありましたように、持続可能な財政運営をしていくためには、公債費の抑制を図ること、毎年度の新規借入額を元金償還額以下に抑制することにより、市債残高の低減を図ることが重要であるということを、財政部局のみならず、全庁一丸となって、各々の事業計画並びに事業の推進に、同じ認識を持って取り組まれますよう御提言申し上げます、次の質問に移ります。

次、大きな四つ目です。新庁舎建設事業の進め方について。

(一) 新庁舎建設事業についてでございます。

まず初めに、この質問をする前に、都市計画法による開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事を完了したときは、都道府県知事に届け出なければならない。都道府県知事は当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めるときは、検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。開発区域内の土地においては、法第三十六条第三項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。すなわち開発許可工事の完了検査が終わらないと建築工事に着手できないとあります。

また、特例措置として都市計画法第三十七条第一号に「当該開発行為に関する工用の仮設建築物又は特定工作物を建築し、又は建設するとき、その他都道府県知事が支障ないと認めたとき。」はその限りでないという法があることを認識した上で、質問を進めてまいります。

先日の新庁舎建設及び周辺道路整備特別委員会でもお尋ねしましたが、建設予定地に隣接する旧岡中線・岡口六号線拡幅工事にも大きく影響を及ぼす開発許可申請の状況・見通しについては、昨日の吉田議員の答弁で、六月中旬に許可が下りるとの答弁でありました。

改めて確認させていただきませんが、今日は六月の十二日でございます。ここ一週間、十日のうちという解釈でよろしいでしょうか。答弁願います。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

二十日前後で下りる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 先日の委員会において、「開発許可申請は奈良県関係部局の決裁中で、施工業者について記載すべき事項があるため、決定次第追記し許可手続を進めるよう調整済みです。」との答弁をされておったと思うのですよ。旧岡中線・岡口六号線の施工業者が決まっていと思うのですけれども、それぞれの施工業者についても記入しなければならないのではないかと、大丈夫ですか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 四番牧野議員の御質問にお答えいたします。

その分につきましては、あとで県の方に行きまして追加で記入するというふうな対応になっておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） ということは、大きく四つに分けての開発業者、請負業者、工区四つに分かれていますよね。この開発全体が。

同じ業者さんである場合かもしれませんけれども、延べで四業者が窓口になるということですね、開発のね。そのうちの一つでも決まっておいたらいいって、申請進められると、あとは追加で追記していけば手続が進むという解釈でよろしいですか。はい。

ちなみにね、最初にこの開発許可申請されたのはいつ頃か、答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 四番牧野雅一議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成三十年の一月の十五日でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 今年の一月十五日に開発許可申請をされたと、そのときにはもちろん請負業者は決まっていなくて、予算も確定してないと思うのです。そんな細かいことはどうでもいいのですけれども。

三月の定例会会期中に行われた委員会においても、開発許可申請の手続済みで、間もなく許可が下りる旨の答弁を前八田技監がされていま

した。そのときにはね、今言ったような話は一切説明がなかった、できなかったのか。

あれから三箇月たっても現実として開発許可が下りていない。これ以上、今この場で答弁を求めても時間のロスにもなるし、この間からの委員会等々で部長もかなりお疲れのようなので、また改めてこれに関してはお尋ねいたします。

そういう矛盾のないようにだけしていただけたらと思います。

次に、特記仕様書に添付の工程表（案）では、四月に市道岡口六号線の工事が発注され、地元調整、準備工を経て十一月中頃しゅん工となっている、先日の委員会の説明資料によると七月初旬に施工業者選定を決定し、十二月末しゅん工となっています。

しゅん工までを見ますと、約一箇月半の遅れが生じているのかな、添付した工程表等、この間我々に説明いただいた内容に一箇月半の遅れが生じていると思うのですよ。何ゆえに遅れているのか、簡潔で結構です、答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野雅一議員の御質問にお答えさせていただきます。

遅れている分につきましては、事務作業の遅れというようなところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）先般の委員会でもお話させてもらったように、担当課の方は大変な思いで今取り組まれて、多少のミスは出てきても無理ない状況まで追い込まれていると思います。それは余り追及いたしません。

ちなみに、この市道岡口六号線の拡幅工事、開発を含めたね、搬出残土及び建設副産物は発生しますよね。聞き取りのとき、技監もお越しただいておって、ほかに大勢職員さん来てくれておりましたけれども、この搬出ルートについてお尋ねしたいと言ったときに、須恵四号線を往来するんやと言うてみたり、そんなことがあの界わいの地域住民の人らと調整できているのですかと、そんな勝手なこと言っても大丈夫ですかって私、言いましたね。そしてら今度は敷地内に仮置きするんやという声も出てきました。それぞれその場で答えが違っているので、この場で聞いても部長一人しんどい思っているのが今ぶっちゃけて全部言っているのですけれどもね、実際その計画は立ってへんの違うのかなと。仮に今言うたように須恵四号線を通って搬出される場合は住民の理解を得ているのか、仮に敷地内に仮置きするとすれば、同じ敷地内の別の開発工事に関わる別の請負業者さんの工程に影響を及ぼさないのか、その辺の調整はどうなっているのか、その辺の調整もできていない

のに岡口六号線の工事を発注しても、仕様に不備が出てくると違うのかなど。決まってから話をして決めてやと、業者決定してから、中身は入札で落としてから話をしてやというふうになってしまふのかなど。とりあえずその辺、開発工事の工期、ほかの開発工事との悪い影響は及ぼさないのかどうかだけ答弁をいただけますか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 四番牧野雅一議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、議員御指摘の分につきましては、いろいろ調整しながらやっていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） さっきも言ったように、そうとしか答えられないと思いますわ。

やっぱり業者が落札してから調整してって、余りにも発注者側の計画性がなさすぎて、それぞれのお仕事を請け負われた業者さんに余計な負担を掛けてしまうのと違いますか。

これはこれで結構です。

次に、旧岡中線、建設予定地東側道路の拡幅工事についてでございます。

過去の答弁において、当初平成三十年三月末、その次に尋ねたときには五月末に遅れていますと、五月末に路線の拡幅工事完了後に敷地内造成工事に着工するという答弁を、これも八田技監やったと思う、私いただいています。

先日の委員会説明資料では、仮舗装をした上で、平成三十年度十二月から平成三十一年度八月末に掛けて拡幅工事を行うと、大幅な工程の変更並びに今年十二月から来年八月の間に完成と、実におおよそな工程の説明になっていますが、まずその理由について答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 四番牧野雅一議員の御質問にお答えさせていただきます。

市道旧岡中線でございますが、まず工程の中で歩道の分につきましては、新庁舎敷地内とところで工事をするというふうなところの変更がございました。それに基づきまして、まずは今現道の分につきましては、全舗装させていただくというふうなところの対応をさせていただいております。その後、十二月からにつきましては、拡幅の工事に入っていくというふうな工程の流れになったというふうなところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） いや、だからね、現場は分かりますよ。当初三月末って言うておって、次に五月末、次聞いたときには全く工程が変わってしまっている、そのところですよ。答えられなかったら答えられなくて結構です。とりあえず手を上げてください。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 四番牧野雅一議員の御質問にお答えさせていただきます。

市道旧岡中線でございますが、当初現道からまず拡幅するというふうな工程を組んでおったのですが、その工程を新設する歩道の分につきまして、新庁舎建設用地内の方でまず歩道の分を先にさせていただいて、その後現歩道のところの拡幅に入っていくというふうな工程の変更がございました。そういうふうなところから、工期が延長になったというふうなところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 一つね、工期延長になりました。工期延長はしない方がいいのと違うの。工期を短縮して、早くしないといけない事業ですよ。その辺も矛盾していると思うのやけれども。

もう一つはね、それより何より、答弁もらっているわけですよ、それを聞いて、次聞いたときにまた違う答弁、また違う答弁やと、我々一体何を信じて議論していったらいいのかと。

先日の委員会においても、ほかの委員さんから事業に対する取組において理事者側の不誠実な対応に厳しい御指摘を受けておったのと違いますか。我々ね、議会議員の大きな役割は市民の声を市政に反映させることであります。その議会議員から委員会や神聖な本会議で質問を受け、された答弁は市民の皆様になされているに等しいと認識され、その信ぴょう性を疑われるような答弁にならないよう、またそれに変更等があった場合はこちらから問わずとも訂正の旨、報告されるべきと考えます。

以前にも、答弁の信ぴょう性に対する議会からの決議が出され、また私も一般質問で御指摘させていただき、当時の市長公室長からも謝罪的な答弁もいただいた経緯もあります。市長公室長どう思われますか。

○議長（平岡清司） 市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）四番牧野議員の御質問にお答えいたします。

本会議や委員会の場において私どもが答弁を申し上げる場合でございますけれども、これは十分な精査の上、後々にそこが生じることがないように努める必要が当然ございます。仮に申し上げた答弁に事情の変更などがあった場合はその速やかな対応について今議員から御指摘のございました、また先般の特別委員会でも御指摘いただいておりますけれども、今そういった対応については十分な状況にないという状況でございます。

今後、御指摘をいただいておりますように、全庁的にこのことについては十分な検証が要るものと考えてございます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）くれぐれも議会と理事者側の皆さんと議論して、そこに行き違いがないように、一緒に議論をしていこうと思ったら、やっぱりしっかりと相手に伝える、また聞くということが大事だと思います。そこが欠落しておったのではかみ合わないと思います。今市長公室長がおっしゃっていただいたようなことは、全庁的に徹底していただきますようお願いいたしますね。ちよつとそれですみませんでした。

次に、業者決定から工事着手まで及び着手後においてもそれぞれの工事に変更であるとか調整という文字が、先般もお話させてもらったようにたくさん見受けられるのです。それによる不施工期間の経費は工事費に織り込み済みなのかどうなのか、答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）藤原技監。

○技監（藤原克哉）四番牧野議員の御質問にお答えいたします。

工事発注してから落札の期間までに質問等々が上がってきてございます。その中での回答としまして、「設計変更の対象とする」というふうに回答している部分については工事設計の中には織り込んでいないということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）落札してからね、これだけ変更や調整やという項目がたくさんあったらね、その調整に暇がいつてしゃあないのと違うのかな。協議に暇がいつてしゃあないの違うのかな。着工できない、業者さんは。それだけ手間暇がいつてしまうの違うのかな。そういうこと

が原因で受けた業者さんは契約されても協議事項が確定するまでは稼働できないわけや。その不稼働期間が発生するということは、業者さんにとつては経費が掛かるん違いますか。その要因を作っているのは業者が作ってるん違いますやん。発注者の仕様が不備ある、不備というか、そこまで厳しい言葉を言っているのか分からんけれども、これだけの項目が出てくるということは設計に問題があるとしか言いようがないん違いますか。それを業者さんの掛かる経費を見たっていないというのは、いかがなものかなと思うのですけれども、再度答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 藤原技監。

○技監（藤原克哉） 四番牧野議員の御質問にお答えいたします。

発注後、地元調整等々で全く工事ができないというふうな完全にストップした場合は、例えば工事中止というふうな期間を設けてしましてそれに掛かる経費を、こういうふうな経費のある等については積算上みるというふうなこともございますし、一部一時中止ということで協議をしながら別の工事ができるという場合にはそれに関わる経費だけを見るところは甲乙対等でございますので、協議の中で進めていくということでございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 技監のおっしゃるのは分かる、当然やと思う、甲乙対等やと。でも、これだけたくさん協議事項があったらね、甲乙対等と言いつても違いますか。そこを言いたいですよ。まあまあそれでもね、進めていくにあたってね、業者さんに負担を強いらぬような形で発注者としては取り組んでいかなあかんのと違うかなと思います。

それはそれであるべく発注者に負担を掛けないように、しっかりと市は誠実に業者に対応してあげてください。

次、開発工事発注時の特記仕様書第十九条に「通行車両制限、本工事の工所用車両において、通行経路の安全性を確保するため、周辺自治会等と通行時間帯及び日当たり通行台数制限等の協議を必要とする。」とあり、これに対し一工区、二工区ともに、「周辺自治会との調整により工所用車両の通行台数制限が発生した場合、施工進捗に大きな影響を生じる可能性があります。その場合、歩掛かり変更や工期変更等の設計変更の対象となりますか。」という質問に対し、「協議の上、変更対象とします。」と、これも変更対象としますと回答されています。回答されとるんやけど、地元の皆さんに事業の進捗には前向きであつても、必要最小限の要望はあると思うんですよ。また請負業者もそれに応えるべく善処されてもほかの工事との兼ね合いがあります、この開発工事は一者であるの違うさかい、四つに分かれておるんやさかい。そのことの兼ね合いがあるのでね、その兼ね合いが悪かったら業者と地元の方の協議だけでは済まされへんの違うのかなと。それで解決だけへん

の違うのかなと思います。今この工事の進捗状況下で歩掛かり、すなわち事業費の増幅、工期変更は延長につながります。

このような重要なことを特記仕様書で請負業者に委ね負担を強いるようなことを記すことは、発注者責任の転嫁とも取られるのと違いますか。また、特記仕様書の第十八条地元調整に「工事着手にあたっては、地元自治会に対し説明会等を行い、理解を得た上で着手すること。」とあります。また、特記仕様書添付の工程表案には、仮設道路の工程が記載されていない、須恵四号線・旧岡中線・岡口六号線・一工区、二工区のいずれにも入札後に地元調整が約一箇月組まれています。地元調整は発注者である市当局が事前に行うものであって、その調整も今の段階では充分とはいえないのと同じですか。それを請負業者に強いるのは甚だ疑問に思いますが、その真意について答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 藤原技監。

○技監（藤原克哉） 四番牧野議員の御質問にお答えいたします。

特記仕様書に明記しております第十八条地元調整、第十九条通行車両制限につきまして、これは業者さんに強いておるわけではございません。もちろん発注者の責務として地元説明をしっかりと行いますし、工事内容については、内容、施工計画については業者さんに行ってくださいますが、もちろん同行もいたしますし、調整は発注者側である五條市が行うというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） だからね、やっぱりさっきも言ったように、例えば通行制限一つにしても、どの工区のダンプが走るのかと。これは地元の人は分からへん。どの工区の人と話しているのかというのとは分らないはずです。だからその辺はね、市、特に市がほかの工区との兼ね合いもあるので窓口になって地元との協議は進めていってあげないと、自分ところはこうやりますとやっておっても、違う工区の人が、いやうちはこの時間に走りますと言ったらばらばらになってしまうんですよ。でも住民の人はこっちの工区かそっちの工区か分からへん。そんな状況になり得ることがあるんじゃないですか。だからもちろん今技監が言うてもらったような市当局が責任を持ってその調整、協議は進めて、逆に業者さんを集めてこういうふうな方向でお願いしますという形に持っていけないと、業者に委ねてしまっただけならばらばらになるんじゃないか。……と思います。

次の質問、発注前からさつきからも言うているように、実に十三項目も別途協議や変更の対象が生じ、項目見えたものでありますやん。その変更対象が生じた場合、請負業者に対する追加費用はいかほど想定されておるのか、多分変更になったらお金が掛かりますやん、それを今

質問出ているだけでどれぐらいのものが必要と見込んではるのか、またその財源はどこにあるのか、答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 藤原技監。

○技監（藤原克哉） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

変更増額分につきまして、増減を含めましてですけれども、まだ細かく把握はしてございませんけれども、おおよそ落札差金以内で納まっておるのではないかとというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 落札差金ということは、当初この事業をするにあたって組まれた予算で予定額を設定されて、その隙間の空いたものを差金という、まあ言うたら予算の枠の中ということですよ。

さつきからも言うように、不十分な仕様に基づいて発注された工事が様々な変更により経費が増幅した場合、そのかしは発注者の不備な仕様によるものと言わざるを得ない、それを、予算を超えてしまったら払わないというのは余りにも不誠実と違うのかなと思いますけれども、その辺どうですか。

○議長（平岡清司） 藤原技監。

○技監（藤原克哉） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

業者さんに対して払わないというふうなことは基本的にはないというふうには私は考えてございます。先ほど申し上げましたように、甲乙対等でございます。設計書の条件明示された内容、それに基づいて落札していただいておりますし、協議を行っていきながら仕事もしていただいております。甲側が無理やり乙側に押し付けて仕事をさせるといふことはないとはいふふうに私は考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） あってはならんことやけれども、現実的にね、これだけ協議の変更、あれだけたくさん出てきたら、自分ら素人やから分かるけれど、どれだけの増額が掛かってくるのか、恐らく今技監が差金の範囲でとおっしゃってはるけれども、それも確信はないと思いますわ。やっぱりそのときはどうするということとはやっぱり払えへんということとは行政はせえへんと思うんやけれども、そういうことも想定した上でこれだけ変更があるであろうというような仕様でしか発注されてないんやさかいね、ちゃんとうたわれた分にとっては約束のと

おり業者さんもその範ちゆうで仕事をしてくれるやろうけれども、変更対象となっているものが余りにも多いからね、その分は業者さんは枠の中で仕様書でも変更対象になっていきますよとなりますやん。こう変更しないことにはこの施工はできませんよってなるときに、必ず実行予算が掛かってくると思う。それが、市が認めてはる予算の枠の中であるのか、そうでないのかということ、よくよくね、やっぱりこういう…。今回、開発工事の施工監理されてませんよね、委託は。施工監理を委託する業者にはされていないと思うんですよ。その請け負われた業者さんが施工監理も自分とところでせなあかんと。施工監理委託は、市としては経費削減のためそういうことせえへんかったんか、時間がなかったからせえへんかったのか分かんのですけどもね。もうちょっと業者さんの方としっかりと協議を進めていただき取り組んでいただきますようお願いします。

次、特記第十二条、「本工事は都市計画法の許可を受けているため、設計変更を行うには開発許可変更が必要になる。」とあるが、変更許可を得るまでの間は、工事の進捗に影響は出ないのですか。答弁願います。

○議長（平岡清司） 藤原技監。

○技監（藤原克哉） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

特記仕様書第十二条に書かれています内容ですけれども、開発許可が下りた部分、下りない部分に分けて施工は進められると思っておりますので、工程的に大きな影響を及ぼすというふうには考えてございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 工程的に大きな影響が出ないとしても、工期に大きな影響が出たらあかんわな。そこを言うとはんです。別に法に触れることみたいな行政はすることがないんやさかいにね。

開発完了（中間）検査書類の提出、「設計変更を行う場合は、開発許可の変更関連図書も併せて提出するものとする。」とあります。法に触れれへんかったらええとかそんな問題ではないと思います。そんな当たり前のことやさかいね。開発許可を得るのにね、さつき一番最初にこの開発許可申請を出して一月中頃って言うたかな。一月十五日に申請を出して今現在もう六月ですよ。半年たっても許可下りてない、いろんな手続、時間掛かってね。これが中間検査、またそのときにどれぐらいの変更が出るのか知りませんよ。でも開発の中間検査を受けようと思つたら当時の仕様から変更があつた場合は変更届をせなあかんでしょう。そのときにどれだけのロス期間が出るのかということ、それが

工期に支障を来さないのかということをお願いとるんです。答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 藤原技監。

○技監（藤原克哉） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

牧野議員御指摘の内容ですけれども、工事が進んでいくに合わせて構造が変わっている部分も既に分かっておりますので、工事を進めながら必要な書類等々も修正して作っていくということもございます。それに合わせて申請を早く出すということもできますので、今一月十五日に出たものがいまだに下りていないという状況とはまた違っているというふうに私は考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 恐らくね、今の段階では、そういうふうには違うものやと、そんな暇は掛からないと思っはると、でも実際に中身は違えど、今の開発許可申請、もっと早く下りるやろと思っはとたと思っはますよ。前技監は。でないと三月に私にあのような答弁しないでしよう。でも現実として今三箇月遅れてもまだ下りていないのが現実、だからそういう申請手続は慎重に取り組んでやらんと想定外の遅れとかを生じるん違いますかと、そういう心配をしておるといことです。今安易に樂觀的に構えておったんではあかんの違うのかなと思っはます。

次、大きく二つ目、新庁舎建設事業に伴う周辺道路整備についてでございます。

この仮設道路については、昨日の吉田議員のところへ答弁されました。今回の補正予算でも上がっておりますので一般質問では省かせていただきます。仮設道路を抜いて話をさせてもらいたいと思っはます。

次に、この新庁舎整備事業において、工事期間中だけでなくしゅん工後も最もいろんな意味で影響を及ぼすであろう須恵四号線について、家屋の事前調査をされていると聞いています。岡口六号線や旧岡中線沿線の家屋の事前調査はされないのか。影響が出た場合、対処方法はどうか。市で責任で補償されるのか。答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 四番牧野雅一議員の御質問にお答えさせていただきます。

須恵四号線については家屋の補償の家屋調査をするというようなどころでございます。

また西尾まんじゅう屋のところから新庁舎建設に伴うところの部分につきましては、建物の調査を今現在考えておらないところでございます。

す。その分につきましては、以前に家屋調査等々、また地盤の支持力等については対応できているというふうな結果をいただいております。ふうなところもございませし、またその部分の幅員につきましても広く幅員をとっておるところでございませ。そういうふうなところから、そこにつきましては建物調査をしないというふうなところでもございませ。

以上、答弁とさせていただきます。(「四番」の声あり)

○議長(平岡清司) 四番牧野雅一議員。

○四番(牧野雅一) 今答弁しておった西尾さんのところから上向いて敷地までの間、途中踏切もありますよね、踏切の路盤と強さもどうなのか、そんな今この場で答弁求めませんけども。例えば今路盤が強化されているから、道路の改良をされているからこの間は家屋調査をしないということですよ。

工事車両の通行によってその沿線のおうちに、また建物に御負担を掛けるというのは振動だけはないんですよ。あの道幅知っていますか。決して広くないですよ。そこに普段通ることのないような大きな車両が一日何十台も通るんですよ。道がしっかりできているからせえへんではないでしょう。古いおうちもあります、アルミサッシとかコンクリート壁ではなくて昔ながらの木のガラガラ扉、ガラス一枚、カーテン閉めているおうちもあります。風圧もあります。そんなことも考えたらね、あそこは道が丈夫やからせえへんって、そういう考えはちよつとどうなんかなと、せめて少なからずともそういう要望はないのかどうか、御迷惑を掛けるんやったら以前にも言わせてもらっていると思いますけれども、やっぱり沿線を一軒一軒歩いて、コミュニケーションを取りながらそういう要望は聞いていくということが大事と違うのかなと思います。

須恵四号線の沿線三十八戸までの家屋事前調査は発注され、先般の委員会でもお尋ねしましたけれども、その委託期間は七月十三日までとなっております。その調査内容について、この間聞きました、改めてこの場でお尋ねしたいと思ひます。

調査内容に地元の方々どのような行き違いがありましたか。また調整は済んでいなかったのか。調整が済まなければ調査や着手、発注済みの須恵四号線道路改良工事にも影響が出るのと違ひますか。

まず、どのような行き違いがあったか答弁いただけますか。

○議長(平岡清司) 石田都市整備部長。

○都市整備部長(石田茂人) 四番牧野雅一議員の御質問にお答えさせていただきます。

家屋調査につきましては、外視というふうな外から見た分につきましては調査をするというふうなところで考えておったところでございますが、整備検討委員会ですか、その中でお話をさせていただいたところ中まで見てほしいというふうな御意見をいただきました。それにつきまして市と住民の方とのそこというところがございました。それに基つきまして、今現在須恵四号線につきましては、一軒一軒回って中身まで調査が必要であるのかというふうなところも今地元の方に対して回らせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）特に須恵四号線に関しては、二年前からずっと言うてますやん。あそこを工専用車両の動線としか見当たらない、またしゅん工後も新たな道の設置、見通しがつかない間はどうしても須恵四号線に大きな負担が掛かるよということを言っていますよね。にもかかわらず、その一番御負担を掛けるこの須恵四号線にお住まいの方々に、「どこ見てほしいで、中身も見てほしいけ。」じゃないですやん。「見させてください、もし何か御迷惑を掛けるようやったら、これを基準にこういうふうな対応を市としては考えてますよ。」という、そういう誠意ある対応をせんことには、「何やねん勝手に来て、大きな車通って、うちの道、傾いてるがな。これ直してくれるの、直してくれへんけ。」って、そんな無駄なやり取りをするのなら、最初から市としてはこういう姿勢ですよということを示すことによって理解も得られるし協力も得られるのではないか、これはもう二年前からずっと言っていますわ。でも今初めてこんな調査とかいう話が出てきておるといのが現実ですやん。こうなった以上はきっちり誠意を持って取り組まなあかんの違うかなと思います。須恵四号線だけに限らず、今言う旧岡中線、また岡中線北側、岡口六号線、今からまた聞きますけどね、この前のおうちに關しても、この間聞いたら岡口六号線の前に面しているおうちはその対象にはしないというようなことを言っていたけれども、あそこも道幅はあれだけしかないのですよ。何ぼ内側から掘ると言っても音もするやん、振動もあるやん。車、大きなダンプ、中から通る言うても、中で大きな重機がガンガン、ガンガンやるんやで。あれだけの道幅しかないんですよ。何も迷惑を掛けないというようなことではないと思う。それもやっぱり要望を聞いて必要であればそういうほかのところと同じような対話を少なからずしておくべきと違うかなと思いますけれども、どうですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のいろいろ諸事情があるかと思うところでございます。その辺につきましては柔軟にいろいろと検討していきながら対応した

いというふうを考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）この際、申し上げます。牧野議員の一般質問の残り時間は十五分でございます。

四番牧野議員の発言を許可します。

○四番（牧野雅一）様々な諸事情というのは、それぞれのおうちが、いろんな思いがあるということですね。事情違いますよ。市としてこういうふうなことをこの前でやるので協力してくださいね、理解してくださいね、しばらくの間御迷惑を掛けますけれどもというやりとりをしっかりとやっていかなあかんと、それに対しては大なり小なりの要望があれば、聞ける範囲では対応していかなあかんと、またほかのところをやっておつてここだけせえへんっていうのでなくて、ほかのところも同じように公正にしていかなあかんの違うのかなということを言っている、やっぱり地域住民の人には協力、理解はしてもらわなければあかんのやさかいということをお願いいたいです。

さつきちよつとお話しかけたJRの踏切であるとか、まだまだ確認させてもらいたいこと、また地域の人の声、聞いていること、たくさんあるんですよ。それも追い追いにねに行きます。

今も議長からあと十五分しかないでと言われているさかいに、今日は細かい話はこれぐらいにしておきますね。

我々議会が予定地である旧五條高校跡地に庁舎の移転を承認するに当たり、様々な議論の末に理事者側からシビックコアの形成に伴う、先ほど来お話ししました旧岡中線拡幅、そして須恵一号線の拡幅、国道三一〇号へのアクセス道路の設置、岡口三号線整備を進めるとお約束いただき周辺道路整備を示され、その中で最も実現性が高く、最優先に取り組みられると思われた岡口三号線の整備における進捗について、先日の委員会で説明を受けたと思うのです。

まず、用地交渉の進捗について、昨日の吉田議員に対する答弁では、今現在、見通しは付いていないと解釈せざるを得ないような答弁であったと思います。三月の定例会においても、私の一般質問においていろいろ遠回しに難しい答弁されておつたけれども、最終的には見通しは付いていないんでしょうというのが現実やったと思うのですよ。それが三箇月経過しても同じような答弁を繰り返されておるのです。見通しが立たない理由について簡潔に答弁願えますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野雅一議員の御質問にお答えさせていただきます。

岡口三号線でございますが、今現在地権者の方が十四名おられますが、前回も答弁をさせていただいておりますが、二名の方につきましてはなかなか難しいというふうなところがございまして、その分について非常に担当者いろいろ努力しているところでございますが、その分を早急に対応していけばスムーズに進んでいくのではないかとというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）交渉事があって相手さんがあることやからこっちの思うようにいかないのは分かりますよ。でもやっぱり庁舎をあそこに移転するにあたっては、最低限必要な道路やという認識は皆さんお持ちやった、提案された理事者側もそれを承認出した議会の我々も、また一般市民の方も、でもその一本だけでは足らんよと、何であんな道のないところに庁舎を建てるのという市民の声は少なくないです。でもまずは一遍にできないので、まずはこの岡口三号線、旧岡中線の拡幅をして岡口三号線を完成させて、その次に当初の説明のあった須恵一号線、国道三一〇号へのアクセス、これは当時の時点では未定やと、でもそれはお金がなかったらでけんから未定、それは仕方ないと思います。今後もそれが実現できるのかどうか、今後の五條市の財政状況を見ておたらいつできるか、これこそ見通しが付かないと思います。でも最低限必要なこの岡口三号線が、今現在見通しが付いていない、これに関してはちよつといかがなもんかと思えますけれど……。

もう余り時間もないのでね、いずれにしましても、今回お尋ねさせていただいて改めて様々な事業計画の不安定さが確認されたと思います。タイトな工程の進め方に、地域住民並びにその沿線にお住まいの市民の皆様との調整不足により不安を残し、請負業者には多くの不備のある仕様書に基づいた工程を強いら、担当課の職員の皆さんには目に見えないプレッシャーを掛け、疲労困ぱいの様相が目に見えて分かります。

以前から幾度となく申し上げているように、この事業は私たちのまちの将来にいろんな意味で影響を及ぼす事業で、誰かのために進めるのではなく、市民の皆様のために皆が知恵を絞り、力を合わせ取り組まなければならない、また効率よく市民の皆様喜んでいただける庁舎でなくてはならない。

全体の事業費においても二〇二〇年の東京オリンピック景気に連れ高するように、昨年の我々議会が出した決議からどんどん掛け離れ、都度委員会の説明でも、直近三箇月余りで七億円も上昇しており、事業総額、実に五十八億七千万円近くに達しています。先ほど質問させていただいた市の財政状況を鑑みても、かなり劣悪な環境に包まれているように見えます。

そんな中、天の恵みのような合併特例債の発行期限を再延長する改正特例法が、本年四月十八日の参議院本会議で全会一致で可決されてい

ると聞き及んでいます。

こんな千載一遇のチャンスを見逃すことなく、今までは合併特例債の期限があるということでみんな一生懸命、はよせなあかん、はよせなあかん」と取り組んできたと思うんですよ。でもこんな特例債の延期法案が確実に法案化されたら、一遍立ち止まってね、健全な体制のもと職員さんも地元の人業者さんも、一遍立ち止まってね、この大きな大きな事業にもう少し余裕を持って取り組む。そうした方がええものができる、慌ててバタバタバタしたらね、さっきからも言うたようにいろんな不備が生じてきてええものができないのじゃないかなと私はそう思います。

真にまちの将来を見据え、今後執行部の皆さんで今言う合併特例債の再延長の法案も含めて、この大きな大きな五條市の大切な新庁舎事業について協議していただけますことをお願いしまして、牧野の一般質問を終わります。

○議長（平岡清司）以上で四番牧野雅一議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、二時四十分まで休憩いたします。

午後二時二十六分休憩に入る

午後二時四十一分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

次に、十二番大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄）議長の発言許可をいただきましたので、通告順に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、災害の救援・復旧と災害の原因をなくす取組についての、（一）災害の規模と災害予算規模及び完了予定についてでございます。

昨年の十二月議会とそして今年の三月議会におきまして、災害件数が答弁されましたけれども、まず農林災害は百四十四件の災害というこ

とで答弁をいただいております。この百四十四件に対する救援・復旧予算をこの間、昨年十二月議会と三月議会におきまして約七千七十二万円が議会で可決されております。そしてこの六月議会でも災害予算が二億一千八百万円提案されておりまして、可決されれば合計二億八千八百万円ということになりますけれども、もう一度この農林災害百四十四件全ての救援・復旧を行う上において、この議会で提案されております予算が可決したという想定のもとで二億八千八百万円となりますけれども、これで全て復旧できるのかどうか、よく目配り、検討していただきまして、不足するというのであればこの議会の終わる最終日までに補正予算を上げていただくことが非常に重要ではないかと思っておりますけれども、いかがでございますか。また農林災害の一番大きな災害の工事の完了予定を答弁いただきたいと思います。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

昨年の台風二十一号による農林関係の災害復旧事業ですが、補助災害として採択されたものが三十三箇所あり、先の議会において十八箇所の予算付け、今回補正予算として提案しているものが十五箇所ございます。

内訳といたしましては、農地が四箇所、農業用施設が十一箇所となります。

予算規模といたしましては、総額で二億九千八百万円となります。

今回の補正予算で災害復旧事業全体の予算付けが全てできたものと考えております。

また、本災害復旧事業の完了予定ですが、被災規模が大きい箇所が多数あることから、平成三十一年度末を見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）そしたら、答弁いただきましたので、ひとつ全て完了するように進めていただきますように求めておきたいと思っております。

次、道路河川被害の方に進みますけれども、この被害はこの間の答弁で道路百五十箇所、河川二十三箇所、橋りょう一箇所、下水道一箇所というふうに災害の規模があったということで答弁されております。この災害の復旧工事に対しまして、この間の十二月議会と三月議会では約五億一千六百万円予算化されております。この六月議会でも予算が上程されております。この六月議会では四億六千六百万円上程されておりますけれども、これが可決されれば九億八千二百万円となりますけれども、この九億八千二百万円で道路河川被害の全てが災害工事完了できるかどうか、もう一度よく点検していただきまして不足する場合はこの議会最終日までに補正予算を上げていただくことが非常に

重要ではないかと思えますけれども、いかがですか。また一番大きな復旧工事では何年ぐらいの完了になるのか、その見通しをお聞きしたいと思えます。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十九年発生災害の規模につきましては、被災箇所が二百箇所以上に及ぶ甚大な被害となり、国より局地激甚災害の指定を受けております。

復旧に係る予算でございますが、平成二十九年度に道路橋梁災害復旧費といたしまして、三億九千四百七十七万円、河川災害復旧費といたしまして、一億二千七百七十六万円を予算化しております。

また、今六月議会におきまして、道路橋梁災害復旧費といたしまして三億一千三百万円、河川災害復旧費といたしまして、一億五千三百万円の補正予算を提案しております。

被災箇所の復旧でございますが、平成三十一年度末までに全ての箇所を完了させる予定となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい。この災害に関係しまして、まだ自分の家に戻れないという方が一世帯ないし二世帯おられると思えますので、ひとつ確実な工事をできるだけ早くできるように頑張っていたきたい。特に今年はまだもう台風五号で、これからどんな大きな台風が発生するかも分からんわけですからね、そうした大きな台風が来ても効率よく災害復旧工事ができるように、またこれから将来起こり得る台風によって現在災害箇所の規模が大きくならないように事前の対応も考えた上で効率的な災害復旧工事を進めていただくように求めておきたいと思えます。

次、（二）台風二十一号災害の原因と考えるダムの緊急放流と地球温暖化防止及びダムの耐震照査についてでございます。

御存じのように、去年の十月の台風二十一号の災害は原因としてはやはり何日も降り続いた豪雨だということになりますけれども、しかし同時に五條市の上流にありますダムの放流も大変一日間隔でびっくりするような放流をしております。大迫ダムにおいては十月二十一日毎秒八〇〇トンであったのが、十月二十二日の放流は毎秒一、六〇〇万トンと二倍ですね。大滝ダムも十月二十一日が毎秒九六トンであったのが、十月二十二日には毎秒一、二〇〇トンと、もうびっくりするような放流ですね。津風呂ダムも十月二十一日毎秒一〇〇トンであったのが十月

二十二日には毎秒一、二五トンと、こういうふうには放流しておりまして、吉野川の水位も大変急激に上がっております。榮山寺地点での水位は、十月二十一日は〇・八七メートルだったのが二十二日は六・二九メートル、五條地点では十月二十一日時点では二・九六メートルであったのが十月二十二日には八・五五メートルということで、吉野川の水位も上がりまして、この影響で新町や五條町や一部二見の皆さんは大変浸水を受けました。もちろん上野公園のシダーアリーナ以外の施設はもう全て水没になりまして被害を受けたということでありますから、地球温暖化をなくすとともに、やはりこの上流のダムの緊急放流をなくしてもらおうという取組が非常に重要ではないかなということで、ここ数年間何遍も取り上げてきておるわけでありますけれども、この間の議会の皆さん方の答弁での現状を申し上げますと、洪水緊急放流防止をやっているところは、六年前の大塔災害の猿谷ダム・風屋ダム・池原ダムと、大滝は洪水調整機能があるわけですけれども、しかしやっているかやっていないか分からないのは、津風呂ダムと大迫ダムですね。したがって、先ほど申し上げましたように津風呂ダム・大迫ダムも大変な緊急放流をしておりますから、調査をして、緊急放流をしておったのなら緊急放流対策を強く申し入れるということが、下流の五條市の被害を食い止めるためにも非常に重要ではないかというふうに考えますけれども、いかがですか。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

本市といたしましては、豪雨等の原因と言われている地球温暖化の防止に対する政府への要請を、奈良県市長会等を通じて従来から実施しているところでございます。

また、ダムの緊急放流につきましては、本年五月にも上流域のダムを管理する農林水産省南近畿土地改良調査管理事務所を訪問し、緊急放流防止及び治水的なダム運用について要望を行いました。また大迫ダムの放流ゲートが平成二十七年に改修されたことにより、河川水位の急上昇を抑制する効果が強化されたことなどの確認を行っております。

農林水産省所管のダム施設の耐震照査につきましては、津風呂ダムは平成二十九年から実施され、平成三十二年度の完了を目指し、大迫ダムは平成二十七年から実施され、平成三十一年度の完了を目指して現在も継続して耐震照査を実施していると聞いております。

今後も国土交通省や農林水産省等の関係機関と連携を密にしながら緊急放流の防止の要請を継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）ちよつと答弁の方が先走りしましたけれども……、もう答弁はそれで結構ですけれどもね。

地球温暖化、この点で皆さん方に強く認識していただきたいと思えますので、もう一度明らかにしておきますけれども、御存じのように今年には台風三号が三月でも発生したのですね、三号が。この間四号が終わって今五号ですけれどもね。そんな中で、五月三十一日、気象庁は岩手県大船渡市と南鳥島、与那国島で観測した二酸化炭素の濃度が二〇一七年度平均値はいずれも四一〇ppm弱となり、観測史上最高を更新しましたと、気象庁自身が地球温暖化の原因である二酸化炭素の濃度が過去最高だということを発表しているわけですね。そしてアメリカの海洋大気局は、これも地球温暖化により地球の温度がもう過去最高になってきているということとを去年発表しているという状況ですね。

そんな中で、我が日本の安倍政権は二酸化炭素の一番の原因である石炭を燃料とする火力発電をまだ増やそうとしているという、こういう状況ですね、この件については最近は一一般の新聞やテレビでも報道されてきておりますけれども、この一番大事な地球温暖化をなくすための二酸化炭素を減らすというところで日本の政府はそういう姿勢になつておらないということですから、この点をいわゆる日本の他の自治体と連携してやはり政府に二酸化炭素を減らすために頑張つて、そして自然エネルギー、太陽光、そして太陽熱、風力、水力等の自然エネルギーを活用した発電体制に切り替えるように強く求めていただきたいと思いますというふうに強調して、次に進みます。

大きな二番、水道の安定供給を目指した取組についてでございますけれども、御存じのようにこの間の議会におきまして、石綿管、もう何十年も前の石綿管がまだ五條市内全体で六キロぐらいまだ布設されておりました、その石綿管からかなりの量の水道水が漏れているという見方をしております。したがって、その交換が非常に急がれるわけでありまして、今年の予算には四千万円予算化されて、その交換に対応するわけでありまして、そういう初めから石綿管の交換にあたっては下水工事やら、市や県や国の道路の工事、また舗装等々合わせてしたら大変石綿管の交換費用も安くつくわけですからね、そのために各機関と常に情報交換をさせていただいて、年間遅れることのないように交換することが必要ですけれども、同時にやはり下水道工事でも市・県・国の道路工事やら舗装工事でもこの間の台風のように最初に計画はしてなかったけれども、突発的にしなければならぬという、そういう状況が起こり得るわけですから、そんなときも見逃さずに石綿管の交換をその工事と一緒にやってもらうという、この目配りを逃さない、これが必要ではないかなというふうに思います。突発的な石綿管の交換には補助金が付きにくいという話もございますけれども、補助金が付かなくてももう今やった方が補助金をもらってやるよりもまだ安くつくという、そういう状況もありますから、その辺も見越した上で常に各機関との連携を強めて石綿管の交換に頑張つていただく必要があるのではないかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（平岡清司）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

約六・三キロメートル、現存する石綿管につきましては、事業実施計画を策定し、国庫補助金を活用した計画的な更新を行ってまいります。また、下水道工事など他事業が実施する事業と重複する老朽管の布設区間では事前協議を行い、無駄のない効率的な計画を策定し、事業を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）私が付け加えました突発的なそういう状況に対してもよく機関と情報交換をして補助金をもらってやるよりもまだ安くつくという状況のときにはやるということが必要ではないかということをお願いしたいと思います。

（二）県の計画している水道広域化での五條市・吉野郡三町のメリットの追求と五條市の古い浄水場の廃止の検討についてでございますけれども、御存じのように五條市におきましても水道を必要とする家庭が人口減少に伴いまして減ってきております。それとは反対に古い水道管また古い浄水場施設等々の施設の老朽化と耐震化のためにお金がたくさん要するという、こういう状況になっておりました。県はこの課題を解決するために今水道の広域化を関係市町村と共に進めてくれているわけでありまして、五條の場合は五條市と大淀町・吉野町・下市町ということになりますけれども、五條市がメリットがあるかどうかをよく検討していただくのも大事ですけれども、やはり関係三町もメリットのあるようなそういう立場に立って、共に五條市も吉野郡三町もお互いにメリットのあるそういう広域化を目指して、その中で五條市の一番古い浄水場、昭和三十七年に建設されておりますから、もう五十六年がたっておりますね。そういう古い浄水場は給水人口も減っておりますから廃止できないかという、この検討も広域化の中でよく検討されることが今五條市の水道の安定供給と費用の負担の軽減についても大事ではないかと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（平岡清司）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

五條・吉野エリアの水道広域化につきましては、平成二十九年六月に広域化を検討することについて、一市三町と県を交えて合意に至りました。その後、一市三町と県を含め五回の検討会を行いました。さらに引き続き検討を行ってまいります。

検討会の中で、小島浄水場の古い施設である一系浄水施設に対して、広域化が生み出す施設共同化により施設を廃止した場合の、将来の設備投資に対する抑制効果を検討しております。

今後は、広域化による給水原価の削減効果や各市町のそれぞれの水需用者に対して、長期的な供給単価の抑制効果などのメリットを明確にしていきたいと思います。

また、県が既に公表している県域水道一体化構想についても検討を行ってまいります。

以上、答弁いたします。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）五條市も大淀町も下市町も吉野町も全てメリットのある広域化をやはり追求していただきたいと思います。ふうに思います。

（三）県の水道の将来構想に対する慎重な対応についてでございますけれども、こういった今申し上げましたように、各市町村の抱えている課題を解決するために今県は、広域化はどうかということで一生懸命考えてくれていますけれども、そんな中で知事の発言や知事の出した資料を見てみますと、広域化の次はコンセクション方式を検討したらどうかということが言われているわけですね、知事の記事の方で。このコンセクション方式というのは、県会の答弁ではいわゆる五條市や吉野町、市町村と県との自治体とそして民営企業との連携の形をコンセクション方式と言われているらしいですね、しかしこのコンセクション方式は、今奈良市で突然市長がコンセクション方式でやりたいということで議案を出してきて一遍否決されております。同時に外国ではこのコンセクション方式でやったフランス・ドイツ・アメリカ等々は失敗して、また元の自治体、公共の方針でやっていたという、そういう失敗の経験から後にバックしなければいけないということが世界の中で失敗の教訓が明らかにされているわけですから、これから県の方からそういうコンセクション方式のことが提案されたとしても、それは慎重に今言った奈良市とか、日本の国内でも一部進めておいて、うまくいっていないところがあります。そしてまた今申し上げました世界の失敗の教訓等々もよく研究されて、コンセクション方式にすぐに賛成するということのないように慎重な対応が必要ではないかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（平岡清司）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、奈良県が公表している県域水道一体化構想の内容について確認しましたが、水道事業が民営化になるとのお話は聞いておりません。以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）いわゆるコンセッション方式はもう知事も表現しているし、県議会でもコンセッション方式は検討課題になっているというので答弁されていますからね。局長、民営化という表現ですけども、民営化ということで県に聞いたら、それは考えていませんと言うのですよ。コンセッション方式は、自治体と民間との共同の運営ですからね、だから県に聞くときはちよつと正確に聞いてください。今私が申し上げたことはうちの県会議員が県議会で質問した上で担当部長が答弁をされていることですからね、事実ですからね。今度県へ聞かれるときは正確な聞き方をされることを求めています。

次、三、新庁舎の耐震・利便・節約等を目指した建設についてでございます。

いろいろ重要なことがたくさんありますので、ここ数年がかりで市議会議員と理事者、また議会外の検討委員会も設けられまして、粘り強く検討されてきているわけですけども、この場所では実施設計に係る内容の質問をさせていただきたいというふうに思います。

（一）障害者・老人等が全ての用事ができる設計についてでございますけれども、これは言うまでもなく市民の皆さん方の市役所庁舎でありますからね、視覚障害・聴覚障害、その他全ての障害者の方でもお年寄りの方でも市役所で必要な用事ができるように、そういう設計にしておくことが非常に重要だというふうに考えますけれども、いかがですか。

それと同時に、やはり障害者の皆さん方の車椅子やお年寄りの皆さん方ももし自転車で来られた場合でも、雨の場合でも、雪の場合でも、苦勞せずに市役所に来ていただけるように、障害者・お年寄りの専用の屋根付きの駐車場というのは是非とも必要ではないかというふうに考えますけれども、いかがですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

奈良県福祉のまちづくり条例に基づきまして、またバリアフリー法に基づいて設計しておるところでございます。全ての人が不自由なく利用できるユニバーサルデザインにて設計をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）ひとつ頑張っていたきますように。

ちよつと付け加えて言いますと、将来的にはこの五條の市議会議員の中にも障害者の皆さん方が市議会議員になられる方もおられるかわかりませんからね、やはりこの議会内も障害者の市議会議員が誕生した場合のことも考えて、今もうこの建設のときにバリアフリー化をしておくということが大事ではないかということをお願いしておきたいと思えます。

（二）職員の食事内容の自由と休憩時間内で食事のできる食事部屋の確保、まずこの点について質問しますけれども、御存じのように人間が自分の健康を保つためにはその要因はいろいろありますけれども、その中でも特に自分の体に合った食事をするという、これが非常に大事ですよ。したがって、食事の自由と食事内容の自由ですね、最近食物にあたるという方も増えておりますからね、だからやっぱり食事内容の自由を保障するような形が大事ではないかと思えますけれども、現在は職員の皆さん方は自分で弁当持ってくる方、そして五條市内の食堂業者から注文をして庁舎内で食べる方、また自分の好みの弁当をコンビニなんかで買う方、また中には自分の家が近くの方は自分の家に帰って食べる方もおられるかも分りませんわな。そして休憩時間内で庁舎外の食堂に行つて食べる方ということ、みんなそれぞれ自分の体に合った好みの合った食事を今明らかにしましたこういう形で食事されているわけですから、今のこの形を、新庁舎を建設してもやはりちゃんと保障できるように庁舎建設にすることが必要だというふうに考えますけれども、いかがですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

職員の昼食につきましては、基本的にはにぎわい棟で昼食スペースを設けることとしております。

昼間の市民サービスを考慮し、一部交代制で、今後運用面で柔軟に対応したいと考えております。

また、にぎわい棟での昼食スペースについて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）にぎわい棟の食事ということになりますと、にぎわい棟に調理をする調理師を置いて調理場をつくって栄養士も関連しますけれども、献立を立てて食事を作って販売するということになりますね、そのにぎわい棟の食堂で原則として職員の皆さん方が食事をし

てくださいということになれば、今現状の職員の皆さん方の自分の体に合った食事の仕方というのはできませんね、これ。自分で弁当を持ってくる方、コンビニで買ってくる方、五條市内の食堂の業者から取り寄せて食べる方、この方々は今後にぎわい棟に食堂をつくってそこで食べてもらうとなったらできないん違いますか。その点どうですか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的にはにぎわい棟というふうなことで対応したいというふうに考えておりますが、先般述べさせていただきましたように会議室等々、運用面で柔軟に対応したいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 二回目に答弁をいただいた柔軟な対応は一番やっぱり大事ではないんですか。

職員の皆さん方の休憩時間は、現在の条例では十二時から十三時までと決まっているわけですね。だから新しい庁舎の一階、二階、三階にやはり食事のできる部屋、部屋を作ってこそこの休憩時間内で落ち着いた食事をしてもらえると、一階、二階、三階に食事部屋を作らずしてにぎわい棟で食べてくださいとなったら、庁舎からにぎわい棟は距離がありますからね。距離もありますから、それだけ時間も取られずし、にぎわい棟で食事をするとなれば時差を付けて交替制で食事してもらわなければ一遍にできないん違いますか。だから二つ目の答弁、各一階、二階、三階に職員さんの食事部屋を取るということを柔軟にと言われましたけれども、それを重点にした食事部屋を確保するように強く求めておきたいということを強調しておきます。

庁舎外に食堂をつくる問題点についても今も申し上げましたので、もう申し上げませんが、ひとつ職員の皆さん方の健康にとって一番大事な食事内容の自由と休憩時間中に食事のできる一階、二階、三階での各庁舎の中での食事部屋の確保、これを最重点にした庁舎の建設に我々は責任があるのではないかということを強調しておきたいと思えます。

次、（三）空調設備の効率的な設置と維持費を考えた設置でございます。

空調設備も時代に応じてだんだん良くなってきております。しかし今この市役所庁舎の空調設備、暖房・冷房今は兼用ですけれども、ありますけれども、冬、暖房を入れておっても女性の職員の皆さん方、足元まだ毛布かぶせていますわね。だから今の空調設備の位置は大体天井

に設置されているわけです。だから頭は暖かくても足元が冷たいわけですね。だからこれだけばくだいな建設費を出して庁舎の建設をするのですから、こういう冬に暖房を入れても足元へ毛布をかぶせらんでもいいような空調設備にするという、床に設置できる空調設備もありますし、壁に設置できるものもありますし、この間あちこち研修に行きましたけれども、今いろいろあるわけですから、そういう今の空調設備の不十分な点、欠陥を補うような効率的な設置、そして維持費を考えた設置と言いますのは、空調設備にも部屋一つひとつの個別空調と何部屋か一緒にした一括空調といういろいろあると思うのですね、しかし一括空調にした場合はどこか一箇所が故障したら関係する部屋ぐらいは全部止まるということになりますからね、だから個別にするか一括にするか、個別・一括を合わせてやるか、今の技術の進歩とも合わせてよく考えていただく必要があるのではないかと、もちろん空調設備のエネルギーの源も電気がいいのか、木質バイオマスがいいのか、石油がいいのか、その辺もよく検討されるべきだと思いますけれども、その点いかがですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

空調設備につきましては、用途に合わせてエリア分けをしており、全体空調部分と個別空調部分に分け、それぞれに応じた空調環境を計画しております。

また、ランニングコストにつきましても、効率的に計画をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい。答弁それぞれ前向きな答弁をいただいたのですが、もう一点だけ強調しておきたいのは、一番最初申し上げた冬に暖房を入れても女性の職員の皆さん、男性もそうですけれども、まだ足元が冷たいということにならないように、いわゆる空調設備の設置場所、空調設備にもよりますけれども、その辺は同じ失敗をすることのないように強調しておきたいと思っております。

（四）耐震性を考えた天井づくりと窓づくりでございます。

この間、東日本大震災やいろんなところで、熊本でもあちこちで地震が発生しております、発生時の映像をテレビで見ると、やはり天井が落ちてけがされた方、電灯が落ちてけがされた方、そういう事故がいっぱいありますね。だから今度の新しい庁舎建設にあたりましては、できるだけそういう危ないものを天井に設置しないという方向で検討すると同時に、どうしても天井に設置しなければならないも

のは少々の地震で揺れても落ちないという頑丈な取付け、この二点が大変重要ではないかと思えます。

また窓づくりについても、この間あちこち厚生建設常任委員会から研修に行かせてもらったら、今の窓はガラスのように割れない合成樹脂の透明の窓がありますね、したがって、値段の方は分かりませんが、窓ガラスが割れて職員さん、市民がけがのすることのないように、今の窓ガラスではなしに少々の地震でも割れない、そういう窓を目指していくということ、窓の開け閉めの箇所は、やはり開け閉めできる窓をたくさん作るほどこれは建設経費が掛かりますから、今の空調設備の冷暖房兼用の設備から考えたとしても窓を開けなければならぬというそういう機会は昔よりも減っているのではないかと思えます。したがって、どうしても開け閉めしなければならぬところは付けて、そうでないところは開け閉めの窓はできるだけ少なくする、これが建設費用を抑えるためにも重要ではないかなと考えますけれども、いかがですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

庁舎の構造部材につきましては、耐震性を兼ね備えた設計をしておるところでございます。

また、天井材や窓等の非構造部材につきましても、地震等発生時において耐震性能を発揮できる設計としておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい。その方向で頑張っていたかと思えますけれども、新庁舎の建物の構造が免震の耐震構造ではありますけれども、免震やからという庁舎の部屋の中で仕事をしている職員の皆さん方には安心やということではないわけですからね。だからやっぱり天井に設置するのは最小限にして、安全第一の設計を考えていただく必要があるのではないかと思えます。

次、（五）火災や地震時の緊急避難対策について。これは私の方から言うまでもなくちゃんと設計されていると思えますけれども、火災・地震時にはやはりエレベーター等々が止まった場合、やはり階段、スロープを利用して庁舎外に出ていただかなければならない場合もありますから、その点はエレベーター・エスカレーター等々、止まった場合の緊急避難対策これが重要だと思えますけれども、いかがですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

建物構造については、免震構造を採用しております。地震動は軽減されます。火災発生時や緊急避難時においては消防法、建築基準法に基づく避難規定を遵守し適切に設計してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい。建ててしまってからやり替えはまた金がかかるばかりですからね、現時点での万全な設計にされるよう強く求めておきたいと思います。

大きな四番、精神障害者の交通運賃割引実現の取組でございます。

この間、議会でも質問しましたし、この間の議会では意見書も可決していただいておりますので、質問の趣旨は御存じだと思いますけれども、ポイントだけ申し上げますと、精神障害者の皆さん方の交通運賃の割引の法律上の根拠はないわけです。そのほかの身体障害者・知的障害者の皆さん方はいわゆる全国統一して運賃割引がされるという法律の制度になっておりますけれども、精神障害者は除外されているわけです。だから現時点ではそういう法律の不備になっているわけですけれども。

したがって、この間精神障害者の奈良県の家族会の皆さん方が何遍も五條市議会に来ていただきまして、この解決に国への要望とそして法律が改正されなくても公共交通機関が承諾してくれたらそれでいいわけです。奈良県内の公共交通機関に要望を強めていただきたいということを何遍も要請に来られているわけでありまして、奈良県内のまず公共機関、近鉄を始めとする公共機関の皆さん方へ奈良県の市町村こぞって要望していただくということが大事だというふうにご考慮いただけますけれども、この間の取組で何か前進的なものがあつたら答弁いただきたいのと、これからの取組の考えを答弁いただきたいと思っております。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）十二番大谷議員の御質問にお答えします。

精神障害者の交通運賃割引実現の取組につきましては、平成三十年一月に本市から奈良県市長会へ、「精神障害者保健福祉手帳所持者に対し、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者と同様に鉄道・バス・航空運賃等割引制度の適用を図りたい。」という要望いたしました。

この要望は、奈良県市長会から近畿市長会を経て、今月六日に開催されました全国市長会におきまして国への要望事項として決定されました。

また、昨年十一月十七日に、近畿ブロック都市福祉事務所長連絡協議会から厚生労働省社会援護局に対し、「精神障害者保健福祉手帳所持者を含む全ての障害者を交通運賃の割引制度の対象とするよう関係各所に働き掛けてください。」という要望書を提出するなど、積極的に要望活動を実施しているところです。

市独自の取組といたしましては、今年度四月から市の福祉タクシーの利用対象者に、従来の身体障害者一・二級所持者、療育手帳A一・A二所持者に加え精神障害者保健福祉手帳一級所持者を対象としたところでございます。

企業等に対する要望につきましては、その根拠が、障害者基本法において、精神障害者を身体障害者・知的障害者と同様に障害者と定義されている点であること、またどの地区にお住まいの方にも同じの対応となるべきものであることから、今後も奈良県市長会や近畿ブロック都市福祉事務所長連絡協議会等いろいろな機会を捉えて国への要望をしまいにしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい。五條市内でも奈良県内でも近畿、全国的にも大きな取組をしていただいていたことが広がったということは大変精神障害者の皆さん方も喜んでいただけていると思えますけれども、実現するまではまだまだ困難な面もあると思えますからね、これをどうにかしてひとつ頑張っていたら法律でも認められると同時に、各公共機関は今以上に運賃割引に踏み出していただけるように頑張っていたらいい、この機会ですからね、全国の状況を申し上げておきますと、鉄軌道と乗合バスと旅客船においては、この三事業者で約三割が運賃割引をしております。それにプラスして去年の四月からですか、去年の四月から西日本鉄道が電車とバスの運賃割引を精神障害者保健福祉手帳の方にも適用していくというふうになっておりまして、全国的にも広がっておりますので、粘り強く政府と民間公共機関に取組を引き続き強めていただきますことを強調しておきたいと思えます。

次、最後、住宅開発や工業団地開発に伴うごみ処理及び汚水処理に関する開発業者の負担金総額と残金についてでございます。

水道事業に対する開発業者の負担金につきましては、この間去年の十二月議会から三月議会に掛けて明らかにさせていきましたけれども、水道と同じように住宅開発、そしてまた工業団地開発につきましては水道以外の点でも開発負担金が決められまして、業者の負担金額は大体決まっていると思えますね。

私の持っている資料で、田園の住宅開発に関する開発業者のごみ処理施設等汚水処理施設の負担金を明らかにさせてもらいます。田園の場

合は、ごみ処理施設については大和の負担が約五億五百万円、汚水処理施設につきましては大和の負担が一億三千二百万円ということが協定書に基づいて決められているわけですね。これは田園だけではなしに、協定書を全部エルベタウン・北宇智工業団地・牧野A南地区・牧野B地区、あづみ台ですね、この協定書全てにこのごみ処理・汚水処理施設に関する開発業者の負担金が決められていると思うのですが、その中の今私が明らかにしたのは田園だけの負担金であるわけですが、このように大変な金額も大きいわけですね。したがって、日にちは過ぎておりますけれども、今回また再度ごみ処理と汚水処理に関する開発業者の負担金についての質問をさせてもらっているということですので、いかがですか、皆さん方、この間調査していただいた上でのご答弁をしたいと思います。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

旧五條市住宅地等の造成事業に関する指導要綱において、平成十二年三月三十一日までは宅地開発許可申請時に開発負担金を課しております。住宅地や工業団地の開発に伴う公共施設の整備に係る負担を目的としたものでございます。

現在、昭和五十五年の同要綱施行から締結された負担金に関する協定書並びに覚書による負担金の総額並びに受入れ残金がないか確認はできておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）あのね、確認する資料はこれ全部あるわけです。田園の開発協定、あづみ台の開発協定、なつみ台の開発協定、北宇智工業団地の開発協定、エルベタウン、全部ある。この中に水道と同じようにごみ処理と汚水処理の負担金はちゃんと決めて開発業者は払わないかと、こうなっているわけです。その中の一つを今日私は明らかにしたわけです。当時私は総合開発特別委員会に所属してまして、委員長の一声でもらった資料ですから、私が勝手に作った資料違います。この金額、ごみ処理だけでも五億五百万円ですよ。汚水処理だけでも一億三千二百万円ですよ。こんなばく大な金額に決められておいて、何ぼ年数がたったからと言って分からないということはないわけです。担当課、また財政課、関連の課も含めて何日掛かっても調べてもらわなありません。金額が大きすぎますよ。五万円や六万円違いますよ。その点もうちよつと答弁してください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在、資料を精査中でございます。それについては少しお時間をいただきたいというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）あのね、参考のために明らかにしておきますけれども、水道に関する開発負担金、この間水道局苦勞してさかのぼって調べてくれて三月の決算委員会で明らかにしてくれましたね。田園だけで三億三千二百万円、大和の負担金があつて。この三億三千二百万円の負担金を五回に分割して払ってはるねん、大和は。五回に。一番最初は昭和五十七年二千七百万円、その次は五十九年、その次は昭和六十三年、その次は平成元年、一番最後は平成十年なんです。ほんまだこの前です。この平成十年のときに大体三億三千二百万円、支払いが五條市へ完了しておるわけですね、だからね、こんな開発負担金はそんな四十年も四十五年も前に一括して払われておるん違います。一番新しいのは平成十年なんです。目配りは止めたらあかんわけです、目配りは。

エルベタウン、明らかにしておきましょうか。エルベタウンかってね、負担金合計は三千六百二十万円ですね、これは五條市への支払いは平成六年と平成七年、この年に払われているのですよ。そんな分からんくらい昔の話違うわけですね。

北宇智工業団地も明らかにしておきましょうか。北宇智工業団地の開発負担金の合計は七千万円ですわ、この七千万円は三回にわたって払われております。平成八年、平成八年と、平成八年ですけれども三回にわたって払われておるのですね。このようにばくだいな金額ですからね、協定書は昔でも五條市へ負担金を支払われた年月はまだ最近なんです。こんなもん分からんままで済んだらあきませんのや、これは。だからね、もう市役所全て力を合わせてちゃんと開発に係るごみと汚水の負担金は開発会社何ぼと決めたのか、そしてそのうちその何ぼと決めたお金は全部ちゃんと五條市に払われているのかどうか、その払われたお金は何ぼかということ、そして現在何ぼ残っているのか残っていないのかということ、こんな大きな開発に係るばくだいな金額のことを、今年数がたつたから分らんということでは済みませんよ、これは。その辺は解決するまで私も頑張りますからね、皆さんも頑張っていたきたいと。大きな課題ですから、市長ひとつ答弁しておいてください。

○議長（平岡清司）太田市長。

○市長（太田好紀）十二番大谷議員の質問にお答え申し上げます。

この話は決算委員会ですか、大谷議員から過去の資料が出てきました。大変私たちもその資料を見て驚いたわけですから、その資料が出たということでも再度、その後すぐ協議に入りました。しかしながらあの期限が、水利権のうちが取得するときに大和ハウスがそれに対しての水利権の何ぼかを補償をするということでありましたけれども、それが平成四年で切れているということになっていました。弁護士とも相談しましたが、法的にはやはり期限が切れているということでありますけれども、違った角度からやはりあの書類を見ますと水利権を取得した場合という形になっておりましたので、現在今その水利権を取得、約十億円近くで取得することになっております。何らかの方法で期限は切れておりますけれども、現在、宅地造成開発も終わっております。当然住宅を建てる建てないは別として、そういう形の中の法律的な形の中では大変難しいということは弁護士からは言われておりますけれども、違った角度の中でこの水利権が今取得するというところでどういう方向に持っていくかということでもちよっと弁護士と相談をしながら協議を庁内でもしております。その違った角度からどうかこの取得の金額に対して五條市としても全力で投球して、何らかのいい方向にもっていきたいということで現在進めておる、簡単なものではないかなというふうには思っておりますけれども、出来る限り精一杯努力して何らかの方策を講じて進めてまいりたい、そのように考えております。

以上です。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい。市長の答弁は努力するという答弁ですから、それで頑張っていたかと思いますが、ただ今の市長の答弁は水道に関しての答弁やったと思うのです。今回の質問は、私はごみ処理と汚水処理に関するやつですからね、この点にもやはり配りを広げて、この点の調査もしていただきたいと、そして今回ごみと汚水でしたけれども、次の議会ではまたほかの分野にも広がるかも分かりませんよ。その点を申し上げます、ひとつ大変重要な金額の、膨大な契約、協定でございますので、ちゃんとしたことが分かるまで頑張っていたと思いますことを強調しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（平岡清司）以上で十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため四時五分まで休憩いたします。

午後三時四十八分休憩に入る

午後四時四分再開

○議長（平岡清司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

○議長（平岡清司） 日程第二、報第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 報第四号 平成二十九年五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について。

○議長（平岡清司） 報告を求めます。松本土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 松本成人登壇〕

○土地開発公社事務局長（松本成人） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第四号、平成二十九年五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について地方自治法第二百四十三条の第三第二項の規定により御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の五條市土地開発公社平成二十九年決算書・事業報告書の一ページより御覧いただきたいと存じます。

それでは、平成二十九年五條市土地開発公社決算書について、御報告申し上げます。

最初に、一、収益的収入及び支出でございますが、これは、公社の平成二十九年度の経常的な事業活動における収支の結果を示すものであり、事業活動に伴い発生する全ての収益と全ての費用が、現金収支の有無に関わらず、発生の事実に基づいて計上されるものであります。

まず、（一）収入の部でございますが、第一款土地開発事業収益の当初予算額は三億四千九十四万四千円で、補正予算額が四千三百三十万五千円の減、予算額合計二億九千七百六十三万九千九百九十九円に對しまして、決算額は二億九千七百五十三万三千九百九十九円となっております。

当該決算額の項別の内訳でございますが、土地開発公社が主たる事業によって得た収益であります第一項の事業収益につきましては、二億九千六百七十三万四千七百八十八円となっております。公共用地的売却に係る収益でございます。

内容といたしましては、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業に係る収益が主なものでございまして、国土交通省近畿地方整備局、五

條市並びに五條市土地開発公社の三者により「用地の先行取得に関する契約」に基づき、当公社が先行取得しました事業用地に対する近畿地方整備局からの買戻しに係る売却収益といたしまして、平成二十五年度国債分が九千三百三十六万二千七百六十九円、平成二十六年国債分が一億円、平成二十七年度国債分が一億二百万円、合計で二億九千五百三十六万二千七百六十九円となりました。

そのほかには、野原新町公共用地につきまして、新町三丁目地内の二筆、合計九〇・三五平方メートルを社会福祉法人五條市あすなろ福祉会に売却した収益が合計で百三十七万二千九百九十九円となっております。

次に、主たる事業活動以外の活動を源泉とする経常的な収益であります第二項の事業外収益につきましては、七十九万八千四百五円となっております。内訳は受取利息六百四十四円及びJR五条駅前臨時駐車場使用料五十八万六千五百円並びに各事業用地の貸付料が主なものであります。雑収益二十一万一千三百一円であります。

続きまして、(二)支出の部でございますが、第一款土地開発事業費用の当初予算額は三億二千七百四十七万七千円で、補正予算額が一千万五千四百八千円の減、予算額合計三億一千二百三十二万九千九百九十九円に對しまして、決算額が三億一千百二十二万一千九百二十円となっております。当該決算額の項別の内訳でございますが、土地開発公社の主たる事業に要した費用であります第一項の事業費用につきましては、二億九千五百七十三万一千四百六十円となっております。事業用地の売却原価二億九千五百五十一万六千四百九十九円及び事務的経費を支出しております。一般管理費二十一万五千四百一十一円でございます。

次に、主たる事業活動以外の活動により生じたものであります第二項の事業外費用につきましては、五十三万三千五百二円となっております。光熱水費など、JR五条駅前臨時駐車場の管理経費でございます。

次に、第三項の特別損失につきましては、一千四百八十五万六千九百五十八円となっております。これは、過年度であります平成二十六年から平成二十八年度の決算における、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業分の土地売却原価の計上方法につきましては、当該年度に未計上であった事務費相当額を、県の確認及び指導に沿って費用として扱ひまして、前期までの損益を修正する形としたため、その合計額を特別損失として計上したものでございます。

なお、決算におけるこの会計処理につきましては、現金の支出を伴わないものであり、資産であります現金の減少は伴わないものとなっております。

次に、第四項の予備費につきましては、その予算額五十万円の全額が不用となっております。

恐れ入りますが、二ページを御覧ください。

続きまして、二、資本的収入及び支出についてでございますが、ここでは、資産の処分の有無に関わらず、資産を増加させるための支出や負債を減少させるための支出及びこれらのために必要な資金収入を計上することとなっております。

まず、(一)収入の部でございますが、第一款資本的収入の予算額四十一万四千円に對しまして、決算額が十六万五千二百二十四円となっております。

当該決算額の内訳は、第一項の利子補給金のみでございます。一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業以外の借入金利息支払額に對する市からの利子補給金でございます。

なお、借入金内訳でございますが、恐れ入りますが、最後のページ、十九ページを御覧いただきたいと存じます。

ただいま御覧いただいておりますものは、長期借入金現債高明細書でございます。今井島台工業団地ほか七事業用地並びに一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業用地の別に借入先、期首残高、当期増加高、当期減少高、そして期末残高を記載いたしております。

なお、長期借入金の平成二十九年年度末残高は、五條市基金からの借入れが十六億五千二十八万円、南都銀行からの借入れが二億四千二百九十八万四千七百円、合計十八億九千三百二十六万四千七百円となっております。

恐れ入りますが、もう一度、二ページを御覧ください。

続きまして、(二)支出の部でございますが、第一款資本的支出の当初予算額は三億四千二百八十九万五千円で、借入金償還額の減による補正予算額が四千五百四十七万七千円の減、予算額合計二億九千七百四十一万八千円に對しまして、決算額が二億九千六百四十四万六千九百六十九円となっております。

当該決算額の項別の内訳でございますが、第一項の用地取得造成事業費につきましては、決算額が三百三十二万五千五百五十七円となっております。りまして、事業用地の維持管理・売却準備等経費である直接経費百二十八万六千五百三十円、借入金利息百九十四万九千四百二十七円等でございます。

次に、第二項の借入金償還金につきましては、決算額が二億九千二百八十一万五千二百二十二円となっております。事業用地に係る借入金の償還金でございます。

内訳としましては、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業に係る南都銀行への償還金としまして二億九千六百六十一万五千二百二十二円並びに

五條市基金への償還金としまして百二十万円となっております。

また、資本的収入が資本的支出に対し不足する額二億九千五百九十七万五千四十五円につきましては、損益勘定留保資金で補てんしております。

この損益勘定留保資金は、収益的支出における費用のうち、土地売却原価など、現金の支出を伴わない費用の計上がもとになるものでありまして、帳簿上に計上されたその費用の金額は、公社の会計処理上、前年度以前の未使用分も合わせて、内部留保資金として資本的収支不足額の補てん財源として使用することができるとでございます。

次に、三ページを御覧ください。

ただいま、御覧いただいておりますものは、損益計算書でございます。平成二十九年度における当社の経営成績を明らかにするため、会計期間に属する全ての収益とこれに対応する全ての費用とを記載して、当年度の経営の状況並びに純損益を表示するものであります。

一の事業収益二億九千六百七十三万四千七百八十八円から二の事業費用合計二億九千五百七十三万一千四百六十円を差し引いた額であります事業利益百万三千三百二十八円と、三の事業外収益合計七十九万八千四百五円から四の事業外費用五十三万三千五百二元を差し引いた額であります二十六万四千九百三十三円を足しました百二十六万八千二百三十一円が当年度の経常利益でございます。そして、ここから五の、先ほど御説明申し上げました特別損失一千四百八十五万六千九百五十八円を差し引きまして、一千三百五十八万八千七百二十七円の当年度純損失となりました。

続きまして、四ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書でございます。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第十八条の規定に基づく処理を記載した計算書でございます。毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、損失を埋め、なお残余があるときは、その額を利益準備金に繰り入れ、また損失が生じたときは、利益剰余金を取り崩して処理することとなっております。

続きまして、五ページから六ページを御覧願います。

ただいま御覧いただいておりますものは、貸借対照表でございます。平成二十九年度における当社の財産状況を明らかにするため、貸借対照日であります平成三十年三月三十一日における全ての資産、負債及び資本の現在高を記載したものでございます。

貸借対照日現在で、これまで導入された資金が土地や現金預金など、どのような形でどのくらい存在し、またそのために長期借入金、資本等の資金がどのような方法でどのくらい調達されているかを対照表にして示したものが貸借対照表であり、これによって資産と負債及び資本のバランス、それぞれの残高など、財政状態が示されるものとございます。

五ページの一番下の行の資産合計の二十四億九千九百九十七万九千八百六円に對しまして、次のページ、六ページの中頃に記載しております負債合計が二十二億九千四百三十八万二千六百六十四円、また、下から二行目の資本合計が一億九千六百五十九万七千四百六十二円で、負債・資本合計は二十四億九千九百九十七万九千八百六円となっております。

続きまして、七ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、キャッシュ・フロー計算書でございます。平成二十九年における当公社の現金の動きを明らかにしたものでございます。

恐れ入りますが、三ページから七ページにおける各財務諸表の詳細につきましては、後刻御清覧をいただきますようお願いいたします。

次に、八ページを御覧ください。

続きまして、平成二十九年の五條市土地開発公社事業報告を申し上げます。

平成二十九年の事業の総括としましては、一、継続事業としまして、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業の事業用地取得及び補償につきましては、平成二十八年年度をもって完了し、平成二十九年は国からの償還を受けるとともに、公社借入金の償還及び利息の支払いを行っております。

次に、二、その他の事業としましては、保有土地の売却としまして、平成二十九年九月二十七日付けで野原新町公共用地七一・五六平方メートルを百二十万八千七百九十一円で、平成三十年一月十六日付けで同じく野原新町公共用地一八・七九平方メートルを十六万三千二百二十八円で、いずれも社会福祉法人五條市あすなろ福祉会と売買契約を締結し、売却をいたしております。

そのほか、保有土地の暫定利用といたしまして、JR五條駅前整備事業用地を臨時有料駐車場として利用しております。また公社が保有する土地につきましては草刈等の実施による適正管理に努めるとともに、簿価上昇抑制の観点から、引き続き市基金から借入れをしているところでございます。

引き続き、九ページを御覧ください。

三、臨時駐車場利用状況では、JR五条駅前臨時駐車場における月別の利用状況を記載いたしております。

また、四、経理の状況では、平成二十九年度の収益的収支及び資本的収支の状況について記載いたしております。続いて、十ページを御覧ください。

五、理事会の議決事項としまして、平成二十九年度の当公社理事会における議決事項の件名等について記載いたしております。さらに、六、職員に関する事項といたしまして、公社事務局職員の構成を記載いたしております。

恐れ入りますが、九ページから十ページの詳細につきましては、後刻御清覧をいただきますようお願いいたします。続きまして、十一ページから十二ページを御覧ください。

ただいま、御覧いただいておりますのは、財産目録でございます。平成二十九年度における公社が所有する財産、すなわち資産及び負債の全てを目録にしたもので、この財産目録により当該事業年度末における公社の正味財産が計算される書類であります。

まず、資産の部でございますが、合計で二十四億九千九百九十七万九千八百六円となっております。この内訳といたしましては、現金や預金、また事業活動において経常的又は短期間に反復して発生する取引に伴い発生した資産、さらに短期間に消費され、又は他の形態に転換する資産であります。流動資産につきましては、現金預金の一千九百五十二万七千七百七十一円、基本財産の五百万円、未収金の九十六円、事業用地の二十四億七千五百七十八万四千四百三十九円となっております。

次に、十二ページの負債の部でございますが、合計で二十二億九千四百三十八万二千六百六十四円となっております。この内訳といたしましては、長期借入金など長期的な負債であります。固定負債が十八億九千三百二十六万四千四百七十七円、そして、事業活動における取引によって発生した負債等であり、流動負債が四億百二十二万二千七百七十七円となっております。

結果としまして、差引正味財産は、一億九千六百五十九万七千六百四十二円となっております。十三ページ以降の付属資料につきましては、説明を割愛させていただきます。

以上で報第四号、平成二十九年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告についての報告を終わらせていただきます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）簡単な質問をさせていただきます。

通告の決算の中で、現金であれば黒字なのか赤字なのか、そのどちらか金額で言っただけですか。

それと現金で借入れしているのかいないのか、しているのなら幾らなのか、現金関係で答弁してくれますか。

○議長（平岡清司） 松本土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（松本成人） 十二番大谷議員の御質問にお答えいたします。

現金ベースの黒字か赤字かということですが、決算書の七ページを御覧いただけますと、キャッシュ・フロー計算書がございます。ここで一番下から三行目の現金及び現金同等物増加額といたしまして、八十三万九千八百八十六円、この金額が増加となっておりますので、現金だけで申しますと、この金額が黒字であったということになります。

もう一つ、借入金の平成二十九年度の現金でございますが、平成二十九年度は借入れが全くございませんでして、借り入れて現金が増えたという金額はございません。

以上でございます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） 八ページ、又は九ページなんですけれども、JR五条駅前の臨時駐車場、僕三日ほど前に使わせていただきまして、適時草刈り等を実施してあるということだったのですけれども、今膝丈ぐらいまで草が生えていまして、草を刈ったような形跡がございませんでした。

また、市の駐車場に行くまでに民間の駐車場が同金額でされていて、そこはきちっと整備されているということなんです。同金額でなお遠い、また整備もされていない、この五條市の駐車場を使うかどうかと言ったら多分使わないと思うのですけれども、この辺の整備、どう考えますか。

○議長（平岡清司） 松本土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（松本成人） 二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

駅前臨時駐車場の管理につきましては、毎年度職員で草刈りをしていられるというような状況でございますが、本年度はまだ草刈りをいたしておりません。早期に草刈りをして、できるだけ御利用していただけるように努めてまいりたいと存じております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）まず確認させていただいて見ていただきたい、そのように思います。

それと十一ページの野原新町公共用地二億一千九百万円ですか、財産ということでも、何平米の土地があるか、そこだけ教えてください。

○議長（平岡清司）松本土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（松本成人）二番養田議員の御質問にお答えいたします。

野原新町公共用地の面積でございますが、平成二十九年年度末で八、一九九・〇九平方メートルとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）平米幾らで計算されていますか。

.....

○議長（平岡清司）松本土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（松本成人）失礼いたしました。二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十九年年度末で簿価の単価といたしまして、一平米当たり二万六千七百五十二円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）財産の売却でございます。野原新町公共用地、新町三丁目で、これ二回にわたって売却されておりまして、この場所の公共用地、こういった用地であったのか。そしてまた平米単価それぞれ幾らなのか、その辺とあえず教えていただけますか。

○議長（平岡清司）松本土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（松本成人）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

こちらは野原新町公共用地、新町三丁目にございまして、社会福祉協議会から奥の方に行きましてJRの線路際の土地でございます。

そして平米単価でございますが、事務費を加えない金額でございますと、上の方の平成二十九年九月二十七日契約の分が一平米当たり一万

六千四百円、これに事務費の三パーセントを上乗せする形となっております。それから下の方の平成三十年一月十六日契約分でございますが、事務費分を除いた平米単価で八千四百三十四円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）この平米単価の違いはどうして起こったのか。

そして先ほど、養田議員の方から平米単価教えてくださいと言っていた土地と同じ土地なのか、その辺教えていただけますか。

○議長（平岡清司）松本土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（松本成人）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

この土地は、野原新町公共用地という事業用地で申しましたら同じ事業用地でございます。

そして、この平米単価の違いでございますが、これらの土地につきましては、この売却しました用地につきまして固定資産税の路線価を基に算出しました地価公示価格相当額に当該土地の形状及び条件について固定資産税評価基準を基に補正をしまして平米単価を出しております。それに面積を乗じる方法により土地の価格を算出いたしております。そういったことから土地の形状でありますとか条件が悪い、良くない土地ということで、このような違いが生じているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）そしたら十一ページの先ほどの平米単価二万六千円台の平米単価を言っていたのですが、その辺の整合性がないのではないかと感じるのですけれども、その辺の御説明をいただけますか。

○議長（平岡清司）松本土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（松本成人）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

議員、お述べのように野原新町公共用地は以前にも同福祉会に用地を売却しております。そのときには先ほど養田議員に御説明申し上げました簿価、公共用地全体の簿価を全体の面積で割りました、簿価により平米単価を出して売却いたしました。しかし、この平成二十九年度に売却しました用地につきまして、その土地が道と非常に高低差があつて宅地とみなし難い、あるいは間口が狭小で、奥行きが長大であ

る、また水路面に接して自然の石垣が崩れているような状態であると、そういった条件がありましたので固定資産税の評価基準に基づきまして補正をしたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

以上で報第四号の報告を終わります。

○議長（平岡清司）次に日程第三、報第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）報第五号 平成二十九年一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業報告について。

○議長（平岡清司）報告を求めます。一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

〔一般財団法人大塔ふる里センター常務理事 谷口晶紀登壇〕

○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事（谷口晶紀）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第五号、平成二十九年一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告につきまして、地方自治法第二百四十三条の第三項の規定により御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十九年年度決算書・事業報告書を御覧願いたいと存じます。

当財団の平成二十九年年度につきましては、主に職員八名と調理師二名、ほかパート職員を雇用し、施設及び事業の運営を行いました。

平成二十九年年度においても昨年に引き続き、大塔町の豊かな自然をお客様に楽しんでいただけるよう、各施設とも営業を行いました。また、ジビエール五條のジビエ肉やジビエカレーの販売やジビエ肉を使用した食事の提供及び土産物の開発を行ってまいりました。

道の駅レストランにて営業を行っている帝塚山大学テツカフェもよいPRとなっております。

平成二十九年九月及び十月の週末に三回の台風の接近があり、一時国道の通行止め等もあり減収となりました。

また、平成三十年一月より一時休業しておりました、ふれあい交流館のレストランにつきましては、平成三十年四月二十八日から五條市漁

業協同組合の営業により再開いたしました。

全ての事業収入につきましては、一億四千三百二十八万三千九百七十円となりました。事業支出につきましては一億四千四百十万二千三百五十三円となり、当期収支は八十一万八千三百八十三円の純損失となりました。来期につきましては、各自治体及び各種団体への営業のほか、他団体との連携も深め、収益を上げるよう努力してまいります。

それでは、平成二十九年年度決算について御説明申し上げますので、別冊の平成二十九年年度決算書・事業報告書を御覧願いたいと存じます。三ページから四ページを御覧願います。

平成二十九年年度における一般財団法人大塔ふる里センター事業全体の収支決算でございます。

当期収入額は一億四千三百二十八万三千九百七十円で、前年度に比べ四百六十万三千三百九十二円の減となっております。

減収の要因としては、先ほど申し上げました秋の行楽シーズンの週末に接近しました三回の台風の影響と国道一六八号の崩土による通行止め等が考えられます。

また、当期支出額は一億四千三百六十三万七千六百三十四円となり、経常外費用四十六万四千七百十九円と合わせ、当期収支は八十一万八千三百八十三円の純損失となりました。

五ページと六ページを御覧ください。

ふれあい交流館、ロッジ星のくに、道の駅、大塔郷土館の正味財産増減計算書となっております。

「ふれあい交流館」については、入浴料やレストランでの飲食代、売店での売上などで四千六百二十三万三千九百七十二円の収入に対し、職員三名の人件費や燃料代、光熱水費、原材料代などで四千四百九十三万八千九百四十二円の支出となり、経常外費用四十六万四千七百十九円と合わせ差引収支は八十三万三千三百一十一円の黒字となりました。

「ロッジ星のくに」については、宿泊料などによる四千百十二万七千九百十二円の収入に対し、職員四名の人件費や燃料代、光熱水費、原材料代などの四千九十二万一千六百四十一円の支出となり、差引収支は二十万六千二百七十一円の黒字となりました。

「道の駅」につきましては、売店での売上等により三千六百四十九万二千六百六十円の収入に対し、職員二名の人件費や商品の仕入れ代などで三千六百四十二万六千九百円の支出となり、差引収支は六万三千三百六十円の黒字となりました。

「大塔郷土館」につきましては、食事代などで一千四十八万四千九百八十五円の収入に対し、支出は職員二名の人件費やパート代、材料の

仕入れ代などで一千六十一万六千六百六十三円となり、差引収支は十三万一千六百七十八円の赤字となりました。
続きまして、七ページ、八ページを御覧ください。

「デイサービス等の福祉事業、赤谷オートキャンプ場、大塔水車小屋、事務局費に当たります法人会計の正味財産増減計算書になります。

「福祉事業」は、デイサービスの本人負担金や介護保険金などで七十一万二千四百四十円の収入に対し、看護師や介護福祉士の賃金などで二百十五万六千十三円の支出となり、差引収支が百四十四万三千五百七十三円の赤字となりました。

「赤谷オートキャンプ場」は、砂防工事等が進められておりますが再開には至っておりません。

「大塔水車施設」については、十二万円の収入に対し、六万四千三百三十二円の支出となり、差引収支は五万九千五百六十八円の黒字となりました。

事務局費に当たります「法人会計」につきましては、八百一十一万四千四百一円の収入に対し、職員一名の人件費などで八百五十一万七千四百十三円の支出となり、差引収支は四十万二千六百四十二円の赤字となりました。

十一ページから十三ページまでの施設ごとの貸借対照表内訳表、十四ページと十五ページの平成二十九年一般財団法人大塔ふる里センター事業報告につきましては説明を省略させていただきましたので、御清覧いただきたいと存じます。

平成三十年度におきましても、利用客の増加、各施設の経費の削減、大塔の特産品・ジビエ肉などの販売に一層努めてまいりたいと存じます。

以上で平成二十九年一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業についての報告を終わらせていただきます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第五号の報告を終わります。

○議長（平岡清司）次に日程第四、報第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）報第六号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十九年五條市一般会計補正予算（第九号））。

○議長（平岡清司）報告を求めます。吉田理事。

〔理事 吉田暁史登壇〕

○理事（吉田暁史）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第六号、専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十九年五條市一般会計補正予算（第九号））につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三ページより御覧いただきたいと存じます。

本案は、昨年の台風二十一号による被災箇所の特急仮復旧工事に対する県補助金が交付決定されたことから農業用施設災害復旧事業に係る歳入歳出予算補正等の予算措置に特に緊急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により平成三十年三月三十日付けをもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十九年五條市一般会計補正予算書（第九号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

当該補正でございますが、一般会計の歳入歳出予算にそれぞれ一千四十三万四千円を追加したもので、これによる予算額は、歳入歳出ともに二百六億四千九百七十九万二千円となっております。

続きまして、歳出予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページ下段を御覧いただきたいと存じます。

十款災害復旧費、一項農林業施設災害復旧費、二目農業用施設災害復旧費、十九節負担金補助及び交付金の一千四十三万四千円でございますが、農業用施設災害復旧事業負担金でございます。昨年の台風二十一号により被災した箇所の特急仮復旧工事に対する費用を施工主体である五條吉野土地改良区に負担金として交付するための経費を計上いたしております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十五款県支出金において、一千四十三万四千円を追加し、歳出との均衡を図った次第でございます。続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、三ページを御覧いただきたいと存じます。

八款消防費、一項消防費、消防団第二方面隊消防格納庫整備事業の百七十八万二千円でございますが、壺安寺町の消防格納庫の建替えに係る設計業務委託で、開発（建築）行為事前協議書に必要な関係機関との協議及び資料作成等に不測の日数を要し、年度内に事前協議書を提出することが困難となったことから、翌年度に繰り越したものでございます。

なお、本事業につきましては、平成三十年四月末に完了しております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（平岡清司）次に日程第五、報第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）報第七号 平成二十九年年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（平岡清司）報告を求めます。吉田理事。

〔理事 吉田暁史登壇〕

○理事（吉田暁史）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第七号、平成二十九年五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の五ページより御覧いただきたいと存じます。

平成二十九年度の繰越明許費につきましては、去る三月市議会定例会において御議決いただきました二十七事業、及び三月三十日付で専決処分いたしました一事業の全二十八事業の繰越確定額でございます十一億九千九百九十七万八千八百八十円について、地方自治法施行令第四百十六條第二項の規定により報告を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書の六ページから八ページを御覧いただきたいと存じます。

各事業の詳細な内容につきましては、三月定例会において既に御説明申し上げておりますので割愛をさせていただきます、繰越限度額と繰越確定額が同額のものについては、繰越確定額のみ報告とさせていただきます。

それでは、各事業について御説明を申し上げます。

初めに、六ページを御覧ください。

二款総務費、一項総務管理費、五新線橋梁調査事業につきましては、地方創生推進交付金事業であります。城戸橋りょう（西吉野城戸地内）ほか一橋の点検業務を繰り越したものでございまして、繰越確定額は契約額と同額の四百二十三万三千六百円といたしております。

次に、同款同項、吉野三山ルートマップ作成事業につきましては、地方創生推進交付金事業であります。繰越確定額は契約額と同額の二百六十九万九千二百八十円でございます。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、花咲寮整備事業につきましては、年度内に一部分払いを実施したことから、繰越限度額三千七百九万五千円に対し、同確定額を二千九百九万四千八十円といたしております。

次に、四款衛生費、二項清掃費、ごみ中継施設敷地整備事業につきましては、繰越確定額一億二千八百万円でございます。

次に、同款同項、衛生センター施設解体撤去事業につきましては、繰越限度額一億二千五百六十三万三千円に対し、繰越確定額を一億二千

五百六十三万二千四百二十円としております。

次に、五款農林業費、一項農業費、畜産競争力強化整備事業でございますが、繰越確定額一千六百八十三万五千円でございます。

次に、同款二項林業費、(仮称)木質チップ生産施設整備事業につきましては、事業の一部が県の平成三十年度補助事業として認証されたことに伴い、平成三十年度予算(六月補正予算)として予算化が必要となったことから、繰越限度額一億一千八百九十三万四千円に対し、同確定額を七千五百万円といたしております。

次に、六款商工費、一項商工費、きずみ館大規模改修事業につきましては、繰越確定額七百十三万五千円でございます。

次に、七款土木費、二項道路橋梁費、道路維持修繕事業につきましては、繰越確定額は八十万円でございます。

次に、同款同項、道路改良事業につきましては、工事内容等の見直しにより、所要の事業費が予算額を下回ったことなどから、繰越限度額一億六千万円に対しまして、同確定額を一億四千六百万円といたしております。

次に、同款同項、橋梁維持修繕事業につきましては、繰越確定額二千五百六十万円でございます。

次に、同款同項、橋梁改良事業につきましては、入札結果に伴い、所要の事業費が予算額を下回ったことなどから、繰越限度額一千九百四十万円に対しまして、同確定額を一千二百五十万円といたしております。

次のページを御覧ください。

同款三項河川費、河川維持修繕事業につきましては、繰越確定額一千五百万円でございます。

次に、同款四項都市計画費、大和二見駅前公衆トイレ整備事業につきましては、繰越確定額一千二百八十四万二千円でございます。

次に、同款同項、二見四丁目公園整備事業につきましては、繰越確定額四百七十万円でございます。

次に、同款同項、総合体育館設備等浸水対策事業につきましては、繰越確定額四千九百二十万円でございます。

次に、同款同項、防災力強化棟整備事業につきましては、繰越確定額一億一千九百七十万円でございます。

次に、同款同項、周遊観光拠点施設整備事業につきましては、繰越確定額八百七十万円でございます。

次に、同款五項住宅費、改良住宅整備事業につきましては、繰越確定額を契約額の五百四十六万四千八百円といたしております。

なお、本事業につきましては、平成三十年四月末に完了しております。

次に、八款消防費、一項消防費、警鐘台整備事業につきましては、繰越確定額二百四十万円でございます。

次に、同款同項、消防団第二方面隊消防格納庫整備事業（靈安寺町）につきましては、繰越確定額百七十八万二千元でございます。

次に、十款災害復旧費、一項農林業施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業につきましては、繰越確定額六百九十五万円でございます。

次に、同款同項、農業用施設災害復旧事業につきましては、繰越確定額三千九十万円でございます。

次に、同款同項、農地災害復旧事業につきましては、繰越確定額一千六百万円でございます。

次のページを御覧ください。

同款三項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業につきましては、一部事業について、事業規模を勘案し事業実施年度を見直したことから、繰越限度額二億四千五百六十万円に対し、同確定額を二億八十八万円といたしております。

次に、同款同項、河川災害復旧事業につきましては、繰越確定額一億七百万円でございます。

次に、同款同項、都市公園災害復旧事業につきましては、繰越確定額三千二百万円でございます。

次に、同款同項、水路施設災害復旧事業につきましては、繰越確定額四百万円でございます。

繰越事業につきましては、以上でございます。

いずれの事業につきましても早期完了に向けて取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第七号の報告を終わります。

○議長（平岡清司）次に日程第六、報第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）報第八号 平成二十九年度五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

○議長（平岡清司）報告を求めます。吉田理事。

〔理事 吉田暁史登壇〕

○理事（吉田暁史）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第八号、平成二十九年年度五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の九ページより御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、平成二十九年年度中に完了を予定しておりました繰越明許費によるものうち、当該年度内に支出が終わらなかった事業について、地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定により、事故繰越しとさせていたるところでございます。

なお、事故繰越しにつきましては、地方自治法施行令第五十条第三項の規定により繰越明許費の手続を準用するため事故繰越し繰越計算書を調製し報告を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書の十ページを御覧いただきたいと存じます。

八款消防費、一項消防費、消防団第一方面隊消防格納庫整備事業でございますが、本事業は中之町の消防格納庫の新築事業で平成二十九年十月末に設計業務が完了し、工事につきましては平成三十年三月末に完了の予定でしたが、基礎工事のコンクリート打設及び外壁等の外部工事等において天候不順や低温の日が続いたことにより、養生等の作業工程に不測の日数を要したことから年度内の完了が困難となりましたため、一千八十二万五千八百円を事故繰越しとしたものでございます。

なお、本事業につきましては、平成三十年四月末に完了しております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第八号の報告を終わります。

○議長（平岡清司）次に日程第七、報第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）報第九号 平成二十九年五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

○議長（平岡清司）報告を求めます。松本水道局長。

〔水道局長 松本武士登壇〕

○水道局長（松本武士）ただいま上程いただきました報第九号、平成二十九年五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして、地方公営企業法第二十六条第三項の規定により御報告を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十一ページから十二ページを御覧願います。

本繰越計算書は、一款資本的支出、一項建設改良費の一部を翌年度に繰り越したものでございます。

今井町JR軌道敷地内配水管更新事業の予算計上額一億八百万円のうち、四千八百万円を翌年度に繰り越したものでございます。

繰越理由につきましては、踏切下部の施工中、地下水位が高く、湧水流入により施工に困難を極め、対応に不測の日数を要したことから繰越となりました。

財源につきましては、損益勘定留保資金を充てております。

なお、工事につきましては、本年五月十六日にしゅん工しております。

次に、宗桧上地区統合簡易水道事業で、予算計上額二億七十万円のうち、三千百三十二万円を翌年度に繰り越したものでございます。

この繰越内容は、委託業務であります。

繰越理由としまして、配水池設置場所の選定に不測の日数を要したため繰越となりました。

財源につきましては、企業債、国庫補助金、他会計繰入金、損益勘定留保資金を充てております。

なお、この委託業務は、本年五月十日をもち完了しております。

次に、機械及び装置工事業で、予算計上額一千二百九十万五千円のうち六百六十三万一千二百円を翌年度に繰り越したものでございます。

この工事は、小島取水場の導水管直径五〇〇ミリの導水流量計を更新するものであります。

繰越理由としまして、平成二十八年八月に計測値が不安定となり、その都度調整を行ってきましたが、本年二月に更に大きな誤差を確認し

たことから、急きよ更新工事を実施したため、機器の製作に四箇月を要することから繰越しとなりました。

財源につきましては、損益勘定留保資金を充てております。

この工事につきましては、本年九月末に完了する予定であります。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第九号の報告を終わります。

○議長（平岡清司）次に日程第八、報第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）報第十号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市税条例等の一部改正）。

○議長（平岡清司）報告を求めます。吉田理事。

〔理事 吉田暁史登壇〕

○理事（吉田暁史）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十号、五條市税条例等の一部改正の専決処分の報告、承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十三ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成三十年三月三十一日付けで公布されたことに伴い、平成三十年度における本市の市税の課税に急を要したことから、地方自治法第七十九条第一項の規定により平成三十年三月三十一日付けをもって専決処分としたため同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し併せて承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書十五ページを御覧いただきたく存じます。

初めに、第一条の五條市税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

まず第二十条では、第四十八条及び第五十二条の改正に係る規定の整備をいたしております。

次に、第二十三条第一項では、規定の整備を行うとともに、同条第三項では人格のない社団等については、電子申告義務化に係る規定を適用しないことについて規定をいたしております。

次に、第二十四条第一項では、規定の整備を行うとともに、同項第二号では、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件引き上げについて、同条第二項では、控除対象配偶者の定義の変更並びに均等割の非課税限度額の引き上げについて規定をいたしております。

次に、第三十一条第二項では、規定の整備をいたしております。

次に、第三十四条の二では、基礎控除額の所得要件について規定をいたしております。

次に、第三十四条の六では、調整控除額の所得要件について規定をいたしております。

次に、第三十六条の二第一項では、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件についての規定を、同条第二項及び第四項から第九項では規定の整備をいたしております。

恐れ入りますが、議案書十六ページから十九ページを御覧いただきたく存じます。

次に、第四十七条の三及び第四十七条の五では、規定の整備をいたしております。

次に、第四十八条では、規定の整備とともに、内国法人及び連結法人の外国関係会社並びに特殊関係株主等である内国法人及び連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例の規定の適用を受ける場合、控除すべき額を法人税割額から控除することについて規定をいたしております。また、内国法人のうち事業年度開始時の資本金の額等が一億円を超える法人等に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務について規定をいたしております。

次に、第五十二条では、規定の整備とともに、法人市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後減額更正がされ、その後さらに増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することについて規定をいたしております。

次に、第五十三条の七及び第五十四条第七項では、規定の整備をいたしております。

次に、第九十二条では、製造たばこの区分を新たに規定いたしております。

恐れ入りますが、議案書二十ページから二十三ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、第九十三条の二では、特定加熱式たばこ喫煙用具は、製造たばこみなして適用することについて規定いたしております。

次に、第九十四条では、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、「重量」と「価格」を紙巻たばこに換算する方式とする等の規定の整備をいたしております。

恐れ入りますが、議案書二十三ページから二十四ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、第九十五条では、たばこ税の税率の引き上げについて規定をいたしております。

次に、第九十六条及び第九十八条では、規定の整備をいたしております。

次に、附則第三条の二及び第四条では、第四十八条及び第五十二条の改正に伴う規定の整備をいたしております。

次に、附則第五条では、所得割の非課税限度額の引き上げについて規定をいたしております。

次に、附則第十条の二では、規定の整備を行うとともに、わがまち特例の割合について規定をいたしております。

恐れ入りますが、議案書二十五ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、附則第十条の三では、規定の整備を行うとともに、改修実演芸術公演施設に対する固定資産税又は都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定をいたしております。

恐れ入りますが、議案書二十六ページから二十八ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、附則第十一条から第十三条の三、第十五条及び第十七条の二第三項では、規定の整備をいたしております。

恐れ入りますが、議案書二十八ページから二十九ページを御覧いただきたいと存じます。

続きまして、第二条から第五条の五條市税条例の一部改正では、規定の整備を行うとともに、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法又はたばこ税の税率について、段階的な移行又は引き上げについて規定をいたしております。

次に、第六条の五條市税条例等の一部を改正する条例の一部改正では、平成二十七年に改正されました市たばこ税に関する経過措置の一部を改正いたしております。

続きまして、五條市都市計画税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十九ページから三十二ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、第七条では、規定の整備を行うとともに、改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定をいたしております。

恐れ入りますが、議案書三十二ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、第八条では、法改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

本則は以上でございます。

続きまして、附則について御説明を申し上げます。

議案書三十二ページから四十三ページを御覧いただきたいと存じます。

まず第一条では、施行期日について定めております。

次に、第二条では市民税について、また第三条から第四条では固定資産税について、さらに第五条から第十一条では市たばこ税についてそれぞれ経過措置等を定めております。

最後に、第十二条では都市計画税に係る経過措置について定めております。

以上で御報告を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（平岡清司）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）大変多くの条項が今回改正となつてございます。市民に直接係る大切な条例を専決処分されました。これは国からの通達で恐らく三月議会には間に合わなかったものと考えられるわけですが、その辺の理由、国からいつ通知が来てこういった専決処分になったのか、その辺の理由を教えてください。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）九番山口議員の質問にお答えいたします。

まず条例改正の期日でございますが、地方税の一部を改正する法律が平成三十年三月三十日付けで公布されたことに伴いまして、三月議会に提案することが叶わなかったものでございます。

上位法が改正されたことに伴いまして、やはり即座に条例の改正に反映させなければということで、専決処分とさせていただきます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）直接市民に係ることなので、議長申し訳ございませんけれども三回以上の挙手になるかと思っておりますので、その辺御配慮願いたいと思います。

特に、この中の税制の条例でございます。こういった条例、当然のことながら三月議会に国からの通達が早くにあったのではないかと私は思うわけでございますけれども、ただ国からの公布が三月末になっておって四月一日からの施行という形で急きよ取り急ぎ専決処分という形になった、決して悪いことではございませんけれども、多くの市民の方を知っていただく上において、今併せて質問させていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

特に税の中の二十四ページですか、地域経済を支える中小企業、また小規模事業者の生産性革命を実現するための設備投資に係る固定資産税の特例措置というのがございます。

それについてこの条例の中で御説明いただけますでしょうか。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）九番山口議員の御質問にお答えいたします。

まず、生産性向上特別措置法につきましては、中小企業が今後直面するであろう少子高齢化による人手不足とか働き方改革への対応等厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進んでおります設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性を飛躍的に向上させるために平成三十年六月六日に施行された法律でございます。

平成三十年から平成三十二年の三年間を集中投資期間と位置付けまして、自治体の認定を受けました資本金一億円以下の法人、従業員数一千人以下の個人事業主等が、導入されました先端設備等について地方税法の償却資産に係る固定資産税に対して最長三年間ゼロとする特例措置を講ずること、国・自治体が中小企業を支援するというものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）それがどこに記載されていますかという問いですわ。

.....

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）九番山口議員の御質問にお答えいたします。

議案書二十四ページ、第二十六項でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）そうですね、この二十六項に、固定資産税ゼロということに記載してございますね。この固定資産税をゼロにした場合に想定する五條市における企業数と固定資産税の額の影響をお伺いしたいと思います。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）九番山口議員の質問にお答えします。

当該制度を活用されて新規の先端設備を導入される方の数がまだ確定しておりませんので、全体額の予測はまだ明確な答弁をすることができませんが、仮に三千万円の先端設備等を平成三十一年一月一日までに導入された場合、三年間で八十四万九千八百四十円の減収となる見込みでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）想定する企業の数というのはつかんでおられませんか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

認定を受けられる中小企業の事業所数は、平成二十六年経済センサス基礎調査によると市内で一千五百三十四の事業所があり、五條市商工

会に確認をいたしました。そのほとんどが対象になるということです。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）その企業さんが、国からの減免を受ける事業で申請をして、その申請が通れば固定資産税の減免になるという仕組みになるかと思うのですけれども、この一千五百三十四全てが申し込むわけでも、また計画しているわけでもございませんし、ただ、今の理事の答弁では三年間で八十四万円、いわゆる総額で三千万円で八十四万円の減税となるというお話ですね、そういった中で、将来的に見てこの減税となることが五條市において大きな発展につながるのと思うので、しっかりと中小企業者に五條市としてどのような情報を流したのか、教えていただけますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

この特別措置法は六月六日に法律が施行されましたので、法による五條市の導入促進基本計画を国と協議し、国の同意を得る事務手続を進めているところです。国の同意は受理してから三十日程度掛かる見込みでございますので、中小企業からの申請につきましては早くとも八月上旬からとなる見込みでございます。よって国の同意を得られたら速やかに広報五條や市のホームページに掲載するとともに、五條市商工会やテクノパーク・なら、南大和テクノタウン等の工業団地に制度の周知を行うなどをしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）何度もすみません。

ということですので、締切りの日もあるということをしつかりアピールしていただいて、せっかくの国からの交付税の措置も四分の三ですか、交付税措置があると聞いてございますので、しっかりとその辺もアピールしていただいて多くの企業が参画できるような形をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（平岡清司）次に日程第九、報第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）報第十一号 専決処分分の報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）。

○議長（平岡清司）報告を求めます。すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 稲次裕美登壇〕

○すこやか市民部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました報第十一号、専決処分分の報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）につきまして、提案理由を説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十四ページから四十五ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成三十年三月三十一日付けで公布されたことに伴い、平成三十年度における国民健康保険税の課税に急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成三十年三月三十一日付けをもつて専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めるところでございます。

主な改正内容につきましては、地方税法施行令の改正に合わせて、国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額を引き上げる改正と低所得者の保険税の軽減措置の対象を拡充するため、軽減の対象となる世帯の軽減判定所得額を引き上げる改正をするものです。

条例改正の内容につきまして、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十六ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第二条第二項及び第二十一条では、基礎課税額の限度額を「五十四万円」から「五十八万円」に改正するものです。

次に、第二十一条第二号では、低所得者の保険税の均等割及び世帯割に係る五割軽減の、また同条第三号では、二割軽減の、それぞれ軽減判定所得額を引き上げるよう改正するものです。

次に、第二十二条の二第二項では、特例対象被保険者等に係る申告の際の必要書類の提示について国が示す国民健康保険税条例(例)の改正に併せて改めるものです。

附則につきましては、第一項で施行期日を、第二項で適用区分について定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(平岡清司) 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(平岡清司) 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(平岡清司) 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長(平岡清司) 次に日程第十、議第三十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第三十四号 五條市不当要求行為等防止条例の制定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第三十四号、五條市不当要求行為等防止条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十七ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、五條市職員が職務を遂行する上で受ける不当な要求行為等に対しまして、市としての統一的な対応方針等を定め、的確に対応することにより、公務の円滑かつ適切な遂行を確保するため条例を制定するものでございまして、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、制定内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十八ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第一条では、前述のとおり、条例の目的について定めております。

続きまして、第二条では、用語の定義について定めておりまして、同条第三号では不当要求行為等について、違法行為を要求する行為、また、職員の公正な職務の遂行を妨げるおそれのある要望等をする行為、さらに暴力、威圧的な言動その他の社会的相当性を逸脱した不正な手段により要望等をする行為と定めてございます。

続きまして、第三条では、職員が職務を遂行する上での基本姿勢について定めてございます。

恐れ入りますが、四十九ページを御覧いただきたいと存じます。

続きまして、第四条では、管理監督者への報告など職員の責務について、また、第五条では、職員から報告を受けた後における管理監督者の責務について定めてございます。

続きまして、第六条では、市民等の責務について定めてございます。

続きまして、第七条では、不当要求行為者に対する市長の警告及び公表等について定めております。

続きまして、第八条では、所轄の警察署長への協力の求めについて定めております。

続きまして、第九条では、条例の施行に必要な事項は、市長が別に定めることとし、附則では、条例の施行日を公布の日といたしております。

以上で議第三十四号、五條市不当要求行為等防止条例の提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十一、議第三十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第三十五号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第三十五号、職員の退職手当に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は民間における退職給付の支給の実情を鑑みまして、官民格差の是正を目的に国家公務員の退職手当の支給水準を引き下げるため、国家公務員退職手当法等が改正されたことを受け、本市におきましても当該改正法に準じ関係条例の改正を行うものでございまして、地方自治

法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本案につきましては、去る三月市議会定例会において既に御審議をいただいておりますが、その後の県下の各市の状況、それから特別交付税に係る将来的な影響などを改めて検証した上、再び御審議をお願いするものでございます。

それでは、改正内容について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十一ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条におきましては、職員の退職手当に関する条例を、また第二条及び第三条におきましては同条例の一部改正条例をそれぞれ改正するものでございまして、民間との均衡を図るため当該条例に規定されております退職手当の調整率を「一〇〇分の八七」から「一〇〇分の八三・七」に引き下げることになります。

また、第一条では地方独立行政法人法が改正されたことによる引用規定の整備といたしまして、条例本則第七条第五項第二号中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改めるものでございます。

なお、附則では当該改正条例の施行日を公布の日といたしております。

以上で議第三十五号、職員の退職手当に関する条例等の一部改正の提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）正職員の方で定年に達して退職した場合、この割合で下げたら金銭的には幾らぐらい下がることになるのか。

それと五條市のラスパイレス指数は奈良県下十二市の中でどういう位置にあるのか、ちよつと答弁してくれますか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、退職者の影響額でございますけれども、退職者につきましてはそれぞれ勤務年数が違いますので一例を申し上げます。例えば三十八年間勤務した課長職ではこの条例を適用いたしますと、約七十五万円の減額というふうになるところでございまして、

それと来年度末で定年退職をする職員で計算いたしますと、総額で約一千二百九十万円減額というふうなところでございまして、

それからもう一点、ラスパイルス指数でございます。現在の五條市のラスパイルス指数でございますけれども、これはまだ平成三十年度のラスパイルス指数は旧実態調査等が終わってございませんので、まだ出ておりません。平成二十九年年度のラスパイルス指数でございますけれども、五條市では九五・三となっております。これは奈良県の市平均は九八・四でございます。この九八・四から申しますと、五條市のラスパイルス指数はこれを下回るということでございます。奈良県の市町村全て、全団体を含めて平均値を出しますと、九五・二でございます。コンマポイント五條市が全市町村で見れば上回ると、このような状況になってございます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。
本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十二、議第三十六号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第三十六号 五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十六号、五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書五十二ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴うもので、本条例を同様に改正するものでございます。

次に、改正内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十三ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第十条第三項第四号中の「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」とあるのを「教育職員免許法第四条に規定する免許状を有する者」に改めるものとさせていただきます。

次に、第十条第三項に第十号として「放課後児童支援員の要件に五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認められた者」を加えるものとさせていただきます。

附則におきましては、施行期日を規定したものとさせていただきます。

以上で議第三十六号の提案理由の御説明を終らせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）この「第十条第三項に次の一号を加える。」とありますけれども、この五年以上の放課後児童健全育成事業に従事した者、市長が適当と認めた者というような形になっておりますけれども、最終決定者は確かに市長になると思えますけれども、それまでにしっかりとしたハードルがあつて審査されるような状態になっているのかどうか、その辺りですか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

最終的には市長の判断となりますが、現在五條市におきましては、全ての方が教員免許状などの規定する方が従事されていますので、この条項に当てはまる者はおらない状況になっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）現在おらないのですよね。今現在おらないのですけれども、これが施行されると、五年以上実務経験があつたらできるといふような内容となっているのですけれども、ただ市長が適当と認めた者だけではなくて、しっかりと内容を踏まえた担当課とした上での採用となるかどうか、その辺りですか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）二番養田議員の御質問にお答えします。

担当課といたしましたもそこあたりをしつかりと確認して、市長に進言していくものと考えております。
以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第十三、議第三十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口愼一）議第三十七号 五條市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。稲次すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 稲次裕美登壇〕

○すこやか市民部長（稲次裕美）ただいま上程いただきました議第三十七号、五條市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部を改正することにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十四ページを御覧いただきたく存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備を行うものでございます。

次に、改正内容につきまして説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十五ページから五十六ページを御覧いただきたく存じます。

第二条におきましては、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者について規定の整理を行うものです。

第二条の二におきましては、奈良県内市町村間で住所を異動した際の住所地特例が適用される場合について規定したものです。附則におきましては、第一項で施行期日を、第二項で経過措置について定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第十四、議第三十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第三十八号 五條市介護保険条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）失礼いたします。

ただいま上程されました議第三十八号、五條市介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書五十七ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、国が定める介護保険法施行令等の一部が改正する政令が公布され、平成三十年八月一日から施行されることに伴い、本条例を改正するものでございます。

次に、改正内容につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書五十八ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第三条第一項第六号ア中の「令第三十八条第四項」を「令第二十二條の二第二項」に改めるものでございます。

本条文は、第一号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準について、所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとする規定を引用している介護保険法施行令の条文が整理されたものでございます。

なお、今回の条例改正に伴う介護保険料の段階の判定に関する基準には、変更はございません。

また、附則につきましては、施行期日及び経過措置を定めるものでございます。

以上で議第三十八号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司） 次に日程第十五、議第三十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 議第三十九号 五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一） 失礼いたします。

ただいま上程されました議第三十九号、五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書五十九ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、国が定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されることに伴うもので、本条例を同様に改正するものでございます。

次に、改正内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書六十ページを御覧いただきたく存じます。

第五条第一号中及び第四十六条第一項中「政令で定める者」の次に、「介護保険法施行規則第二十二條の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。」をそれぞれ加えるものとございます。

第十六条中「介護保険法施行規則」を「施行規則」に改めるものとございます。

第五十九條の九第四号中及び第五十九條の十第五項中並びに第五十九條の二十の三中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」にそれぞれ改めるものとございます。

第五十九條の二十七中「重要事項に関する規定」を「重要事項に関する規程」に文言を改めるものとございます。

第六十一条第一項中「特定施設をいう。以下同じ。」を「特定施設をいう。以下この項において同じ。」に改めるものとございます。

なお、本条例を改正することにより、五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の内容に変更はございません。

なお、附則につきましては、施行期日を定めるものとございます。

以上で議第三十九号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第十六、議第四十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第四十号、工事請負契約の締結について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。井上産業環境部長。

〔産業環境部長 井上 昭登壇〕

○産業環境部長（井上 昭）ただいま上程いただきました議第四十号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書六十二ページを御覧願います。

契約の目的は、「みどり園跡地整備工事」であり、契約の方法は、「総合評価落札方式一般競争入札」で、設計金額は消費税抜きで「三億九千二百八十八万円」でございます。

入札金額は、消費税抜きで「三億五千三百五十九万二千元」であり、契約金額は、消費税込み「三億八千八百八十七万九千三百六十円」で、契約の相手方は、「株式会社中川組」であります。

請負率は、九〇・〇パーセントでございます。

本入札の参加資格につきましては、五條市建設工事等請負業者審査会要綱による審査会において検討を行った結果、五條市建設工事等競争入札参加資格を有する業者であり、五條市建設工事等競争入札参加資格の土木一式及びとび・土工、又は解体工事の登録を受けた者であつて、かつ建築業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果におけるとび・土工・コンクリート又は解体又はとび・土工・コンクリート・解体の総合評価値が九百点以上で、過去十五年以内にしゅん工した解体工事の元請け実績を有する者いたしました。

平成三十年三月十五日に入札公告し、四月十日に技術提案等を受付し、五月十六日までに四業者から入札書が提出され、五月十八日に開札が行われました。

その結果につきましては、次のとおりでございます。

金額については消費税抜きでございます。

まず、株式会社中川組、入札金額三億五千三百五十九万二千円、評価値三二・二四〇でございます。

次に、大栄環境株式会社、入札金額三億五千四百三十七万八千円、評価値二九・六二九でございます。

村本建設株式会社奈良本店、株式会社松村組につきましては失格となり、評価値の高い、株式会社中川組が落札者と決定し、仮契約を締結いたしました。

この工事は、みどり園跡地整備工事一式となっております。

工期につきましては、契約締結日から平成三十一年九月二十八日までを予定しております。

以上で議第四十号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今御丁寧いろいろな御説明いただきました。ちょっと二、三お尋ねいたします。

まず一つ目は、設計価格三億九千二百八十八万円ですか、この設計価格の積算根拠について答弁願えますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

設計金額算出につきましては従来の方法とは異なりますので、担当課で徹底的に検証を行いました。

設計するための基準がないため、解体工事の実績のある業者十一者に対しまして、見積りの提出を行い六者から回答があり、そのうち予算枠の三〇パーセント以上を異常値として排除し、残った二者の見積りを参考にして設計いたしました。

算出方法は、各工事項目ごとに一番安価な見積額を採用し設計金額といたしております。それによりまして予算値と比べ一億七千万円を下げることができました。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）これほどの金額のはる工事で積算根拠がないと、前例がないようなことであると、ないんかな、本当に……日本全国探しても、こんな大きな焼却炉の解体工事でしょ、それがないからそういうふうなやり方をされたのであろうと思いますけれども。

次に、四つの業者さんが参加されて、二者が失格という説明でしたよね。その失格理由について答弁願えますか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

村本建設と松村組の失格の理由でございますけれども、まず村本建設につきましては予定価格以上の額による入札でございましたので、不能額により失格となったところでございます。一方松村組につきましては、入札書在中の封筒は届きましたが、中に入札書が入っていないため失格になったものでございます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）三回目、最後になりますけれども、もう一つだけ、今聞かせていただいた参加された四つの業者、いずれも市外の業者やと思うのですが、市内業者さんが参加されていなかった理由というのは何かあるのか教えていただけますか。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の入札でございますけれども、これは総合評価値が九百点以上の業者というような形で設定をいたしております。その関係でそれをクリアする業者さんが五條市内にはおられなかったということでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）十一者の方々に見積りを取っていただいて、そして入札の工事金額を決定されたと今お伺いさせていただきました。この入札に關しましての最低価格を設けておりましたか。設けておればその金額を教えてください。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

当該工事の最低制限価格でございますけれども、三億五千三百五十九万二千元でございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）最低制限価格ギリギリで落札していただいておりますという大変有り難いお話だと思っておりますけれども、この工事の中にアスベストの除去は含んでおられるのかおられないのか教えてくださいますか。

○議長（平岡清司）井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

アスベストにつきましては事前調査の結果、外壁・室内の壁・天井などを調査したところ含有していませんでした。解体工事が始まると、建築材料などに含まれていないか調査を行い、発見した際には法令を遵守し、適切な方法で解体処分を行うよう仕様書に記載しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十七、議第四十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第四十一号、工事請負契約の締結について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。井上産業環境部長。

〔産業環境部長 井上 昭登壇〕

○産業環境部長（井上 昭）ただいま上程いただきました議第四十一号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書六十三ページを御覧願います。

契約の目的は、「三み中継施設建設工事」であり、契約の方法は、「総合評価落札方式一般競争入札」で、設計金額は消費税抜きで「三億

七千九百九十八万円」でございます。

入札金額は、消費税抜きで「三億六千万円」であり、契約金額は、消費税込み「三億八千八百八十万円」で、契約の相手方は、「株式会社キタムラ」であります。

請負率は、九六・七八パーセントでございます。

本入札の参加資格につきましては、五條市建設工事等請負業者審査会要綱による審査会において検討を行った結果、五條市建設工事等競争入札参加資格を有する業者であり、五條市建設工事等競争入札参加資格の建築一式の登録を受けた者であつて、かつ建築業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査の結果における建築一式工事の総合評価値が九百点以上で、過去十五年以内にしゅん工した建築一式工事の元請け実績を有する者としました。

平成三十年三月十五日に入札公告し、四月十日に技術提案書を受付し、五月十六日までに三業者から入札書が提出され、五月十八日に開札が行われました。

その結果につきましては、次のとおりでございます。

金額については消費税抜きでございます。

まず、株式会社キタムラ、入札金額三億六千万円、評価値三〇・八三三でございます。

次に、株式会社田原建設、入札金額三億七千万円、評価値三〇・〇〇二でございます。

株式会社ゴセケンが辞退され、評価値の高い、株式会社キタムラが落札者と決定し、仮契約を締結いたしました。

この工事は、ごみ中継施設建設工事一式となっております。

工期につきましては、契約締結の日から平成三十一年三月十五日までを予定しております。

以上で議第四十一号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十八、議第四十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第四十二号 財産の取得について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程いただきました議第四十二号、財産の取得につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案書六十四ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、五條市立学校給食センターの洗浄機の取得について、地方自治法第九十六条第一項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定に基づいて、議会の議決を求めるものであります。

取得財産は、「五條市立学校給食センター洗浄機一台」でございます。

取得価格は、消費税込み「六千二百六十四万円」で、納入場所は「五條市立学校給食センター」でございます。

取得の目的は、現洗浄機の経年劣化等による突発的な故障等により、給食の提供に支障を来すことがないように洗浄機を購入するためでございます。

取得の方法といたしましては、五月二十三日、十七者による指名競争入札を行い、四者から応札がございました。

落札比率は九六・六七パーセントでございます。

契約の相手方は、「奈良県桜井市生田一〇〇三番地 ダイヤコスモ株式会社 代表取締役 吉川清好」であります。

以上で議第四十二号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）入札に参加された業者名とその業者の入札額、ちよつとそれを答弁してください。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、ダイヤコスモ株式会社、税抜きで入札金額が五千八百万円でございます。

福島工業株式会社奈良営業所、五千八百八十万円でございます。

株式会社マルゼン奈良営業所、五千九百万円でございます。

関西総合厨房、五千九百三十万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司） 次に日程第十九、議第四十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 議第四十三号、平成三十年五條市一般会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。吉田理事。

〔理事 吉田暁史登壇〕

○理事（吉田暁史） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四十三号、平成三十年五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成三十年五條市一般会計補正予算書（第一号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては七億九千六百六十二万円を追加し、これに伴う予算総額は、歳入歳出ともに二百十億五千六百六十二万円となるところでございます。

それでは、歳出予算の補正より御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、八ページを御覧いただきたく存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、十九目新庁舎建設事業費、十三節委託料の一千十万円、及び十四節使用料及び賃借料の二百五十万円、並びに十五節工事請負費の一千六百四十万円でございますが、工事車両進入路等の整備等に係る費用を予算化するものでございまして、周辺住民の安全の確保と利便性を勘案し、北に抜けるルートを設けるため、新庁舎建設予定地（旧五條高校跡地）から中之今井線間の旧岡中線における待避所の整備及び五條北部幹線間に工費用仮設道路を設置するため、家屋等の事前調査費用及び工事請負費等の所要の経費を計上いたしております。

次に、三款民生費、三項生活保護費、一目生活保護総務費、十三節委託料の百六十二万円でございますが、生活保護システム基準等改定委託料を追加するものでございまして、平成三十年三月に国から、本年十月に適用される生活保護基準等の改定内容（案）の詳細が示されたことから、生活保護システムを改修するための所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、八十一万円を国庫支出金として見込んでおります。

次に、五款農林業費、二項林業費、六目（仮称）木質チップ生産施設整備事業費、十五節工事請負費の二千五百万円及び十八節備品購入費の二千四百万円でございますが、（仮称）木質チップ生産施設の整備工事費及び事業用備品購入費を予算化するものでございまして、平成二十九年年度繰越明許費として予算計上しておりました事業の一部が平成三十年度の補助採択を受けたことから、補助対象事業に係る経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、一千四百二十四万七千円を県支出金として、三千四百七十万円を過疎対策事業債として見込んでおります。

次に、七款土木費、二項道路橋梁費、二目道路維持費、十三節委託料の三千八百万円でございますが、測量設計業務委託料を追加するものでございまして、市道湯塩奥谷線の路肩崩落区域に隣接する地権者から調査・測量に対する理解が得られたことから、すべり面全体に調査・測量区域を拡大し実施するため所要の経費を計上いたしております。

次に、十款災害復旧費、二項農林業施設災害復旧費、二目農地災害復旧費、十五節工事請負費の三千四百万円でございますが、農地災害復旧工事費を予算化するものでございまして、昨年台風二十一号により被災した農地（保天山団地一箇所、御山団地二箇所、牧Ⅱ団地一箇所、全四箇所）に係る災害復旧工事に要する経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、三千二百六十七万四千円を県支出金（補助率九六・一％）として、百三十二万六千円を分担金として見込んでおります。

次に、同款同項、三目農業用施設災害復旧費、十五節工事請負費の一億七千四百万円でございますが、農業用施設災害復旧工事費を予算化するものでございまして、昨年の台風二十一号により被災した農道及び水路等（保天山団地三箇所、御山団地四箇所、牧Ⅱ団地四箇所、計十一箇所）の災害復旧工事に要する経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、一億七千二百七十八万二千円を県支出金（補助率九九・三％）として、百二十一万八千円を分担金として見込んでおります。

次に、同款三項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋梁災害復旧費、十五節工事請負費の三億一千三百万円でございますが、昨年の台風二十一号により被災した市道十一箇所（補助事業御山樫辻線ほか五件、単独事業八ツ川十日市線ほか四件）の災害復旧工事に要する経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、二億二千二百四十五万三千円を国庫支出金として見込んでおります。補助率は七四・九パーセントでございます。

次に、同款同項、二目河川災害復旧費、十五節工事請負費の一億五千三百万円でございますが、同じく昨年の台風二十一号により被災した河川二十三箇所（補助事業油谷川ほか三件、単独事業八幡川ほか十八件）の災害復旧工事に要する経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、五千九百九十二万円を国庫支出金として見込んでおります。補助率は七四・九パーセントでございます。歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、五ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十二款分担金及び負担金において二百五十四万四千円を、十四款国庫支出金において二億八千三百八十八万三千円を、十五款県支出金において二億一千九百七十七万三千円を、十八款繰入金において三千九百四十九万円を、二十一款市債において二億四千六百七十万円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」、「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）八ページ土地借上料二百五十万円、これは仮設道路と待避所も含めての値段やと思うのですけれども、これは一年ですか、それとも三年間の借地料ですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十番吉田雅範議員の御質問にお答えさせていただきます。

土地借上料につきましては、一年でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）したら毎年、契約をやり直すということですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十番吉田雅範議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、この分につきまして土地の所有者と契約の方をさせていただいた後には、次の分につきましては長期継続契約というふうなところを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）九ページの歳出、道路維持費、測量設計業務委託料追加、追加で三千八百万円ですけれども、したら前の測量設計費は幾らであって合計幾らになるのか。

それと、この道路は新設なのか、現在ある道路を改良するのか、その道路の延長は何キロになるのかをですね。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

当初一千万円というふうなところでございます。この部分につきましては、市道湯塩奥谷線におきまして、西吉野夜中地区から同湯塩地区

に通じる道路でございます。新設ではございません。旧の道路でございます。

市道部分につきましては、延長約二五メートルにわたりまして一メートル以上沈下しているというふうなところでございます。また崩落部分につきましては、約二五メートル北側では市道を横断するように明確な段差ができておるところでございますので、この部分につき、また山の斜面側につきましても崩落部分がございますので、その部分につきましては調査ということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 前の測量設計委託料が一千万円、追加で三千八百万円、合計四千八百万円になりますわな。そして道路延長が二五メートル、大きな災害工事やと思うんですけども、この工事の測量設計委託料で四千八百万円というのは、見積計画は正確になっていますか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

この部分については、きっちり計算しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 答弁をそうしないと思うのですけれども、わずか二五メートルの道路、新設ではないわけですわな。今ある道路を改良するか災害復旧工事かどちらか知りませんがね。これは本当に合計四千八百万円も測量設計委託料が必要かどうかよく検討すべきだと思います。工事費用とこれとは別ですわな。これから始まる工事費はこれに含まれていませんわね。答弁はそうでしたけれども、後からでも本当に二五メートルの道路の改良工事で測量設計費に四千八百万円も要るのかどうか、見積りは間違いがないかももう一遍点検しておいてください。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司） 次に日程第二十、本日提出されました議第四十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第四十四号、工事請負契約の締結について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。石田都市整備部長。

〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四十四号、工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、お手元の追加議案書一ページを御覧願います。

契約の目的は、「五條市新庁舎（国・県・市集約型）建設造成工事二工区」であり、契約の方法は、「総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札」で、設計金額は消費税抜きで「二億八千六百四十四万五千元」でございます。

また、入札金額は、消費税抜きで「二億五千四百五十八万八千元」であり、契約金額は、消費税込み「二億七千四百九十五万五千四十円」で、契約の相手方は、「檜尾・畠山・大池特定建設工事共同企業体」であります。

請負率は九〇・三九パーセントでございます。

本入札の参加資格につきましては、五條市建設工事請負業者審査会要綱による審査会において検討を行った結果、五條市建設工事等競争入札参加資格を有する業者であり、五條市建設工事等競争入札参加資格の土木一式の登録を受けた建設業者三者で構成される特定建設工事共同企業体であつて、共同企業体の条件としては、代表者は、五條市内に本店を有し、土木一式工事の等級がA等級のうちA1グループである者とし、その他の構成員は、五條市内に本店を有し、土木一式工事の等級がA等級（A1グループを含む。）である者となりました。

また、過去十五年以内にしゅん工した「土木一式工事」の元請実績を有するものとなりました。

平成三十年三月三十日に入札公告し、五月十日に技術提案書等を受付し、六月五日までに二企業体から入札書が提出され、六月七日に開札が行われました。

その結果につきましては、次のとおりでございます。

金額については、消費税抜きでございます。

まず、檜尾・畠山・大池特定建設工事共同企業体、代表者檜尾建設株式会社、代表取締役檜尾洋希、入札金額二億五千四百五十八万八千円、評価値四六・〇〇七でございます。

次に、田原建設・キタムラ・森岡組特定建設工事共同企業体、代表者株式会社田原建設、代表取締役田原清史、入札金額二億五千三百四十八万円、評価値四五・八三〇でございます。

以上の結果、評価値の高い、檜尾・畠山・大池特定建設工事共同企業体が落札者と決定し、仮契約を締結いたしました。

工事の概要は、施設撤去工、敷地造成工、法面工、擁壁工、排水工施設工、調製池工、舗装工、防災施設工となっております。

工期につきましては、契約締結の日から平成三十一年六月二十八日までを予定しております。

以上で議第四十四号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 一工区、二工区と分かれての造成工事でございます。一工区のしゅん工の時期は平成三十一年八月三十日、また二工区のしゅん工は平成三十一年六月二十八日となっております。間違いございませんでしょうか。間違いはないと思うんですけども。その辺の、片やJVで、そしてまたもう一つの一工区の部分は先の入札があつて、もう契約も終わっておるかと思うのですけれども、業者が決まっております、そしてJVの頭の業者の方と同業者であるということから考えまして、ほとんどが同業者で施工される可能性がございます。そうした場合において工事経費が変わってくるのではないかと思うのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（平岡清司） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

間接工事費につきましてでございますけれども、近傍工事による間接工事費、その調整というのには行わないということにしております。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 間接工事費というのは、いわゆる工事に係る経費であるというふうに考えるわけでございますけれども、諸経費というのは

重機の運搬であったり、そしてまた現場の仮設事務所等々現場を工事するに当たっての諸経費だろうと思うのですけれども、同一業者でもし違う業者であれば事務所二つ要るわけです。今同一業者で現場の仮設事務所、一つで済むわけでしょう。そういった観点からみますと、経費率が変わってきて当然じゃないんですか、その辺いかがですか。

○議長（平岡清司） 和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明） 九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

当該取扱いにつきましては、県のマネジメント部長からの通達もございます。これは平成二十七年の七月二十八日付けでございますけれども、この中でただいま議員おっしゃいましたように同一業者うんぬんというところの規定がございますので、先ほど御答弁申し上げましたように間接工事費につきましては調整を行わないというようなことで、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） そしたら、この間接工事費でございますけれども、一工区、二工区合わせて発注したときの間接工事費とこのバラバラに今発注してございます一工区、二工区の間接工事費と比べたらどれぐらいの差額が出てくるのか教えていただけますか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 九番山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

一工区の間接工事費でございますが、共通仮設費といたしまして八百十八万三千円、現場管理費といたしまして一千九百十八万七千円、一般管理費といたしまして一千百九十七万四千四百九十三円、トータル三千九百三十四万三千五百二十三円でございます。

二工区につきましては、共通仮設費でございますが一千六百二十万三千七百六十五円、現場管理費五千二百十三万三千円、一般管理費三千百十八万八千二百三十六円、トータル九千九百五十二万五千一百円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） まだありますか。（「九番」の声あり） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 同一工事でした場合の経費が今発表されていませんけれども……。発注していないけれども、そう考えた場合。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）九番山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

設計比較といたしまして、差額一千二百万円となっておりますのでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日十三日から二十日まで休会とし、次回二十一日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時四十二分散会